第１０編

在留審査

第１０編　在留審査

第１章　総則 ……1
第１節　留意点 ……1
第２節　申請の受付 ……1
第１　申請を受け付ける官署 ……1
第２　申請 ……3
第３　「外交」及び「公用」の在留資格を有する者に係る取扱い ……3
第４　受付期間 ……4
第５　在留期間を経過した者から在留期間更新許可申請等があった場合の取扱い ……6
[redacted]
8
第６　退去強制令書の発付又は在留資格取消通知書の送達を受けた外国人による在留期間更新許可申請等の取扱いについて ……9
第７　申請内容変更申出の取扱い ……9
第８　提示書類及び提出書類 ……11
第９　漢字氏名併記の申出 ……25
第10　受付に伴う措置 ……26
第３節　審査 ……28
第１　審査の方式 ……28
第２　事案概要書等の作成等 ……29
第３　申請案件の移管 ……31
第４　人身取引等被害者への対応 ……31
第５　ＤＶ被害者への対応 ……33
第４節　処分 ……36
第１　許可・交付 ……36
第２　不許可・不交付 ……42
第３　終止 ……64
第４　電算入力のための処分記録の送付 ……65
第５節　手数料 ……66
第１　手数料の徴収 ……66
第２　手数料納付書の確認等 ……67

第３　手数料の返還 ……６７
第６節　在留資格証明書 ……６７
第１　在留資格証明書 ……６７
第２　在留資格証明書の記載 ……６８
第３　在留資格証明書の回収 ……６８
第４　再交付 ……６９
第７節　個人記録 ……６９
第１　保管する資料 ……６９
第２　記録の取扱い ……６９
第８節　稼働先等の記録 ……７０
第１　保管する資料 ……７０
第２　作成・保管 ……７０
第３　分類 ……７０
第４　追加・訂正 ……７１
第２章　資格外活動の許可 ……７２
第１節　対象 ……７２
第２節　審査 ……７２
第１　一般原則 ……７２
第２　特則 ……７４
第３　その他留意事項 ……８３
第３節　許可 ……８５
第１　許可の方式 ……８５
第２　許可の期間 ……８７
第３　在留カードへの記載 ……８７
第４　再交付 ……８８
第４節　資格外活動許可の取消し ……８８
第１ [redacted] ８８
第２　取消し事由 ……８８
第３　管轄 ……８９
第４　取消手続に係る通知書等の番号 ……８９
第５　調査 ……８９
第６　事案概要書等の作成 ……９１

第７　取消しの可否の決定 ……９１
第８　留意事項 ……９３
第３章　就労資格証明書 ……９４
第１節　対象 ……９４
第２節　審査 ……９４
第１　一般原則 ……９４
第２　特則 ……９４
第３節　交付の方式 ……９５
第１　交付 ……９５
第２　紛失・滅失又はき損・汚損による措置 ……９７
第４章　在留資格の変更・在留期間の更新 ……９８
第１節　対象 ……９８
第１　在留資格の変更 ……９８
第２　在留期間の更新 ……９８
第２節　許可要件 ……９８
第１　一般原則 ……９８
第２　在留資格の変更に係る特則 ……１０７
第３　在留期間の更新に係る特則 ……１１０
第３節　審査 ……１１１
第４節　在留資格・在留期間の決定 ……１１２
第５節　許可の方式 ……１１３
第１　中長期在留者となる者に対する許可 ……１１３
第２　中長期在留者に該当しないこととなる者に対する許可 ……１１３
第３　許可に伴う措置 ……１１４
第６節　再入国許可に係る措置 ……１１５
第５章　永住許可 ……１１６
第１節　対象 ……１１６
第２節　審査 ……１１７
第３節　許可の方式 ……１１７
第１　許可 ……１１７
第２　許可に伴う措置 ……１１７
第６章　在留資格の取得 ……１１８

第１節　対象 ……１１８
第２節　審査 ……１１９
第３節　許否判断に関する留意事項 ……１１９
第４節　在留資格・在留期間の決定 ……１２０
第５節　許可の方法 ……１２０
第７章　再入国 ……１２２
第１節　対象 ……１２２
第２節　審査 ……１２２
第１　一般原則 ……１２２
第２　数次再入国 ……１２３
第３　特例期間に係る再入国許可の取扱い ……１２４
第３節　有効期間 ……１２５
第１　一般原則 ……１２５
第２　特則 ……１２６
第３　再入国許可の効力を生ずる日の決定 ……１２６
第４　再入国許可の効力を生ずる日の変更 ……１２７
第４節　許可の方式 ……１２７
第１　許可証印 ……１２７
第２　証印に伴う措置 ……１２７
第３　再入国許可書の交付 ……１２７
第４　一時庇護のための上陸の許可を受けている者 ……１２９
第５節　再入国許可書の再交付 ……１２９
第１　対象 ……１２９
第２　交付の方式 ……１２９
第６節　再入国許可を受けて出国中に旅券等を紛失した者に対する再入国許可期限の証明 ……１３０
第８章　在留資格の抹消 ……１３２
第１節　対象 ……１３２
第２節　受付 ……１３２
第３節　審査 ……１３３
第４節　抹消の手続 ……１３３
第１　抹消の表示 ……１３３

第２　処分入力等 ……１３３
第５節　抹消しない場合の取扱い ……１３３
第９章　証印の転記 ……１３４
第１節　対象 ……１３４
第２節　手続 ……１３４
第１　提出書類及び提示書類 ……１３４
第２　受付 ……１３４
第３　証印転記の手続 ……１３５
第４　出国中に旅券を紛失した者に係る再入国許可の取扱い ……１３５
第10章　特別永住 ……１３６
第１節　総則 ……１３６
第２節　平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫 ……１３６
第１　平和条約国籍離脱者 ……１３６
第２　平和条約国籍離脱者の子孫 ……１３７
第３　その他 ……１３７
第３節　法定特別永住者 ……１３８
第１　対象 ……１３８
第２　法定特別永住者該当の有無に係る照会等 ……１３９
第４節　入管特例法第４条による特別永住許可 ……１４０
第１　対象 ……１４０
第２　申請期間 ……１４０
第３　入管特例法第４条による特別永住許可申請の流れ ……１４０
第４　入管特例法第４条該当者から在留資格の取得許可申請が行われた場合の取扱い
……１４０
第５節　入管特例法第５条による特別永住許可 ……１４１
第１　対象 ……１４１
第２　申請 ……１４３
第３　申請書類 ……１４４
第４　受付に伴う措置 ……１４５
第５　審査 ……１４６
第６　進達 ……１４６
第７　処分 ……１４６

第６節　特別永住許可の取消し ……１４９
第７節　特別永住者証明書 ……１４９
第１　特別永住者証明書の位置付け ……１４９
第２　特別永住者証明書の記載事項等 ……１４９
第３　特別永住者証明書の有効期間 ……１５２
第４　特別永住者証明書の失効及び返納 ……１５３
第８節　特別永住者証明書に係る申請・届出 ……１５４
第１　申請・届出の窓口 ……１５４
第２　住居地の届出 ……１５５
第３　住居地以外の記載事項変更届出 ……１５５
第４　特別永住者証明書の有効期間更新申請 ……１５６
第５　紛失等による特別永住者証明書の再交付申請 ……１５６
第６　汚損等による特別永住者証明書の再交付申請 ……１５６
第７　交換希望による特別永住者証明書の再交付申請 ……１５６
第11章　構造改革特別区域法及び地域再生法に基づく特例措置 ……１５８
第１節　構造改革特別区域法関連 ……１５８
第１　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ……１５８
第２　特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業 ……１５９
第３　地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 ……１６０
第２節　地域再生法関連 ……１６２
第１　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 ……１６３
第２　外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 ……１６４
第12章　様　式 ……１６５

第１章　総　　則

第１節　留 意 点

入国審査官が行う上陸のための審査においては、入管法が列記する上陸のための条件への適合性の有無を審査するのに対し、在留の許可は「相当の理由」があるときに、法務大臣（又は権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官、地方出入国在留管理局長）が「できる」いわゆる裁量行為である。「相当の理由」の有無については、省令で規定された上陸基準を斟酌するとともに、申請人の入国後の一切の在留状況を基礎として行うものであり、その際、申請人のこれまでの在留状況及び今後の在留予定を正確に把握した上で、適正に判断する必要がある。

なお、平成３１年４月１日付けで施行された改正出入国管理及び難民認定法及び同改正法に基づき改正された同法施行令並びに施行規則においては、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可申請及び在留資格取得許可申請について、法務大臣及び出入国在留管理庁長官においても処分権限を行使し得るところ、上記申請について大臣又は長官が直接処分を行う事案については、地方出入国在留管理局に、本庁から個別に指示することとする。

[redacted]

第２節　申請の受付

第１　申請を受け付ける官署

１　申請の受付は、申請人の住居地（住居地がないときは宿泊先等の所在地とする。以下同じ。）を管轄する地方出入国在留管理局、支局（以下「地方局等」という。）又は分担す

る出張所において行う（取次申請による場合も同じ。）。ただし、次のいずれかに該当する場合には、管轄区域外又は分担区域外に住居地を有する者からの申請を受け付けることができる。

（１）申請人の所属する機関の事務所（現に申請人が当該事務所で活動している場合に限る。）が管轄区域内に所在しており、その職員による取次申請で、申請人が管轄区域外の地域に住居地を有する場合。（２）上陸許可時に留学の在留資格が決定された者（「３月」を超える在留期間が決定された者に限る。）及び教育、技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格が決定された者（「３月」を超える在留期間を決定された者に限る。）のうち一定の要件を満たすもの（要件は後記第２章第２節第２の３を参照）が、出入国港において当該許可に引き続いて、１週について２８時間以内（留学の在留資格が決定された者について、教育機関の長期休業期間にあっては、１日について８時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等に従事する者を除く。）を行うことを希望して、資格外活動許可の申請を行う場合。

２　地方局等の管轄区域

（１）法務省組織令（平成１２年政令第２４８号）第８４条及び第８６条（別表第三）に定めるところによる。

（２）空港のみを管轄する支局においては、当該空港に勤務する航空会社職員及びその家族からの申請についてのみ管轄する（前記１（２）及び後記４（２）の申請を除く。）。

３　出張所の分担区域（第９編別表参照）

出張所の分担区域は当該出張所の所在する都道府県とする。ただし、地方局の長は、出入国在留管理庁長官の承認を得て、出張所の所在する都道府県の範囲とは異なる分担区域を定めることができる。

なお、既に来庁している申請人については、後記４の「やむを得ない事由」の判断を柔軟に行う。

（注）地方出入国在留管理局組織規則（平成３１年法務省令第２７号）上は、出張所の管轄区域は当該出張所が置かれる地方出入国在留管理局又は支局の管轄区域と同一とされているが、具体的な出張所の分担区域は本要領（第９編第５章）に基づき定めるものである。

４　地方局等又は出張所の長は、前記１から３までにかかわらず、やむを得ない事由があると認める場合は、管轄区域又は分担区域外に住居地を有する者からの申請を受け付けることができる。なお、「やむを得ない事由」には、例えば次の場合が該当する。

（１）申請を受け付けない結果、在留期間が経過し不法残留せざるを得なくなる等管轄する地方局等又は分担する出張所に申請する時間がないとき

（２）緊急に出国する事情があり、みなし再入国許可の対象にならない場合において、管轄する地方局等又は分担する出張所において再入国許可申請（入管法第２６条第４項に規定する再入国許可の有効期間延長の申出を含む。）をする時間がないとき

（３）申請人の住居地を管轄又は分担する地方局等又は出張所への交通が不便であるとして地方局の長が指定した地域に住居地を有する者が申請したとき

第２　申請

１　申請人の出頭

申請は、後記２に該当する場合を除き、申請人本人が地方局等又は出張所に出頭して行う。

２　申請人の出頭が免除される場合

申請人の出頭が免除される場合については、第２編参照。

この場合において、旅券上の証印等から申請人本人が本邦に在留中であることを確認するとともに、必要に応じて外国人出入国情報システム（以下「ＦＥＩＳ」という。）等で在留状況を確認する。

なお、申請人本人が出国中であることが判明したときは、施行規則の規定に反するので申請をすることはできない。

（注）申請の受付手続を入国審査官等の職員以外の者が行うときは、旅券上の証印等から申請人本人が再入国許可により出国中でないことを当該受付担当者に確認させることとしておき、必要に応じて入国審査官等の職員がＦＥＩＳ等で在留状況を確認する。

第３　「外交」及び「公用」の在留資格を有する者に係る取扱い

本邦にある外国公館及び国際機関の職員（ローカルスタッフを除く。）並びにその家族等として「外交」又は「公用」の在留資格を有する者からの在留資格変更許可申請等については、第１及び第２の規定にかかわらず、外国公館又は国際機関から外務省及び本庁を経由して行われ、地方局等においてこれを受け付ける。また、在留資格変更許可申請等と同時に行われる再入国の許可申請又は証印転記の願出においても、同様に取り扱う。

（注）本邦にある外国公館又は国際機関の職員から直接地方局等に申請があった場合は、受け付けて差し支えない。その際は、本庁においても当該申請があった事実を把握しておく必要があるため、処分後に申請書及び意見書（作成した案件に限る）を本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係宛てに送付する（入管ＷＡＮによる送付可）。

第４　受付期間

申請は、原則として、次の１から８までに掲げる期間内に行われたものに限り受け付ける。

１　資格外活動の許可申請

在留期間満了日までの間（ただし、法第２０条第６項（第２１条第４項において準用する場合を含む）に規定する特例期間（以下「特例期間」という。）内にある者はその特例期間満了までの間）

２　就労資格証明書の交付申請

在留期間満了日までの間（ただし、特例期間内にある者はその特例期間満了までの間）

３　在留資格の変更許可申請

在留資格の変更の事由が確定したときから在留期間満了日までの間

（注）就労案件については内定通知書等、留学案件については入学許可書等が新たな受入れ機関から交付されており、雇用契約の始期又は入学までの期間がおおむね３か月以内のときは、申請を受け付ける。ただし、４月入社を前提とする「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請については、前年の１２月から受け付ける。なお、短期滞在の在留資格で在留中の者は、在留資格認定証明書の提出を要する。

４　在留期間の更新許可申請

在留期間満了日までの間

（注１）現に有する在留期間の残余の期間がおおむね３か月以内のときとする。

（注２）３か月以内の在留期間を決定されている者にあっては、当該在留期間のおおむね２分の１以上経過したときとする。

５　永住許可申請

在留期間満了日までの間

なお、永住許可申請中に在留期間が経過することが見込まれるときは、在留期間更新許可申請等を行うように案内する。また、現に有する在留期間の残余の期間がおおむね３か月以内の場合は、在留期間更新許可申請等を併せて行わせる。

６　在留資格の取得許可申請（「永住者」の在留資格を取得しようとする場合を含む。）

取得事由の発生の日から３０日間。ただし、一時庇護のための上陸の許可を受けている者にあっては、当該上陸の許可に係る上陸期間内。

なお、米国軍の軍籍離脱を理由とする者で被扶養者以外のものについては、原則として、軍籍離脱の前に申請を行わせる。

７　再入国の許可申請

在留期間満了日までの間（ただし、特例期間内にある者はその特例期間満了までの間）

8　申請期間等の末日が休日に当たる場合

取扱いは次の（1）又は（2）のとおりとする。

なお、在留可能な期間を延長するものではないことから、退去強制手続の開始や罰則の適用を妨げるものではない。

（1）在留資格取得許可申請について

行政機関の休日に関する法律（以下「休日法」という。）第２条を適用し、申請期間の末日が休日の場合、当該期間は直近の開庁日まで延長されるものとする。

（2）在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請について

休日法第２条の趣旨を踏まえ、在留期間の満了日が休日に当たる場合で、当該申請が直近の開庁日に提出されたときは、通常の申請受付期間内の申請として受け付けるものとする。

（注１）この場合において、市区町村への通知は、休日後の直近の開庁日の翌開庁日に行われる。

（注２）申請を受け付けた後、ＦＥＩＳにおいて、便宜上、特別受理情報を入力して受理登録を行うこととなるところ、この場合、受理登録後、在留カード発行前に後方入力画面において特別受理情報を確実に消去する必要がある。

（参考）休日法（抄）

第１条（行政機関の休日）

1　次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

三　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２～３　（略）

第２条（期限の特例）

国の行政庁（各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合

は、この限りではない。

第５　在留期間を経過した者から在留期間更新許可申請等があった場合の取扱い

[redacted]

1　[redacted]

[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）

（注３）

（注４）

（注５）

（３）

２

（１）

（注１）

（注２）

（２）

３

[redacted]

4 [redacted]

[redacted]

1 [redacted]

[redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

[redacted]

2 [redacted]

[redacted]

[redacted]

第６　退去強制令書の発付又は在留資格取消通知書の送達を受けた外国人による在留期間更新許可申請等の取扱いについて

１　在留期間更新許可申請等をしようとした際の措置

退去強制令書の発付又は在留資格取消通知書の送達を受けた外国人からの在留期間更新許可申請等は、在留資格を喪失した外国人からの申請であることから、当該外国人に対し、申請要件を欠く申請であり、申請をすることができない旨口頭で回答する

（注）在留期間更新許可申請中等に退去強制令書の発付又は在留資格取消通知書の送達を受けた場合は、第４節第２の３又は同節第２の５を参照。

２　在留期間更新許可申請等の書類の取扱いについて

前記１の説明の結果、当該外国人が納得せず、申請書類を提出したまま退室（退庁）した場合には、これを受け付けた上で、当該外国人に対して、提出のあった当該申請書類を「お知らせ（参考様式３）」とともに、簡易書留郵便により速やかに返送する。

当該申請については、「終止（理由：申請要件を欠く申請である。）」で処理し、申請書類のうち申請書の写しを必ずとり、それを在留資格審査画像照会システム（以下「画像照会システム」という。）に入力しておく。

なお、申請を受け付けた後に、退去強制令書が発付又は在留資格取消通知書が送達されている外国人からの申請であることが判明した場合も、本取扱いと同様の措置をとるものとする。

（注）当該申請人が、説明に納得し申請書類を提出することなく持ち帰る場合には、申請書の写しとともに首席審査官宛てに当該状況に係る報告書を作成することとする。

３　退去強制令書発付処分又は在留資格取消処分を取り消す旨の判決が確定した場合の取扱いについて

当該申請人に係る退去強制令書発付処分又は在留資格取消処分を取り消す旨の判決が確定した場合の取扱いについては、別途、本庁から指示する。

第７　申請内容変更申出の取扱い

１　取扱い

（１）在留期間の更新許可申請又は在留資格の変更許可申請をした者から「申請内容変更申出書」（施行規則別記第30号の３様式）を提出して申請の内容を変更することの申出があった場合は、それぞれ当該変更申出後の申請内容に係る在留資格の変更許可申請又は在留期間の更新許可申請があったものとみなして取り扱う。

（注）永住許可の申請をした者は、同申請から在留期間の更新許可申請等への申請内容変更申出の対象となっていない。

（２）ＦＥＩＳへの入力については、原申請を「終止」として処分入力した上で、原申請の受付年月日を当該変更申出の受付年月日とし、申請種別に応じた申請番号を新たに決定し入力する。

（３）現に在留カードを所持している者から、在留資格の変更許可申請から在留期間の更新許可申請に、又は、在留期間の更新許可申請から在留資格の変更許可申請に内容を変更する旨の申出があった場合は、在留カード裏面に押印してある申請中である旨の記載を二重線で抹消の上、新たな申請に対応する申請中である旨記載する（第１０の３（１）ア参照）。

なお、申請内容の変更申出を受けた日に即日で処分を行う場合は、新たな申請に対する申請中である旨の記載を省略しても差し支えない。

（４）申請内容の変更申出に係る立証資料の追完については、次項第８の２（３）エに準じて行う。

２　その他

（１）申請内容変更申出書の提出は、申請した外国人本人の出頭を原則としているが、前記第２の２の者による申出が可能である。

なお、申請人以外の者が申出の手続を行う場合は、申請人本人が本邦に在留中であることを確認する。

（２）申出書の「・・・については、申請の内容を・・・に変更したく、申し出ます。」のアンダーラインの箇所には、申出人に対し、希望する在留資格及び在留期間並びに具体的な活動内容の記入を求める。

（注）在留資格の変更許可申請を行った者から申請内容の変更の申出があった場合（例えば、同一の在留資格内で従事する業務の内容を変更する場合）又は在留期間の更新許可申請を行った者から申請内容の変更の申出があった場合（例えば、勤務先を変更する場合）で、変更後も当初の申請と同様に、それぞれ、在留資格の変更許可申請又は在留期間の更新許可申請であるときは、申請内容変更申出書の「出入国管理及び難民認定法施行規則第２１条の３又は第２１条の４の規定に基づき、」を二重線で抹消の上、各事項への記載を求める。

（３）原則として、原申請に係る内容変更となるため、そもそも原申請を受理していない官署での申請内容変更申出の受付は認められず、同申出を受理できる官署は原申請を受理した官署に限られる。なお、原申請を受け付けた官署から変更申出の意向を接受した

（現に申請者の住居地や所属予定機関の所在地等を管轄する）官署に対して、申請案件の移管を行った上であれば、当該移管先の官署において、申請内容変更申出を受け付けることは可能である。また、オンライン申請の場合は、局単位での申請受付となるため、同一管内の官署であれば、申請内容変更申出の受付は可能である。

第８　提示書類及び提出書類

１　提示書類

（１）中長期在留者にあっては、旅券及び在留カード

（２）特別永住者にあっては、旅券及び特別永住者証明書

（３）前記（１）及び（２）以外の者にあっては、旅券又は在留資格証明書

（４）資格外活動許可書の交付を受けている者にあっては当該許可書

【在留カード及び特別永住者証明書に関する留意事項】

ア　代理申請又は取次申請の場合であっても、申請人の在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）を提示させる。

この場合において、代理人又は取次者は、申請人の在留カード等の写しを作成し、適宜、代理人又は取次者の氏名及び取次等による手続中である旨記載の上、代理人又は取次者が当該申請人の在留カード等を預かっている間、申請人に当該在留カード等の写しを携帯させるように指導する。

イ　失念により在留カード等を提示できない場合は、原則として、在留カード等を持参して再度出頭し、その際に申請を行うように案内する。ただし、在留期間の満了日までに再度出頭して申請することが困難な場合は、今後在留カード等の常時携帯義務（特別永住者証明書については提示義務）を履行するとともに、申請後速やかに在留カード等を持参して再度出頭する旨の誓約書を提出させた上で、当該申請を受け付けて差し支えない。

ウ　紛失等により在留カード等を所持していない場合又は著しい汚損等により在留カード等の再交付が必要である場合には、先に在留カード等の再交付申請を案内し、新たな在留カード等が交付された後に、在留諸申請を行わせる。

【旅券及び在留資格証明書に関する留意事項】

ア　旅券又は在留資格証明書のいずれをも提示することができない者については、その理由書を提出させる。

（注１）申請時において、旅券を提示しない場合であっても、在留期間の満了日若しくは当該申請に係る処分の日のいずれか先に到来した日までに、旅券又は

在留資格証明書の提示が確実に行われることが見込める場合にあっては、旅券を所持しない理由書の提出を求めなくても差し支えない。

（注２）取次により多くの案件を一括して受け付けるときは、申請時に旅券の原本提示に代わる適宜の方法をとることとして差し支えない。ただし、許可処分の際には旅券の原本の提示を求める。

イ　再入国の許可申請において、申請書の記載欄に旅券を取得することができない理由の記載がある場合は、別途旅券を所持しない理由を記載した理由書を提出させる必要はない。

ウ　旅券の有効期間の延長手続中（外国人旅券等に記載された発行国への再入国期限の延長手続中を含む。）又は紛失等により旅券の再発行手続中の者については、当該手続中である旨を証する書類又はその写しを提示させる。

エ　在日韓国公館が在日韓国・朝鮮人に対して発行する「Travel Certificate」は、有効な旅券に含まれるが、「有効期間が残っていても発行目的が成就したときにその効力を喪失する」旨の記載があることに留意する。

オ　中国国外に定住する中国人が外国籍へ帰化申請中で旅券を定住国政府に提出して手続中である場合や、中国国外で中国人が旅券を紛失した場合などにおいて、当該中国人に対して中国政府が発行する「旅行証（Travel Document）」は有効な旅券に含まれる。

（注）[redacted]

カ　外国人旅券所持者に対する在留資格の変更、在留期間の更新又は再入国の許可の申請については、その者が活動資格をもって在留する場合は、次の点に留意し、当該旅行文書を発行した国への再入国期限までの期間がおおむね１か月未満のときは、あらかじめ当該再入国期限の延長手続を受けるよう指導する。

（ア）当該旅券の有効期間中であっても別途再入国許可を受けていないと発行国への入国を認められない場合があるので、旅券の有効期限に加え、発行国への再入国期限の有無に注意する。

（イ）発行国以外ではその有効期間の延長ができないものもあるので、有効期間の期限が切迫している場合には、発行国に帰ることができる期限に注意する。

キ　台湾旅券所持者で台湾に帰ることができる期限（回台加簽による制限）の記載がある場合は、カと同様に注意する。

ク　併記旅券に記載されて在留している者から再入国の許可申請があった場合は、それらの者が同一の船舶等で出入国することを予定しているときを除き、旅券を分離

するよう指導する。

2　提出書類

（1）申請書

申請人１人につき申請書１通を提出させる。

ア　写真の貼付

次に掲げる者以外の者については、申請書に写真１葉（施行規則別表第三の二に定める要件を満たしたもので、裏面に氏名を記入したもの。詳細については後記（2）を参照。）の貼付が必要である。

（ア）有効期間を１６歳の誕生日の前日以前の日として交付された在留カードを所持する中長期在留者及び令和５年１１月１日の改正法施行日前に、有効期間を１６歳の誕生日以前の日として交付された在留カードを所持する中長期在留者

（イ）当該申請において希望する在留資格が、外交、公用又は短期滞在である者

（ウ）当該申請において希望する在留期間が、３月以下の者（３月の在留期間がない在留資格を希望する者を除く。）

（エ）当該申請において希望する在留資格が、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、特定活動である者

イ　申請書の使用区分

在留資格変更許可申請書（施行規則別記第３０号様式）及び在留期間更新許可申請書（施行規則別記第３０号の２様式）の申請人等作成用１以外の様式の使用区分は、在留目的に応じ、次の表のとおりとする。

（注１）申請書は、申請人等作成用と所属機関等作成用又は扶養者等作成用により一組となっている。

（注２）在留目的に応じて、２枚から８枚が一組となっている（申請人等作成用１裏面参照。）。

（注３）高度専門職に係る申請については、次表の分類に加え、本邦において行おうとする活動に応じて「Ｊ」「Ｋ」「Ｏ」「Ｕ」又は「Ｖ」のいずれかの申請書を使用しても差し支えない。また、申請受付時に電算入力する際の種別については、使用する申請書様式の種別を入力する。

申請書様式及び ＦＥＩＳ上の種別	申請に係る在留資格
H	短期滞在
I	高度専門職（１号イ）、高度専門職（２号）教育、教授
J	芸術、文化活動
K	宗教
L	高度専門職（１号ロ）、高度専門職（２号）、報道、研究（転勤）、企業内転勤
M	高度専門職（１号ハ）、高度専門職（２号）経営・管理
N	高度専門職（１号イ・ロ）、高度専門職（２号）、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（特定研究活動・特定情報処理活動）、特定活動（本邦大学卒業者）
O	興行
P	留学
Q	研修
R	家族滞在、 特定活動（特定研究活動等家族滞在）、特定活動（EPA家族）、特定活動（本邦大学卒業者家族）
T	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 ※在留資格「定住者」に該当する全ての場合
U	外交、公用、法律・会計業務、医療、特定活動
V	特定技能
Y	技能実習

ウ　記載上の留意点

（ア）申請人に対し、申請人等作成用１の裏面の「記載上の注意」に留意の上、記載するよう指導する。

（イ）在留資格の変更許可、在留期間の更新許可及び在留資格の取得許可の申請書の記載は、次の要領による。

a　申請人等作成用及び共通事項

○「国籍・地域」

現に有効な在留カードを所持している者については、当該在留カードの国籍・地域（入管法第２条第５号ロに規定する地域）欄に記載された国籍・地域を記載させる。なお、新たに中長期在留者になる者で、日本国政府が承認した外国政府の発給した旅券を所持する者は、当該旅券の国籍・地域名を記載させる（日本国籍以外の二つ以上の国籍を有する者については、入管法施行規則第１９条の６第２項によるものとする。）。

在留資格変更許可申請等の申請書には、国籍・地域欄に具体的な国又は地域名を記入することとなっているところ、同欄に国又は地域名を記入しない場合や無国籍と記入した場合には、その経緯・理由を記載した文書やその申立内容を証する資料がある場合は当該資料も提出させ、いずれの国籍の取得手続もしない合理的な事情を有すると認められるときは「無国籍」とする。

（注１）入管法第２条第５号ロに規定する地域については、「台湾」、「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」が該当し、台湾旅券所持者については「台湾」、ヨルダン川西岸地区又はガザ地区の権限のある機関が発行した旅券に相当する文書の所持者については「パレスチナ」と記載させる。

（注２）香港ＳＡＲ旅券を提示する者については、「中国（香港）」と記載させる。

（注３）香港ＤＩを提示する者について、身分事項頁の国籍欄に「中国（CHINESE）」と表記されている場合は、「中国」と記載させ、同欄に「－」が記載されているときは、「無国籍」と記載させる。

（注４）英国海外市民旅券（ＢＮＯ旅券）を提示する者については、「英国（香港）」と記載させる。

（注５）英国属領市民の身分を有しているときは英国の次に当該属領の名（例：英国（バミューダ））を付記させる。

（注６）マカオＳＡＲ旅券を提示する者については、「中国（マカオ）」と記載

させる。

（注７）マカオＳＡＲ旅行証を提示する者については、「中国」と記載させる。

（注８）マカオ政庁及び在マカオポルトガル総領事館発行のポルトガル一般旅券を提示する者については、「ポルトガル」と記載させる。

（注９）いずれの国籍・地域か疑義のあるときは、国籍・地域に関する疎明資料を提出させた上で記載すべき国籍を判断する。

（注10）在留カードの国籍・地域欄に「無国籍」と記載されている者については、「無国籍」と記載させる。なお、国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書の提示がされないものの、当該人のＦＥＩＳ等で、有効な国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書を所持することが判明したときは、速やかに住居地以外の記載事項の変更届出を行うよう指導する。

（注11）本邦出生子が在留資格取得許可を申請するに当たり、国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書を所持していない場合は、父母の国の国籍に関する法制度に基づき、次の①から④までにより、当該出生子の国籍・地域とする。この場合、父母の国籍の確認は、父母の国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書の記載により確認する。父母が国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書を所持していない場合（紛失等の場合を除く。以下同じ。）は、父母の在留カード又は特別永住者証明書の国籍・地域の記載により確認する。また、父母がこれらのいずれも所持しない場合であって、ＦＥＩＳで父母の国籍が判明しているとき（当該国籍を離脱等した旨を証する文書を所持するときなどを除く。）は、当該ＦＥＩＳの国籍欄の記録によるものとする。

① 父母が同一の国籍を有し、当該国籍を取得することが明らかに認められる場合は、当該国籍を国籍・地域とする。

② 父の国籍のみを取得することが明らかに認められる場合は、父の国籍を国籍・地域として記載し、母の国籍のみを取得することが明らかに認められる場合は、母の国籍を国籍・地域とする。

③ 父母の国籍が異なる場合で、双方の国籍を取得できることが明らかに認められる場合は、当該国籍のうち、いずれか一方の国籍を国籍・地域とする。

④ 父母双方が「無国籍」である場合又は父母は「無国籍」ではないものの、双方の国の法制度から子が無国籍となることが明らかに認められる

場合若しくは父又は母のいずれか一方が「無国籍」であって、かつ、他方の国の法制度から子が無国籍となることが明らかに認められる場合、父母が外国人であることが明らかであるが父母の国籍が不明の場合は「無国籍」とする。

（注１）父母が紛失等により在留カードの所持を失っているとき、又は国籍・地域に変更が生じているものの、在留カードの記載事項変更届出を行っていないときは、先に父母の在留カードの交付に係る手続を行わせる。なお、父母が特別永住者であった場合は、居住地の市区町村において必要な手続を行うよう指導する。

（注２）上記①から③までの「国籍を取得することが明らかに認められる場合」には、本邦にある大使館等に届け出ること又は本国にある行政機関に届け出ることにより父母の双方又はいずれか一方の国籍を取得できるものを含む。なお、次回以降、更新時等において、国籍を証する文書を確認することとし、国籍を取得したことが確認できない場合は、国籍を取得する手続を行う旨を理由書に記載させる。

○「出生地」及び「本国における居住地」

「出生地」及び「本国における居住地」については、それぞれ国（地域）名及び都市名を記載させる。この場合において、本国に居住地を有しない者については、日本国以外での通常居住する国（地域）名及び都市名を記載させる。ただし、「永住者」の在留資格をもって在留する者及び特別永住者については、記載を要しない。

○「住居地」

住居地がないときは宿泊先等の所在地及び名称を記載させる。また、入管法上の住居地届出を行わずに住民票の住所のみを届け出ている場合は、「住居地未届」と付記した上で、当該住所を記載させる。

○「旅券」

入管法上有効な旅券について記載させる。

（ａ）外国人旅券等で発行国への再入国に期限のあるものを所持する者については、当該外国人旅券等の有効期限を記載させた上で発行国への再入国期限を付記させる。

（ｂ）台湾旅券所持者については、旅券の各事項のほか、回台加簽の有効期間又

は居住国への再入国期限が記載されている場合は、その期限を付記させる。

○「犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）※交通違反等による処分を含む。」欄

犯罪を理由とする処分を受けたことがある場合には、罪名及び処分内容等を具体的に記載させる。

「犯罪を理由とする処分」とは、刑事罰であるか行政罰であるかを問わず刑罰（拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）、罰金、拘留及び科料）を指し、「処分を受けた」とは、刑の執行を受けたか刑の執行を猶予されたかを問わず、刑の言渡しを受けこれが確定したことをいう。

なお、「交通違反等による処分」とは、交通取締法規等の行政取締法規に違反したことを理由に科される刑罰を指し、過料や交通反則通告制度に基づく反則金及び間接国税等の犯則事件に基づく通告処分などは含まれない。

○「代理人」欄

法定代理人による申請の場合にのみ記載させる。

○「申請人（法定代理人）の署名」欄

申請本人又は法定代理人に署名させる。

○「取次者」欄

法第６１条の９の３第４項に基づき施行規則第５９条の６第３項に規定する取次者による申請の場合に必要事項を記載させる。

b　所属機関等作成用

①　「勤務先又は所属機関、代表者氏名の記名」

申請人が所属する所属機関の代表者による氏名の記名が必要である。ただし、上場企業等一定の規模を有する企業等の場合で、事業部、人事部等が当該外国人の入国・在留手続を担当しているときは、当該部長等の記名とすることができる。

教育機関については、学長、学部長（留学センター等が留学生の在籍管理を行っている場合は当該センター等の長）等の記名が必要である。

②　「雇用保険適用事業所番号」

雇用保険適用事業所設置届を提出した際に受け取る「雇用保険適用事業所設置届事業所控（適用事業所台帳）」等に記載されている事業所番号を記載させる。

なお、非該当事業所は記載させる必要はない。

③　「業種」及び「職種」

就労資格について、「業種一覧」及び「職種一覧」の中から、主たる業種及び職種を選択し、その番号を記載させる。

なお、該当する在留資格ごとに選択できる番号が指定されているため、その中から選択させる。

④　「活動内容詳細」

該当する在留資格に係る詳細な活動内容を記載させる。

なお、記載欄が不足する場合は、別紙（任意様式）を作成し、添付させる。

c　その他留意事項

①　記載事項に該当がない場合

空欄にすることなく、「なし」、「Ｎｏｎｅ」、「―」、「Ｎ／Ａ」等の記載を求める。

（注）「～の場合に記入」とされている事項で、「～の場合」に該当しないなど、当然に記載の必要のない事項を除く。

②　所属機関等作成用及び扶養者等作成用における「法人番号」欄

勤務先等が法人である場合には、国税庁が法人に対して指定した法人番号（１３桁）を記載させる。

（注）在留資格「教育」における「稼働先」について、単に「○○教育委員会」と記載されていることが散見されるところ、稼働先が教育委員会であれば「教育」の在留資格は決定できないことから、実際に勤務する教育機関を明らかにするよう指導すること（稼働先が複数ある場合は、任意の別紙に記載させて差し支えない。）。なお、派遣会社との契約に基づく活動である場合、所属機関等作成用の記載項目は、「職務上の地位」や「給与・報酬」等、契約機関のみが把握可能な情報が含まれていることから、申請人と直接契約を結んでいる派遣会社が作成する。

③　記載事項の訂正及び未記載事項がある場合の対応

記載内容の訂正は、必ず申請書作成者が訂正を行う。また、未記載の事項がある場合、又は署名がない場合には、未記載の事項への記載、署名を求めることとなるが、このときも申請書作成者が行うこととなる。

ただし、誤字・日付の誤り等の軽微なものについては申請人に確認をした上で、誤っている部分は訂正することなく正しい内容を書き加え、また、公知の事実に該当する事項や添付資料を含む客観的な資料等から事実関係が明

らかである事項については申請人に確認をすることなく職権により正しい内容を書き加えて差し支えない。

なお、正しい内容を書き加えるに当たっては、当局において書き加えた事実が明らかとなるよう、朱書きの上、書き加えた部分を丸で囲むなどし、書き加えた日、申請人に確認した旨及び確認した日等を記載しなければならない（定型句についてはゴム印等を使用して差し支えない。）。

また、所属機関の職員が申請に来訪している場合で、当該職員が所属機関等作成用の様式の未記載項目を記載するとき又は記載事項を訂正するときは、申請書作成者として記名している代表者でなくとも、追記又は訂正させることとして差し支えない。

（注）申請の際に、未記載の事項がある場合又は署名がない場合で、これらがなされないときは、原則として、申請を受け付けることができない。ただし、再度申請のために出頭することが人道上その他の事情により著しく困難である旨の申立てがあった場合には、統括審査官等に受付の可否を確認する。

（ウ）資格外活動許可申請書（在留カードを発行可能な空海港における申請を除く。）

第２章第２節第２に規定する包括的な資格外活動許可（以下「包括許可」という。）を受けることが可能な在留資格をもって在留する者からの在留期間内におけるアルバイトについて包括許可を求める申請については、申請書の12欄の(2)「雇用契約期間」及び(4)「報酬」並びに13「勤務先」欄の記載は要しない。

（エ）就労資格証明書交付申請書

９「証明を希望する活動の内容」欄については、「特定活動」の在留資格をもって在留する者に係る申請及び第３章第２節第２に定める申請の場合を除き、記入を省略させて差し支えない。

（オ）永住許可申請書

14「永住許可を申請する理由」欄の記載により当該理由が明らかとなるものについては、理由書の提出は要しない（第１２編第２章第３１節別表参照）。

（カ）取次者による申請の留意点

取次者による申請受付時において記載事項に訂正、削除等が必要であることが判明した場合において、当該申請を取り次いだ行政書士等が該当部分を特定し、その付近の空白部分等に修正をした旨の表示があるときは、当該申請を受け付けて差し支えない。この場合において、修正を施した申請書の写しを当該行政書士に手交し、

申請人本人から当該申請書写しの下部余白に「上記修正につき、事実に相違ありません。」等の文言を付して署名した上で、後日、当該申請書の写しを提出させるものとする。

なお、取次者による申請受付後において記載事項に訂正、削除等が必要であることが判明した場合についても同様とする。

（2）写真

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格取得許可申請及び永住許可申請において提出する写真の要件は、次のとおりである。

なお、申請書の写真添付欄に直接印刷された写真の提出も認められる。

ア　要件

（ア）申請人本人のみが撮影されたものであること

（イ）写真の寸法

縁を除いた部分の寸法が、後記の寸法を満たしたものであること（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）から顎先まで）

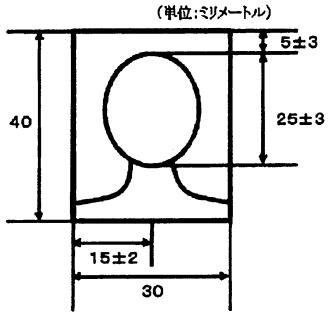

（ウ）無帽で正面を向いたものであること

宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書（任意様式）を提出させ、顔を覆う部分が大きく同一人性の確認の妨げとならず、かつ、特段の事情があると認められる場合には、当該要件を満たさない写真で差し支えない。

（エ）背景（影を含む）がないものであること

前記（ウ）により着用物がある場合、顔の上に影がないこと。

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しない。

（オ）鮮明であること

写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髪等により目、鼻、口等が隠れていないもの、デジタルカメラで撮影した

ものについては写真の解像度が高いものなど、在留カードへの使用を前提とした鮮明な写真の提出を求める。

（注）写真の再提出を求める目安については、出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照。

（カ）提出の日前６か月以内に撮影されたものであること

提出する写真は、提出の日前６か月以内に撮影されたものであること。ただし、入院中のため写真を撮影することができないなど６か月以内に撮影した写真を提出できないことについて、やむを得ない理由があると認められる場合には、可能な限り新しい写真（在留資格認定証明書交付申請又は査証申請などで提出された写真を含む。）の提出を求めることとする。

イ　不適当な写真が提出された場合の措置

申請において、前記ア（ア）から（カ）までの要件に適合しない写真が提出された場合は、直ちに、受付担当者が申請人、代理人又は取次者（以下、本編において「申請人等」という。）に対し、法令上の要件に適合する写真を提出することとされている旨を説明した上で、再度写真を提出するように指示する。

なお、後日写真を郵送で提出する場合には、新たな写真の裏面に氏名、申請番号を記入するように案内する。

（３）立証資料

ア　立証資料の提出

申請の受付に当たっては、申請種類別に次に掲げる資料及び施行規則別表第三又は第三の二に定める立証資料（第１２編「在留資格」参照）の提出を求める。

（ア）扶養者と被扶養者が同時に申請する場合又は在留形態及び在留目的が同一である複数の者が同時に申請する場合において、立証資料の内容が共通するものであると認められるときは、申請人の氏名を連記した資料各一部を提出することを認めて差し支えない。

（イ）過去の申請における資料の転用は、第９編第２章第２節第２の４（１）のイの規定に準じる。

（ウ）提出資料が外国語で作成されている場合の取扱いは、第９編第２章第２節第２の４（１）のウの規定に準じる。

（エ）立証資料は、可能な範囲で日本産業規格Ａ列４番による原本又は写しの提出を求める。

（オ）各国の法制度が異なり提出できない立証資料がある場合において、資料を提出で

きない理由に合理性が認められ、かつ、それに代わる適当な資料の提出があるときは、当該資料をもって代えることができる。

（カ）「証する文書」と「明らかにする資料」の違い

「証する文書」とは、それが第三者的立場で作成されるなど社会通念に照らして客観性を有することが認められると判断できる文書をいい、必ずしも政府関係機関等の公的機関からの証明に限られるものではない。一方、「明らかにする資料」は、申請人等が自身で作成した資料や既存の資料でも足りる場合があるという点で「証する文書」とは異なる。

（注）「留学」の在留資格を有する者が、就労資格に在留資格を変更する場合において、本邦の教育機関を未だに卒業しておらず、当該卒業をもって学歴の立証をしようとするときは、卒業見込証明書の提出をもって申請を受け付けて差し支えない。ただし、この場合においては、処分時までに卒業を証する資料の提出を求めることとする。

イ　申請別留意事項

（ア）資格外活動許可の申請

①　雇用契約書等申請に係る活動の内容を明らかにする資料の提出を求める。

②　第２章第２節第２に規定する包括許可を受けることが可能な在留資格をもって在留する者に対して包括許可する場合、申請書の記載により行おうとする活動が明白であり、かつ、問題ないと認められるとき又は既に得ていた許可内容と同一の活動を継続するときにあっては、行おうとする活動の内容を明らかにする資料の提出を免除することができる。

（イ）就労資格証明書交付申請

就労資格又は就労が認められている特定活動の在留資格をもって在留する外国人が、勤務先を変えた場合等で、その具体的活動が当該就労資格に対応する活動に含まれるか否かについて証明を求めて申請があった場合には、在留資格の変更許可申請に準じて立証資料の提出を求める。

（ウ）在留資格の変更許可申請

新たに雇用しようとする機関又は契約を締結しようとする機関が、国若しくは地方公共団体又は一般に広く知られている企業、学校等である場合は、当該企業等の概要等を明らかにする資料の提出を免除する。

（エ）在留期間の更新許可申請

勤務先、勉学先等に変更がない申請については、在職証明書、在学証明書等在留

実態の継続を証明する文書及び収入を証明する文書以外の資料の提出を免除する。

（オ）在留資格の取得許可申請

在留資格の取得許可申請を行うこととなった事由に応じ、それぞれに定める資料等の提出を求める。

a　日本国籍離脱を理由とする場合は、日本国籍離脱の記載のある戸籍謄(抄)本及び住民票の写し

b　出生を理由とする場合は、出生事実を立証する資料、住民票の写し及び質問書（別記第３号様式）

c　日米地位協定該当者からの軍籍離脱を理由とする場合は、「仮離脱証明書」

（カ）永住許可申請

第１２編「在留資格」第２章第２７節第１の５（１）に係る申請案件については、身元保証書の提出を免除する。

（キ）再入国の許可申請

旅券を取得することができない者については、次の書類の提出を求める。

a　写真（縦４×横３センチメートル）２葉（官用欄及び査証欄に余白のある使用可能な再入国許可書を所持している場合を除く。）

b　旅券を取得することができない理由を記載した書類（無国籍者の場合を除く。）。ただし、申請書の記載欄に旅券を取得することができない理由の記載がある場合は、別途理由書を提出させる必要はない。

ウ　カテゴリーの判断

一部の在留資格については、所属機関等によりカテゴリー別に立証資料が異なっていることから、そのカテゴリーの判断については、次のとおりとする。

（ア）カテゴリー分けを証する文書については、所属機関等がいずれのカテゴリーに属するかを確認するため、その写しの提出を求める。ただし、所属機関等が公益法人、国、地方公共団体等でカテゴリーが明らかである場合は、その写しの提出を求めることを要しない。

（イ）カテゴリーの立証資料は入管ＷＡＮ参照のこと。

エ　立証資料の追完

（ア）施行規則に定める立証資料の提出がない場合

a　施行規則に定める立証資料を具備していない申請であっても、早期に追完が可能と判断される場合は、後記ｂにより追完すべき旨指示した上で受け付けることができる。

b　当該立証資料の追完を求める場合は、申請人等に対し、資料提出通知書（別記第４号様式）により提出期限を定めて提出を求め、同通知書の写しを当該案件に係る記録に編てつする。提出期限は、在留期限（特例期間を含む。以下エにおいて同じ。）に留意しつつ、原則として資料提出通知書の発送日の翌日から起算して７日から１０日以内とする。ただし、外国から資料を取り寄せる必要があると判断される場合には、必要に応じて３週間以内の範囲で提出期限を定めることとする。

c　提出期限を超えても提出がない場合は、在留期限に留意しつつ、立証資料の提出がなければ、現に提出されている資料のみで審査を行う旨説明した上で再度の提出を求め、これによっても提出がない場合は、当該申請について法令で定める申請の形式上の要件に適合する立証がないものとして審査する。

（イ）提出された立証資料のみでは審査が困難な場合

a　提出された立証資料のみでは申請に対する許否の判断を行うことが困難である場合は、速やかに申請人等に対し、資料提出通知書（別記第４号様式）により提出期限を定めて資料の追加提出を求め、同通知書の写しを当該案件に係る記録に編てつする。提出期限については、申請人の在留期限に留意し、原則として資料提出通知書の発送日の翌日から起算して７日から１０日以内とする。ただし、外国から資料を取り寄せる必要がある場合にはこの限りではない。

b　資料の追完を求める場合は、審査上必要な範囲に限定する。

（注）在留資格別提出資料の留意点については、第９編「入国事前審査」第２章第２節第２の５（注）「提出資料の留意点」を参照のこと。

c　提出期限を超えても提出がない場合は、在留期限に留意し、可能な限り再度の提出を求め、これによっても提出がないときは、現に有する資料をもって許否の判断をする。

第９　漢字氏名併記の申出

氏名に漢字を使用する外国人で、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可申請及び在留資格取得許可申請により新たに中長期在留者になることが見込まれる場合又は氏名に漢字を使用する中長期在留者で所持する在留カードにローマ字による氏名のみが表記されているものが引き続き中長期在留者になることが見込まれる場合は、当該申請をする際、新たに交付される在留カードの氏名欄にローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名表記の申出をすることができる旨案内する。当該申請を行う場合は、在留カード漢字氏名表記申出書（第９編の２別記第１号様式）及

び氏名に漢字を使用することを証する資料を求める。

なお、申出により在留カードに表記することになった漢字のみ又は漢字及び仮名を使用した氏名は、入管法第１９条の１０の規定により氏名を変更する場合を除き、これを変更することができない。

第10　受付に伴う措置

1　申請書記載内容の点検

申請受付担当者は、申請書の記載内容を点検し、記載内容に不備がある場合には、申請窓口で申請人又は代理人に補正させる。

2　FEISへの入力

（1）申請を受け付けたときは、申請種別、申請番号、受付年月日等必要事項を電算入力するとともに、受付日ごとに進行管理簿（速報版）を出力する。

また、旅券を所持しない者からの再入国の許可の申請については、旅券を所持している者からの申請とは別に受付台帳を作成する。

（2）申請番号は、申請種類別に申請を受け付けた順に暦年別一連番号とする。なお、申請番号は、地方局等又は出張所の記号、申請種別記号及び番号の順に付され、各記号は次のとおり。

①　地方局等又は出張所の記号

地方局等にあっては地方局文書取扱細則に定める文書記号の第２字目（審査部門が複数に分かれている地方局等にあっては、原則として第２字目及び第３字目）の文字を、出張所にあっては原則として同細則に定める文書記号の第２字目及び第３字目の文字となる。

②　申請種別記号

資格外活動許可申請	「O」、	就労資格証明書交付申請	「W」
在留資格変更許可申請	「C」、	在留期間更新許可申請	「E」
永住許可申請	「P」、	在留資格取得許可申請	「A」
再入国許可申請	「R」、	数次有効許可の申請	「RM」
数次有効許可の場合で、旅券を所持しない者からの申請			「RBM」

記入例：東京出入国在留管理局就労第一審査部門における在留期間更新許可申請

東労一Ｅ－２０３

東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門における在留資格変更許可申請

横労Ｃ－１２３

東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所における永住許可申請

横川Ｐ－２３

高松出入国在留管理局審査部門における数次再入国許可申請

高ＲＭ－１２０３

3　申請受付印の押印又は申請受付票の交付

（1）原則

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可申請及び在留資格取得許可申請を受け付けたときは、次の措置をとることとする。

ア　申請人が中長期在留者である場合

（ア）在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請

在留カードを所持する中長期在留者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を受け付けた場合には、「在留資格変更許可申請中」又は「在留期間更新許可申請中」と記載された印を在留カード裏面右下部にある在留期間更新等許可申請欄に磁気インクで押印するとともに、特例期間の案内を付した申請受付票（別記第７号の２様式）に所定事項を記入し、受付庁名印（処分庁名印）又は入国審査官認証印を押印し、申請人に交付する。

（イ）永住許可申請及び在留資格取得許可申請

申請人等の提示に係る旅券には申請受付印等を押印せず、申請受付票（別記第７号の２様式）を交付する。申請受付票には、必要に応じて所定事項を記入し、受付庁名印（処分庁名印）又は入国審査官認証印を押印する。

イ　申請人が中長期在留者以外の者である場合

申請人等の提示に係る旅券又は在留資格証明書上に申請受付印（別記第６号様式）を押印し、所定の事項を記入した上、申請受付票（別記第７号様式）を交付する。

なお、申請受付印は、現に有する上陸許可証印、更新許可証印等に近接した箇所に押印する。

（2）特則

前記（1）イの場合において、申請人等が旅券若しくは在留資格証明書を提示しない場合又は同一の受入れ機関に所属する外国人に係る同時申請に際し大量の件数を一括受付する場合等においては、適宜、次のいずれかの方法により申請を受け付けて差し支えない。前記（1）アの場合においては、申請受付票の交付に代えて以下イのとおり指定して差し支えない。

ア　申請受付票（別記第７号様式）に所定事項を記入するとともに、受付庁名印（処分庁名印）又は入国審査官認証印を押印し、申請人に交付する。ただし、特例期間の対象となる在留資格・在留期間の場合には、特例期間の案内を付した申請受付票（別記第７号の２様式）を用いることとする。

イ　当該申請に係る申請書（様式その１）の写しに申請受付印を押印し、所定の事項を記入し、申請人に交付する。

なお、特例期間の対象となる在留資格・在留期間の場合には、案内書（参考様式４参照）を交付し、申請人等に対し、特例期間について案内する。

第３節　審　査

第１　審査の方式

１　基礎調査

（１）[redacted]

（２）次に掲げる資料を抽出する。

なお、資料が他の地方局等又は出張所において保管されている場合は、当該地方局等又は出張所の長に対して送付を依頼する（記録が電算入力されている場合は、当該電算入力情報での審査が困難なときに限る。）。ただし、立証資料等により在留資格該当性及び基準適合性が明白であり、かつ、在留状況に問題がないと認められる場合は、これら資料の到着を待たずに処分を行うことができる。

ア　入国事前審査を経た者

当該事前審査の記録

イ　上陸特別許可を受けた者

上陸口頭審理記録書（写し）

ウ　在留特別許可を受けた者

事件概要書（写し）

エ　一時庇護のための上陸の許可を受けて上陸している者で在留資格の取得許可申請を行っているもの

事案概要書（写し）

オ　在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受けて引き続き在留中の者

申請人の個人記録

カ　退去強制事由に該当する疑いがあるとして立件された者（退去強制令書の発付又は在留特別許可を受けた者を除く。）

事件の概要に関する文書（写し）

キ　在留資格を取り消さないこととする通知を受けた者

事件の概要に関する文書（写し）

（３）所属機関等に係る届出情報と申請内容との照合を行う。

（４）届出住居地情報と申請書記載の住居地が一致していることを確認するほか、必要に応じ、他の提出書類を精査するなどして、適正な住居地等の届出義務が履行されているか確認する。

（５）再入国出国中のまま新規入国している等の事情がないか、旅券、電算上の出入国歴等により確認する。

２　受け付けた案件の振分け

第８編第１章第２節第１を参照

３　資料の追加提出を要する案件の措置

第２節第８の２（３）のエを参照。

令和２年７月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき申請書類の押印が廃止となったところ、これに伴い申請内容に疑義が生じた場合は、資料の追加提出を求めるほか、必要に応じて電話による確認や実態調査等を行う。ただし、押印がないことのみをもって資料の追加提出を求めることがないよう留意する。

４　実態調査

立証資料、基礎調査等の審査により実態を調査する必要があると思料する案件については、実態調査によって何を確認するのかを明確にした上、実態調査を行う（第１１編「実態調査」を参照）。

（注）特例期間内の処理のため、実態調査の要否の判断及び実施する場合はその時期については、申請受付後早期に行うこととする。

第２　事案概要書等の作成等

１　作成等

所要の審査を終えたときは、当該案件を担当する入国審査官は、認定した事実及び第１２編における審査上の留意点等を踏まえ、これらに基づく措置方針を記載した事案概要書（別記第８号様式）を作成の上、起案する。[redacted]

[redacted]

2　記載上の留意事項

事案概要書の作成に当たっては、次の事項に留意する。

（1）事案概要書の記載は、事案の概要を的確に把握できるよう要点を網羅し、かつ、簡潔に行う。

（2）在留資格の変更許可申請又は在留期間の更新許可申請に係る事案概要書には、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」に留意しつつ、必要な事実の認定及び措置方針を記載する。

[redacted]

①

②

③

④

a

b

c

d

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

[redacted]

（3）事案概要書は、各人につき１通作成する。ただし、申請内容を同一とする複数の申請（家族を含む。）については、申請人名を連記した事案概要書１通をもって複数作成に代えることができる。

（4）不許可案件にあっては、要件のいずれに適合しないかを明記する。

（5）その他

ア　記載欄下部に作成日を記入し、審査を担当した者が押印する。

イ　使用する年号は、西暦とする。

3　決裁

決裁権者は、第１編第１章第２節における入国・在留審査の留意点を踏まえ、事案概要書に記載された認定事実、在留資格の変更又は在留期間の更新に係る許可要件（第４章第２節）、在留資格別の審査上の留意点（第１２編）などにより総合的に判断する。

第３　申請案件の移管

1　申請受付後に申請人が他の地方局等又は出張所の管轄又は分担する地域に住居地変更した場合等申請を受け付けた地方局等又は出張所において審査を継続することが適当でないと認められる場合には、申請人の住居地変更先を管轄又は分担する地方局等又は出張所に当該案件を移管する。この場合には、移管年月日を電算入力し、移管先を進行管理簿（速報版）に記載する。

2　申請案件の移管を受けた地方局等又は出張所は、第２節第１０に準じ、新たな申請番号をもって所定の事項を電算入力するほか、移管を受けた年月日及び移管元の地方局等又は出張所の名称を進行管理簿（速報版）の備考欄に記載する。

3　移管を受けた地方局等又は出張所においては、自庁において申請を受け付けた場合と同様に措置する。

第４　人身取引等被害者への対応

1　被害者である可能性がある者を認知したときの措置

[redacted]

2　事情聴取等における留意点

（1）人身取引等の被害者又はその可能性がある者（以下「被害者等」という。）から事情聴取する場合は、公務員として秘密を守る義務があることを告知した上で、被害者等の心身の状況やプライバシーに十分配慮した時間及び場所で行うとともに、被害者等が女性であるときはできる限り女性の担当官が対応することに加え、できる限り被害者等の母国語の通訳を介して意思の疎通を図り、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意しながら事案の真相究明に努めなければならない。なお、被害者等が供述を拒んだときは、

これを強要しない。

（２）[redacted]

３　被害者に対する措置

（１）被害者から在留資格の変更又は在留期間の更新許可申請があったときは、通常の審査を行い、変更又は更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときは、これを許可する。

（２）前記（１）により許可することが適当でないと認められる場合であっても、被害者が以下のアからウまでのいずれかに該当することが明らかなときは、変更又は更新を許可することとし、アからウまでのいずれにも該当しないときは、本庁に請訓する。

ア　我が国への在留を希望し、かつ、帰国した場合に生命・身体等に危険がある場合又はブローカー等から受けた暴行等により治療を必要とする場合

イ　加害者の訴追のために証人等として刑事手続に協力することが想定される場合

ウ　在留期間の残余の期間が短く出国までの間に在留資格の変更等が必要な場合

なお、地方局の長は、前記（１）又は（２）に該当する場合は、支局長に専決させることができる。

（３）前記（２）により在留資格の変更等を許可する場合の在留資格・在留期間は、次のとおりとする。

ア　前記（２）のア又はイに該当する場合

「特定活動（６月）」（場合によっては「特定活動（３月）」）

（注）刑事手続には相当の時間を要する場合があること、当該外国人が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起することもあり得るところ、そのため一定の準備期間を認めることを考慮する。

イ　前記（２）のウに該当する場合

「特定活動（１月）」（場合によっては「特定活動（３月）」）

（４）前記（３）により「特定活動」の在留資格を許可する場合の指定する活動は、次のとおりとする。

「人身取引等（出入国管理及び難民認定法第２条第７号に規定するものをいう。）さ

れた者として、被害の回復をするための活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

4　在留資格の取消手続における措置

在留資格の取消手続の対象となっている外国人が被害者であるときは、第10編の２第１章第１節第４の４に該当するものとして当該取消手続を終止とし、在留資格の変更の許可について前記３により措置する。

5　報告票の作成・送付

（１）入国審査官は、被害者に対して前記３（１）又は（２）により在留資格の変更等の許可をしたとき並びに第３編第２章第２節第４により本庁に請訓するときは、別記第２号様式「人身取引事案報告票（在留審査用）」を作成し、供述調書等関係資料の写しを添付して、所属する部門等の人身取引対策員である首席審査官又は出張所長に提出する。

（２）首席審査官又は出張所長は、前記（１）により提出された報告票等については、人身取引事案に係る措置要領の規定に従い、適切に措置する。

第５　ＤＶ被害者等への対応

1　ＤＶ被害者等を認知した場合の措置

（１）在留審査において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための法律第１条に規定する配偶者から暴力を受けた外国人（以下「ＤＶ被害者」という。）又はＤＶ被害者と思料される外国人（以下、合わせて「ＤＶ被害者等」という。）を認知したときは、配偶者からの暴力を受ける事案（以下「ＤＶ事案」という。）の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にする。[redacted]ただし、この場合、ＤＶ被害者等の意思を最大限尊重し、当該ＤＶ被害者等の同意が得られないときは、ＤＶ事案についての事情聴取は行わない。

（注１）事情聴取においては、可能な限り配偶者からの暴力の内容を具体的に聴取する。[redacted]

（２）ＤＶ被害者等からＤＶ事案の内容等について事情聴取する場合は、公務員として秘密

を守る義務があることを告知した上で、ＤＶ被害者等の心身の状態やプライバシーに十分配慮した時間及び場所で行うとともに、ＤＶ被害者等が女性であるときはできる限り女性の担当官が対応することに加え、できる限りＤＶ被害者等の母国語の通訳を介して意思の疎通を図り、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意しながら事案の真相究明に努めなければならない。

（３）聴取した内容については、ＤＶ被害者等の身分事項を含め、ＤＶ被害者等の配偶者又はその関係者である可能性がある者に知られることのないよう秘密保持に努めなければならない。特に、ＤＶ被害者等が配偶者等から逃れ、婦人相談所等に身柄を保護されている場合は、ＤＶ被害者等の所在を明らかにすることによりＤＶ被害者等に危害が及ぶおそれがあることに留意し、細心の注意を払わなければならない。

（４）ＤＶ被害者を認知又はＤＶ被害者であることが明らかになったときは、ＤＶ被害者報告票（別記第５号様式）により速やかに本庁に報告する。

２　関係部門等との連携

職員が認知又は関係機関等から得たＤＶ事案に係る情報は、地方局等の総務課に設置するＤＶ対策事務局に集約するとともに、関係課・部門、他の地方局等と連絡を密にし、また、引継ぎを確実に行うなど、ＤＶ事案には連携して対処しなければならない。

３　関係機関への連絡等

（１）ＤＶ被害者と確認された外国人については、配偶者暴力相談支援センター又は警察へ通報することを希望するか否かの意思確認を行い、通報することを希望した場合は、その者が居住する地域等に所在する配偶者暴力相談支援センター又は警察へ連絡する。ただし、当該ＤＶ被害者が身体に対する暴力を受けていると認めたときは、本人の意思にかかわらず配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報する。

（２）ＤＶ被害者の配偶者が刑法その他の刑罰法令に触れる行為を行ったと思料されるときは、当該配偶者名や被害状況等、事案の概要を警察に連絡する。

（３）（１）又は（２）の場合において、早急に身体の保護を図る必要があると認められる場合は、婦人相談所に連絡して協力を求める。

この場合、婦人相談所から通訳の紹介等協力依頼があったときは、可能な限り協力するものとする。

（４）配偶者暴力相談支援センター等から、ＤＶ被害者の在留期間更新許可申請等について

相談を受けた場合は、当該ＤＶ被害者の個別の事情に応じ適切に対応するものとする。

4　在留資格変更許可申請等がなされた場合の措置

（1）ＤＶ被害者等から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）がなされた場合においては、前記１（1）ないし（3）のとおりＤＶ被害者等の状況に十分に配慮しつつ審査を行い、在留資格の変更又は在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときは、これを許可する。

（注１）配偶者からの暴力を受け、配偶者の協力を得ることが困難であるとして、在留資格変更許可申請等に係る立証資料の一部が提出されない場合は、その他提出された資料により審査を行う。

[redacted]

（2）前記（1）により許可することが適当でないと認められる場合は、本庁に請訓する。

[redacted]

5　ＤＶ被害者が在留資格の取消事由に該当する場合の措置

ＤＶ被害者が、入管法第２２条の４第１項各号に掲げる在留資格の取消事由に該当することが判明したときは、その原因が、配偶者の暴力に起因している場合又は起因していない場合のいずれであっても、事実関係を記載した上、本庁に請訓する。

6　ＤＶ被害者が旅券等を所持しない場合の措置

ＤＶ被害者が配偶者からの暴力に起因して旅券を所持しておらず、当該ＤＶ被害者に対し、中長期在留者に該当しない者として在留期間更新又は在留資格変更の許可をするときは、在留資格証明書を交付する。なお、当該ＤＶ被害者が、その後領事館等から新たな旅券の発給を受け、証印転記の願出をしたときは、当該旅券に証印の転記をする。

7　出張所における措置

出張所において、ＤＶ被害者等を認知した場合は、出張所を管轄する地方局等の総務課長に報告し、その指示を受けて措置するものとする。

第４節　処　　分

第１　許可・交付

１　出頭通知

（１）地方局等又は出張所の長は、許可の決定をしたとき又は請訓若しくは進達の結果許可すべき旨の通知を受けたときは、速やかに申請人等に対し通知書（別記第９号様式）を郵送し、又は電話をもって出頭するよう通知する。電話をもって出頭するよう通知した場合には、電話記録書を作成する。ただし、申請受付時にあらかじめ申請受付票等で出頭期間を指定して申請人等に通知しているときは、この限りではない。

（２）通知書に記載する出頭期限は、特例期間の範囲内で出頭に必要な期間を考慮して決定する。

なお、特例期間中の者に対する通知は、遅くとも特例期間の満了する２０日前までに行い、１０日前までに出頭しないときは改めて通知（２回目）する。

（注）特例期間の末日が休日に当たる場合の取扱いについては、休日法の対象とならないことから、特例期間の末日が休日に当たる場合には、その処分に当たって留意する必要がある。

（３）在留資格取得許可申請において、申請人が、出生又は日本国籍喪失後、法第２２条の２第１項に規定する期間（当該事由発生から６０日間）内に住居地を管轄する市区町村で出生届又は国籍喪失届を提出した場合、当該申請人の住民票が作成されることになるが、同期間を経過しても在留資格の取得が許可されない場合には当該住民票が消除されることから、同条第２項に規定する期間（当該事由発生から３０日間）内に申請があった場合には、同条第１項に規定する期間内で出頭に必要な期間を考慮して出頭期限を決定する。

（４）申請時に１６歳未満の者であって、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格取得許可申請又は永住許可申請に対する処分の結果、中長期在留者となるもの又は引き続き中長期在留者となるものであって、処分の告知のために申請人等が出頭する時点において、申請人の１６歳の誕生日又はその前日まで６か月以内であることが見込まれるときは、当該申請に係る通知書を発送する際、在留カードの有効期間更新申請書を同封するなどして同申請を案内する。その際、当該申請書に写真１葉（施行規則別

表第３の２に定める要件を満たしたもので、裏面に氏名を記入したもの）を貼付して持参の上、在留カードの有効期間更新申請を行った場合には、在留期間の満了日（永住者については交付から７年）まで有効な在留カードを交付することが可能である旨案内する一文を当該通知書に付記する。

（注）在留資格変更許可申請等の在留諸申請において、有効期間の満了日が１６歳の誕生日又はその前日とされている在留カードを所持する者に対する処分が有効期間満了日を超えて行われることが見込まれるときは、別途、有効期間満了日前に在留カードの有効期間更新申請が必要な旨を案内する。

（５）出頭の通知を行ったときは、通知を行った年月日及び出頭期限を電算入力する。

（６）出頭期限内に出頭しなかった者が、その後も出頭することなく特例期間を経過したときは、決裁権者による当該事実の確認の後速やかに警備部門へ通報するとともに、当該申請に対し、改めて不許可の決定を行うこととし、ＦＥＩＳへの入力等の処理を行う。

（注）特例期間が経過した後に申請人が出頭した場合又は摘発等により申請人の身柄を確保した場合は、原申請を受け付けた地方局等又は出張所の入国審査官又は入国警備官が不許可の通知を行うこととなるが、申請人が他の地方局等又は出張所の管轄又は分担地域に所在するときは、原申請を受け付けた地方局等又は出張所の依頼により、当該申請人の所在する地方局等又は出張所の入国審査官又は入国警備官が不許可の通知を行う。

２　許可の方式

（１）資格外活動許可、就労資格証明書交付、再入国許可の方式

通知書を受領した申請人等又は申請本人の配偶者、子（１６歳に満たない者を除く。）、兄弟姉妹（１６歳に満たない者を除く。）、申請本人の所属する企業等若しくは学校の職員が出頭したときは、次の方式により許可し、又は交付する。

ア　資格外活動許可

旅券若しくは在留資格証明書にシール化された証印を貼付し、又は資格外活動許可書を交付する。

また、中長期在留者に対して資格外活動の許可をする際には、当該資格外活動許可の概要を在留カード裏面左下部に記載し、在留カードの集積回路（ＩＣ）に当該許可情報の書き込みを行う。

イ　就労資格証明書の交付

就労資格証明書を交付する。

ウ　再入国許可

旅券にシール化された証印を貼付（ＦＥＩＳ機器の故障等により証印シールを打ち出すことができないときは、スタンプ式証印を押印する。）し、又は許可の証印その他所要の記載を行った再入国許可書（施行規則別記第42号様式）を交付する。

（２）在留資格変更許可、在留期間更新許可、在留資格取得許可、永住許可の方式

ア　許可により新たに中長期在留者に該当し、又は引き続き中長期在留者に該当するとき

通知書を受領した申請人等が出頭したときは、新たな在留カードを交付する。旅券又は在留資格証明書には許可の証印を行わない。

なお、現に在留カードを所持している者については、当該カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人等に還付する。この場合において、出頭した者が在留カードを現に所持していないときは、後記３のとおりとする。

（注）[redacted]

イ　前記アに該当しないとき

通知書を受領した申請人等、申請人本人の配偶者若しくは子（１６歳に満たない者を除く。）若しくは兄弟姉妹（１６歳に満たない者を除く。）又は申請人本人の所属する企業等若しくは学校の職員が出頭したときは、旅券又は在留資格証明書にシール化された証印を貼付する（ＦＥＩＳ機器の故障等により証印シールを打ち出すことができないときは、スタンプ式証印を押印する。）。

なお、旅券又は在留資格証明書のいずれも所持しない申請人については、新たに在留資格証明書を作成した上、これに証印する。

また、現に在留カードを所持している者が当該許可処分により中長期在留者でなくなった場合には、申請人が所持する在留カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人等に還付する。

（３）出頭時の留意事項

ア　在留審査の場面においても偽変造文書が行使されていることを認識し、旅券等の文

書の有効性及び同一人性の確認に留意する。

また、代理人又は取次者が出頭した場合にあっては、旅券又は在留カード及び提出写真の同一人性の確認を確実に行う。

イ　代理人（入管法第６１の９の３第４項に規定する法定代理人を除く。）又は取次者が出頭した場合にあっては、過誤証印の防止のため、旅券上の証印、電算上の出入国歴等により当該申請人が本邦に在留中であることを必ず確認する。この場合において、当該申請人が本邦に在留中ではないときは、出頭した者に対して在留カードを交付することはできないことに留意する。

3　現に所持する在留カードを返納できない場合の措置

（1）在留資格変更許可、在留期間更新許可又は永住許可を受けるために来庁した際、失念などにより在留カードを持参しなかったときは、原則として、在留カードを持参して再度出頭し、その際に新たな在留カードを受領するように案内する。ただし、申請人等が返納済み在留カードの還付を希望しない場合で、速やかに失効済み在留カードを処分庁宛てに郵送で返納することが確実に見込まれるときは、当該許可に係る手続を行い、新たな在留カードを交付することとして差し支えない。

（注）[redacted]

（2）在留資格変更許可、在留期間更新許可又は永住許可により引き続き中長期在留者となる者が当該許可を受けるために来庁した際、申請時に提示した従前の在留カードを紛失していた場合、遺失届出受理番号及び紛失した状況等について文書等（任意様式）を提出させ（注）、後日旧在留カードを発見した際に速やかに旧在留カードを在留カード等発行拠点（東京出入国在留管理局在留調査部門おだいば分室。以下同じ）に郵送又は地方局等に旧在留カードを持参して出頭するように案内した上で、在留申請に係る許可による新たな在留カードを交付することとして差し支えない。

なお、後日紛失した在留カードを持参した場合には穿孔処理して還付するが、郵送の場合には、旧在留カードが還付されない旨を併せて案内する。

（注）自宅や国外で紛失した場合は、警察署で遺失届出が受理されないため、紛失した

状況等について文書等の提出を求める。

（３）在留資格変更許可又は在留期間更新許可により中長期在留者ではなくなる場合には、１４日以内に在留カードを返納するように案内した上で、当該許可に係る手続を行う。

４　現に有する在留カードの有効期間が既に満了している場合の措置

現に有する在留カードの有効期間の満了日が１６歳の誕生日又はその前日とされている場合であって、有効期間満了日後に在留期間更新許可等を受ける者については、１６歳の誕生日前における在留カードの有効期間更新の申請義務者は、入管法第６１条の９の３第２項各号に掲げる当該中長期在留者の同居の親族であることから、当該中長期在留者が出頭した場合には、指導等は行わず、在留カードの有効期間更新申請を受け付けた上で、在留申請に係る許可により新たな在留カードを交付する。また、当該申請義務があった家族が当該中長期在留者に代わって許可処分の手続のため出頭した場合には、在留カードの有効期間更新申請を行わなかった理由を記した文書の提出を求め、再発防止のための指導を行い、在留カードの有効期間更新申請を受け付けた上で、在留期間更新許可等により新たな在留カードを交付する。

５　証印等の代行

地方局等又は出張所の長は、他の地方局等又は出張所の長の依頼に基づき、許可の手続を代行することができる。ただし、上陸許可の際に在留カードを発行しない空海港では、在留諸申請や在留カードに係る申請等に伴う在留カードも交付できないため、これらの在留カードを交付して行う許可の手続を代行することができないことに留意する。

代行手続を行う場合は、以下のとおりとする。

（１）許可番号は申請を受け付けた地方局等又は出張所の番号を使用する。

（２）許可に伴う在留カードの交付を代行する場合においては、受け付けた地方局等又は出張所の番号から当該処分記録をＦＥＩＳで呼び出し、在留カードを発行して交付する。

（３）在留カードを発行しない場合は、証印の代行を行う地方局等又は地方局から申請を受け付けた地方局等又は出張所に処分確定の処理を依頼し、証印転記と同様に、申請を受け付けた地方局等又は出張所の番号から当該処分記録をＦＥＩＳで呼び出し、原則として証印シールをもって証印する。

（４）証印の代行を行った地方局等又は出張所の長は、証印代行を依頼した地方局等又は出張所に対し、処分当日にファクシミリ等の適宜の方法により証印の代行処分を実施した

ことについて連絡する。

6　併記旅券に併記されている者の取扱い

（1）許可により新たに中長期在留者に該当し、又は、引き続き中長期在留者に該当する場合

各申請人ごとに在留カードを交付し、併記旅券に併記されている場合であっても併記旅券には証印を行わない。

（2）前記（1）以外の場合

各申請人ごとに証印シールをもって証印し、それぞれの証印欄外に次のとおり許可を受けた者の氏名を明示するものとする。

（例）①　Good for Mr.(Mrs., Miss, Ms.)　○○○ only.

②　○○○に対し有効

7　住居地の届出に関する指導

在留資格の変更、在留期間の更新、永住許可又は在留資格の取得（永住者の在留資格の取得を含む。）により新たに中長期在留者となった場合、券面の住居地欄に「未定（届出後裏面に記載）」と記載した在留カードを交付することとなるので、住居地を定めた日又は既に住居地を定めているときは当該許可日から１４日以内に、住居地の市町村の長に対して在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に住居地を届け出るよう申請人に対し指導する。ただし、在留資格の取得により新たに中長期在留者となった場合であっても、当該在留資格取得許可申請に際して住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しているときには、入管法第１９条の８第１項の住居地の届出があったものとみなされ、在留資格取得許可の際に交付される在留カードに住居地が記載されることになるため、在留資格の取得許可申請に当たっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求める。

（注）

8

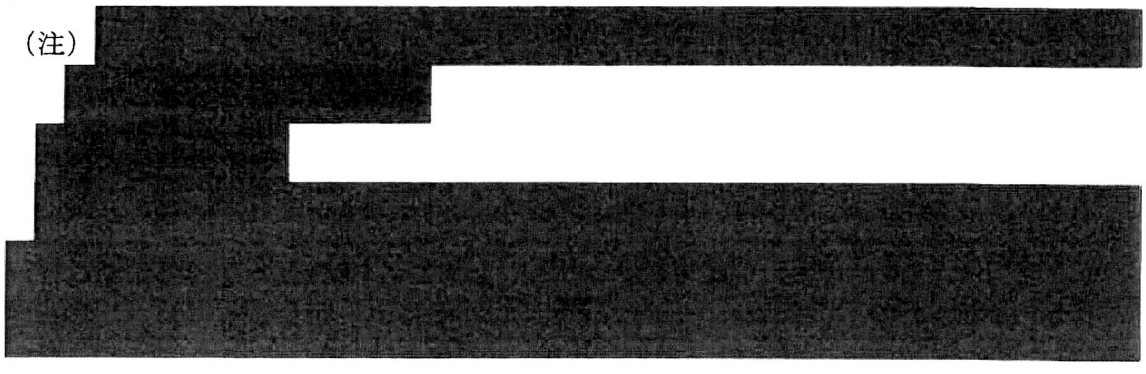

[redacted]

（１）[redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

（３）[redacted]

[redacted]

第２　不許可・不交付

１　処分通知

（１）地方局等又は出張所の長は、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請又は資格外活動許可申請に対し、不許可の決定を行ったとき又は請訓若しくは進達の結果不許可とすべき旨の回訓若しくは通知を受けたときは、速やかに不許可通知書（別記第１１号様式）を作成した上、申請人の出頭を求めて交付し、又は郵送する。

（２）中長期在留者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に対して不許可とする場合には、申請人が所持する在留カード裏面の申請中である旨の記載に二重線を付する必要があるため、原則として、申請人の出頭を求める。

ただし、不許可の決裁を了した時点において、在留期限からおおむね１か月以上前である場合は、以下の点に留意の上、案内紙（参考様式１０）とともに、不許可通知書を郵送して差し支えない。

ア　不許可通知書を送付する前に、ＦＥＩＳで申請人が再入国出国中でないことを確認し、「転送不要」の表示を行った上で、書留等（特殊扱いとされる郵便のうち、郵便の配達又は交付を記録する郵便（書留、配達証明、内容証明、本人限定受取等をいう。

以下同じ。））により送付する。

イ　不許可通知書等を発送した後は、日本郵便の郵便追跡サービスを利用して、書類の配送状況を確認し、配達が確認された場合は、不許可通知書の写しの欄外に「○○○○年○○月○○日不許可通知書到達」等と記載し、配達履歴が分かる画面の写しと共に一連記録に編てつして保管するとともに、不許可事実及び不許可通知年月日（発送年月日）を電算入力する。

ウ　宛先不明等の理由により、不許可通知書等が返送されてきた場合は、当該不許可通知書の欄外に返送の事実と返送を受けた日付を記載し、配達履歴が分かる画面の写しと共に一連記録に編てつして保管する。その後、改めて不許可通知書を作成した上で、原則として、申請人の出頭を求めて交付する。

（3）不許可の通知を直ちに行う必要があるときは、口頭又は電話で申請人に対し通知する。電話をもって出頭するよう通知した場合には、電話記録書を作成する。

（4）特例期間が経過した後に申請人が出頭した場合又は摘発等により申請人の身柄を確保した場合は、原申請を受け付けた地方局等又は出張所の入国審査官又は入国警備官が不許可の通知を行うこととなるが、申請人が他の地方局等又は出張所の管轄又は分担地域に所在するときは、原申請を受け付けた地方局等又は出張所の依頼により、当該申請人の所在する地方局等又は出張所の入国審査官又は入国警備官が不許可の通知を行う。

（5）[redacted]

（6）地方局等又は出張所の長は、就労資格証明書の不交付の決定を行ったとき又は進達の結果不交付とすべき旨の通知を受けたときは、速やかに就労資格証明書不交付通知書（別記第１２号様式）を作成した上、申請人の出頭を求めて交付し、又は郵送する。ただし、不交付の通知を直ちに行う必要があるときは、口頭又は電話で申請人に対し通知する。電話をもって出頭するよう通知した場合には、電話記録書を作成する。[redacted]

（７）不許可の通知を行ったときは、不許可事実及び不許可通知年月日（郵送によるときは発送年月日）を電算入力するなお、郵送によるときは、必ず書類の配達が確認された後に入力することに留意する。

（８）就労資格証明書の不交付の通知を行ったときは、不交付事実及び不交付通知年月日（郵送によるときは発送年月日）を進行管理簿（速報版）に記載する。

（９）申請人の出頭を求めて不許可通知を行った場合又は不許可通知を行った後に申請人が出頭した場合、資格外活動の許可申請及び就労資格証明書交付申請を除き、中長期在留者以外の者に対しては旅券上の申請受付印の近くに「不許可」と表示し、中長期在留者に対しては所持する在留カード裏面の「在留資格変更許可申請中」又は「在留期間更新許可申請中」の記載に黒色の二重線を付して、同記載を抹消する（「不許可」の表示は行わない。）。なお、郵送による場合など、不許可通知を行なった後に申請人が出頭した場合は、二重線を伏す前に、ＦＥＩＳで該当する申請が不許可となっていることを必ず確認する。

(10) 在留カード裏面中の申請中である旨の記載は、在留期限内に同一種別の申請があった場合、抹消することなく流用して差し支えない。

2　特例期間内に処分通知を行う場合の取扱い

在留資格の変更許可又は在留期間の更新許可の申請を受け付け、特例期間内に不許可処分通知を行う場合は以下のとおりとする。

（１）申請内容変更措置

ア　通知書の手交

申請人の出頭を求めて「通知書」（別記第２１号様式）を手交し、原申請内容では許可できない旨を告知する。

イ　出国準備期間の付与

前記アの告知に際し、申請人に対し、原申請の内容を出国準備を目的とする在留資格の変更許可申請に変更する意思の有無について確認し（注１）、申請人から原申請の申請内容を出国準備を目的とする在留資格の変更許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第30号の３様式）を提出させ（注２）、出国準備期間として在留資格「特定活動」（注３）への在留資格変更を許可する。この場合において、特段の事情（注４）がないときは、３０日以下の在留期間を決定する（新たな特例期間が生じないようにするため「１月」の在留期間は

決定しない。）（注５）。また、中長期在留者に対する許可の結果、当該者が中長期在留者でなくなるときは、在留カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人に還付する。

（注１）出生又は国籍喪失により入管法第２２条の２第１項の規定の適用を受ける者で住民票のあるものについては、３月を超える在留期間が決定されない限り、許可の日をもって当該者の住民票は消除される。

（注２）「申請内容変更申出書」をもって新たな在留資格の変更許可申請番号を入力するが、受付年月日は原申請の受付年月日とする。

（注３）指定する活動は、

「本邦から出国するための準備のための活動及び日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

（注４）特段の事情の例

申請人に原申請の申請内容について再度申請する意思があり、かつ、再申請がされた場合には、新たな資料の提出により原申請の不許可理由が払拭され、許可となる可能性が相当程度認められるとき

（注５）特段の事情があるとしても、３月を超える在留期間は許可しない。また、在留期間を「９０日」、「９１日」、「９２日」とした場合、始期によっては３月を超える場合があるため、在留期間をこれらの日とする許可はしない。

（２）申請内容の変更を申し出ない場合の措置

ア　前記（１）の措置に基づいて原申請内容では許可できない旨告知し、出国準備を目的とする在留資格の変更許可申請に変更する意思の有無を確認したが、変更する意思を有さないとして「申請内容変更申出書」を提出しない者については、不許可処分を行うこととし、不許可通知書を交付して、不許可とする旨を告知し、警備部門に引き渡す。なお、必要に応じて告知状況に係る面接記録書を作成する。

イ　この場合、不許可通知書の日付欄下に、告知を行った時間を記入することとする。

ウ　中長期在留者であった者については、在留カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人に還付する。

エ　特例期間は不許可告知を行った時点（不許可通知書の日付欄下に記入した時間）をもって満了することになる。

（３）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（いずれも審査請求を含む。）中の場合の措置（注１）

ア　難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請中の者に対しては、申請人の出頭を求

めて、原申請内容では許可できない旨を告知する。

イ　前記アの告知後、下記ウに該当する場合を除き、不許可通知書を交付して、不許可とする旨告知し、警備部門に引き渡す。

この場合、不許可通知書の日付欄下に、告知を行った時間を記入することとする。

また、中長期在留者であった者については、在留カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人に還付する。

なお、特例期間は不許可告知を行った時点（不許可通知書の日付欄下に記入した時間）をもって満了することになる。

ウ　前記アの告知に際し、申請人から出国を希望する旨の申出があり、同申出に信ぴょう性があると認めた場合は、前記（１）イの措置を執る（注２）。

なお、上記の措置を執った場合は、必要に応じて告知状況に係る面接記録書を作成する。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

３　退去強制手続中の場合の措置

（１）退去強制手続が開始されている場合で、在留資格変更許可等の申請を行った者について、当該申請の不許可を決定したときは、申請人に出頭を求める前に警備部門へ連絡し、警備部門又は審判部門と調整した結果、違反調査等により退去強制事由（入管法第２４条第４号ロを除く。）に該当することが明らかであるときは、前記２（１）の措置を執ることなく、原申請を不許可処分として不許可通知書を交付し、告知した上で警備部門へ引き渡す。

（２）申請人に不許可を告知したときは、不許可通知書の日付欄下に、告知を行った時間を記入することとする。

（３）前記（１）に該当する者が中長期在留者であった場合には、在留カードを返納させ、穿孔処理によりＩＣの無効化を行った上で申請人に還付する。

（４）特例期間は不許可告知を行った時点（不許可通知書の日付欄下に記入した時間）をも

って満了することになる。

4 [redacted]

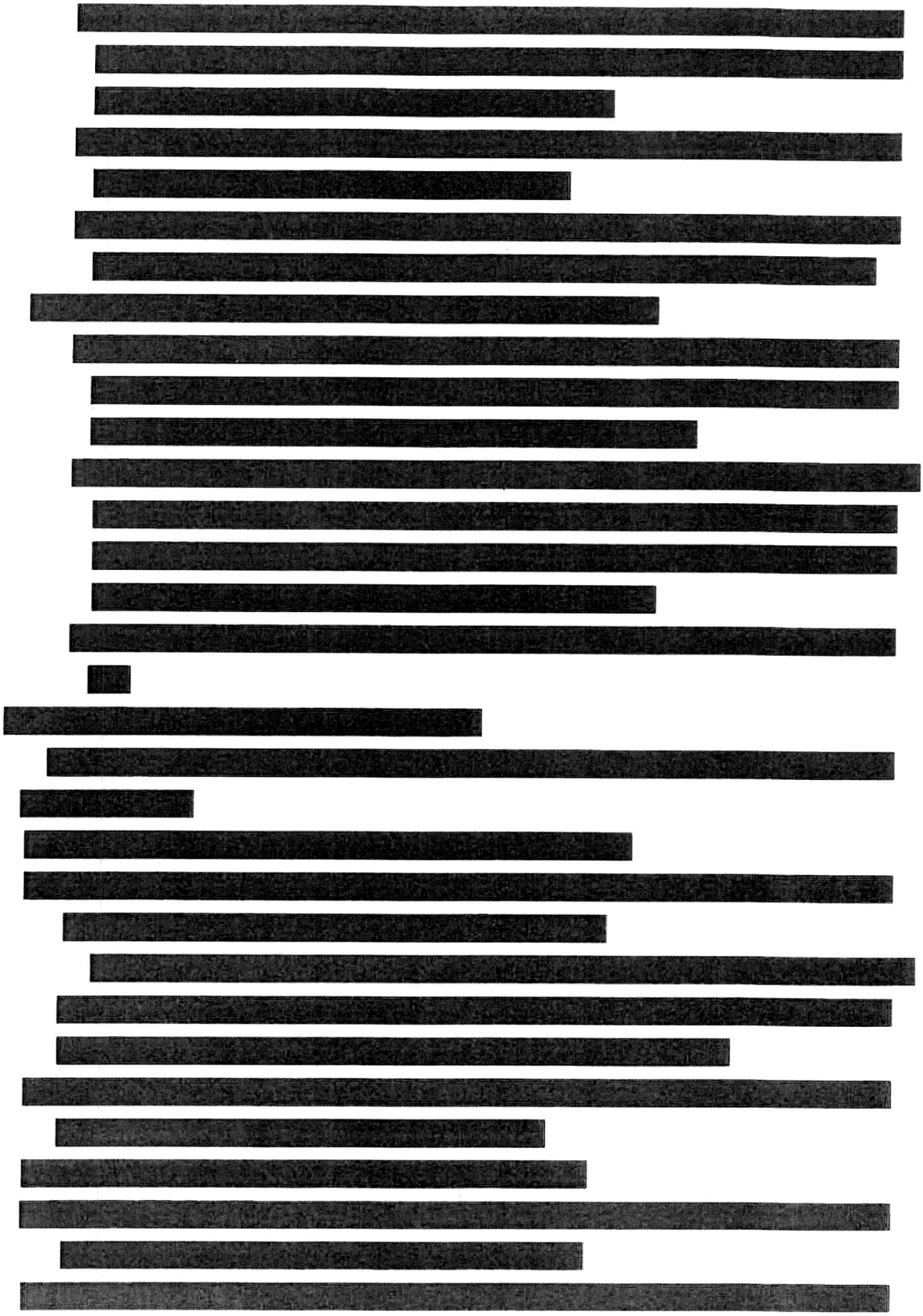

[redacted]

（４）原申請を不許可処分とする場合の[redacted]

ア　次のいずれかの方法により申請内容変更申出書を提出する手続を行うかどうかを確認する。

（ア）通知書（別記第21の2号様式）及び申請内容変更申出書（施行規則別記第30号の３様式）を送付する。

なお、勾留等されている者に対し、通知書を送付する場合は、申請人を勾留等している施設の職員に対し、申請人への交付方を依頼することとし、当該申出の提出期限（特例期間満了の概ね２週間前まで）を定めて通知するものとする。

（イ）施行規則に定める取次者である申請人の親族の出頭を求める等して申請人からの申出書の提出を代わって行うかどうか確認する。

（ウ）前記（イ）によっても申出を行うかどうか確認できないときは、入国審査官が勾留先等に赴き、申出を行うかどうか確認する。

イ　前記アの結果、同申出書の提出がないときは、速やかに（特例期間満了の１週間前まで）当初の申請に対し不許可の処分をし、不許可通知書を送付する。また、同申出書の提出があったときは、[redacted]

（注）不許可通知書を送付する場合、警備部門へも当該外国人に係る身分事項を通報する。

ウ　出国準備のための「特定活動」の在留資格への変更許可は、必ず刑の言渡し前又は

言渡し後１週間を経過する日までに行うものとし、この場合、出国準備期間は上訴期間の満了の日までとする。

エ　在留期間内に処理する場合であって、事前に刑事施設に電話をするなどして、不許可通知書の差入れの了承が取れた場合は、配達期間を考慮し、在留期限前に申請人へ到達することが確実であれば、上記第２の１（２）のただし書きに準じて、郵送により不許可通知書を郵送して差し支えない。

なお、郵送追跡サービスにより、刑事施設へ到達したことが確認された数日後、同施設へ再度電話し、申請人への差入れの日時を確認の上、不交付通知書の写しの欄外に「○○○○年○○月○○日○○（刑事施設名）へ差入れ確認済み」等と記載し、配達記録の画面の写しと共に、一連記録に編てつして保管するとともに、不許可事実及び不許可通知年月日（発送年月日）を電算入力する。

5　在留資格取消手続中の場合の取扱い

在留資格取消手続において意見聴取通知書が送達され、又は通知されており、入管法第２２条の４第１項第１号又は第２号の取消事由に該当していることが明らかである場合は、可能な限り速やかに在留資格取消手続を進め、特例期間満了時までに同手続を完了させる。

なお、特例期間内において、特例期間満了時までに在留資格取消手続が完了しない場合（入管法第２２条の４第１項第１号又は第２号の取消事由に該当していることが明らかである場合に限る。）は、前記２（１）の措置を執ることなく、原申請を不許可処分として不許可通知書を交付し、告知した上で警備部門に引き渡す。その際の取扱いは、前記３（２）から（４）までを準用する。

6　既に出国準備期間が付与されている場合の取扱い

現在留資格が「特定活動（出国準備期間）」である者から、在留資格変更許可申請がなされた場合は、可能な限り在留期間内に処分する。

[redacted]

（注）[redacted]

7　不許可・不交付理由の記載

不許可・不交付の処分を行う場合は、後記（注）の「不許可（不交付）理由の記載例」を参考にして可能な限り具体性をもってその理由を記載するが、第９編「入国事前審査」第４章第１節と同様の事項に留意する。また、通知書（別記第11号様式から11号様式の４及び別記第21号様式）への不許可の理由及びその根拠となる事実を記載するに当たっては、それらを申請人に対し明確に通知するため、「理由」と「根拠となる事実」の２つの項目をそれぞれ別に設け、後記（注）の記載例等にしたがって記載する。

なお、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請に係る「根拠となる事実」の記載に当たっては、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」１（１）ないし（３）に掲げる要件及び不許可事例等を踏まえ、具体的に何が問題で、どの要件に適合しないのかをより明確に記載する。

（注）　不許可（不交付）理由の記載例

①　在留資格変更許可申請の場合

（理由）　「○○」の在留資格への変更を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められません。 ***There are not reasonable grounds to grant a change of status of residence to "(　　)":***

在留資格認定証明書交付申請に係る理由として列挙されているもの（第９編「入国事前審査」第４章第２節）のほか、次の例にならって根拠となる事実を「（根拠となる事実）」として別途付記する。なお、在留資格認定証明書交付申請に係る記載例を用いる場合は、「本邦に上陸しようとする外国人」を「あなた」に書き換える。

a　あなたの在留資格の変更申請は、やむを得ない特別な事情に基づくものと認められません。

Your application for a change of status of residence is not based on special unavoidable circumstances.

（注）「短期滞在」の在留資格からの変更の場合。

b　基準省令の「○○」の在留資格に係る基準第○号○に適合すると認められません。

Your case is not in conformity with the criterion no.(　) for the status of residence (　)stipulated in the Ministerial Ordinance to Provide for Criteria Pursuant to Article 7, Paragraph 1(2) of the Immigration Control and Refugee

Recognition Act.

（注）該当する基準を列挙し又は同基準の写しを添付する。これらによっても不明瞭な場合は、在留資格認定証明書交付申請の記載例を参考として、具体的に理由を記載する。

c　あなたの在留状況が良好とは認められません。

Your activities or / and situations surrounding your stay in Japan are deemed unfavorable

（注）法令違反等がある場合に限る。

d　その他参考記載例

（a）「技術・人文知識・国際業務」

i　在留資格該当性を理由に不許可とする場合

（i）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、本邦の公私の機関との契約の存在が必要ですが、あなたと活動予定の機関との間で有効な契約が交わされているとは認められず、申請に係る活動が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められません。

（ii）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、該当する活動が継続して行われると見込まれることが必要ですが、特定の機関との継続的な契約があるとは認められず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を安定的・継続的に行うものとは認められません。

（iii）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものであることが必要ですが、具体的な業務内容が、前記の技術又は知識等を必要とする業務とは認められず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められません。

（iv）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が

許可されるためには、自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものであることが必要ですが、前記の技術又は知識等を必要とする業務の量が十分にあることが立証されておらず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を安定的・継続的に行うものとは認められません。

（ｖ）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものであることが必要ですが、採用後、相当期間にわたって行われる企業研修の内容が、前記の技術又は知識等を必要とする業務と関連性が認められず、かつ、日本人従業員には同様の研修がない等の点について合理的な説明がないことから、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を行うことについて信ぴょう性が認められません。

ii　上陸許可基準を理由に不許可とする場合

（ｉ）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して専修学校を卒業していることが必要ですが、具体的な業務内容には、あなたが専修学校で専攻した科目との関連性が認められません。

（ii）「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更が許可されるためには、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要ですが、雇用契約書上の月額報酬は、同種の業務に従事する新卒の日本人の月額報酬額を下回り、報酬について日本人と同等額以上であるとは認められません。

なお、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

（注）なお書きは、必要に応じて適宜追記する。

iii　その他の要件により不許可とする場合

（i）提出された出席・成績証明書からみて、あなたは在籍していた日本語学校の出席率が低く（又は取得単位が少なく）、これまで留学に係る活動を適正に行っていたとは認められず、在留状況が良好とは認められません。

（ii）「留学」の在留資格で在留中に長時間のアルバイトを行っていたことが判明しており、資格外活動許可の範囲を超えて稼働していたことから、在留状況が良好であるとは認められません。

（b）「留学」　i　あなたの過去の在学状況が良好と認められません。

Your activities and / or other situations (attendance record, etc .) at the educational institution are not deemed appropriate.

ii　あなたが資格外活動許可を受けずに報酬を受ける（又は収入を伴う事業を運営する）活動に従事していたことが認められます。

You have engaged in activities to receive remuneration / in the management of business involving income without receiving permission to engage in such activities.

（c）「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」

あなたは、同居し互いに協力し、扶助を行う配偶者としての実態を有していると認められません。

It is not deemed that you will pursue activities as a spouse involving cohabitation, cooperation, and mutual support with your partner.

（注）婚姻関係が明らかに破綻している場合等に限る。

（d）「定住者」　i　あなたが「定住者」の在留資格について法務大臣があ

らかじめ告示で定めた地位を有していると認められず、また、他に本邦への居住を認めるに足りる特別な理由も認められません。

You do not have a personal relationship or status stipulated in the Official Gazette by the Minister of Justice in respect of the status of residence "Long-term Resident". No r there is any other reason for permitting you to reside in Japan on the basis of a special personal relationship or status.

ii　あなたが日本人の実子を監護・養育していると認められません。

It is not deemed that you have custody of a child of Japanese nationality.

（e）「特定活動」　i　あなたの難民認定申請（令和〇年〇月〇日付け難民認定申請番号第〇〇号／令和〇年〇月〇日付け審査請求番号第〇〇号）に関し、処分（裁決）がなされており、あなたが申請に係る活動を行うと認められません（申請番号は、現在申請中の申請の番号）。

A notification (determination) has been made for your refugee status application (application (administrative review) number (　) dated (　), (　)) and it is deemed that you will not be engaging in the activities stated in the application.

ii　あなたの補完的保護対象者認定申請（令和〇年〇月〇日付け補完的保護対象者認定申請番号第〇〇号／令和〇年〇月〇日付け審査請求番号第〇〇号）に関し、処分（裁決）がなされており、あなたが申請に係る活動を行うと認められません（申請番号は、現在申請中の申請の番号）。

A notification (determination) has been made for your complementary protection application (application (administrative review) number (

) dated (　　), (　　)) and it is deemed that you will not be engaging in the activities stated in the application.

iii　あなたは、本邦において利用可能な自己資産額に鑑みて、生計を立てることが困難であり、かつ、本邦又は海外のあなたの親族、友人、組織、身元保証人等から生活支援を受けることができない状況にあるとは認められません。

（注）就労を許可しない場合

iv　あなたは、現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後（出国準備のために在留を認められた期間）に難民認定申請を行っています。

（注）就労を許可しない場合

v　あなたは、現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後（出国準備のために在留を認められた期間）に補完的保護対象者認定申請を行っています。

（注）就労を許可しない場合

vi　あなたは、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張して、難民認定申請を行っています。

（注）在留を許可しない場合

vii　あなたは、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張して、補完的保護対象者認定申請を行っています。

（注）在留を許可しない場合

viii　あなたは、過去に難民不認定処分を受けています。また、今回の難民・補完的保護対象者認定申請書の内容等を踏まえると、あなたは、出入国管理及び難民認定法第２条第３号に規定する難民若しくは同条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いとは認められません。

（注）在留を許可しない場合

ix　あなたは、過去に補完的保護対象者不認定処分を受けています。また、今回の難民・補完的保護対象者認定申請書の内容等を踏まえると、あなたは、出入国管理及び難民認定法第２条第３号に規定する難民若しくは同条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いとは認められません。

（注）在留を許可しない場合

x　あなたは、難民認定申請（補完的保護対象者認定申請、それらの審査請求）に係る手続について、職員の指示に従い手続に協力したとは認められません。

xi　あなたは、我が国の法令を遵守しているとは認められません。

②－１　在留期間更新許可申請の場合

（理由）　在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められません。 ***There are not reasonable grounds to grant the extension of period of stay:***

在留資格認定証明書交付申請に係る理由として列挙されているもののほか、在留資格の変更許可申請に係る理由又は次の例にならって根拠となる事実を「（根拠となる事実）」として別途付記する。なお、在留資格認定証明書交付申請に係る記載例を用いる場合は、「本邦に上陸しようとする外国人」を「あなた」に書き換える。

a　これまで本邦において、「○○」の在留資格に該当する活動を行っていたと認められません。

You have not engaged in activities appropriate for the status of residence (　) so far in Japan.

b　当初の入国（在留）目的は達成されて（終了して）おり、引き続き在留を認めるべき事情は認められません。

You have achieved the original objective of your entry (stay), and there is no reason for permitting your continued stay.

c　その他記載例

（a）「興行」　i　あなたが出演先等で接客行為を行っていたことが認め

られます。

It is found that you have served for customers at the facility where entertainment activities take place.

ii　あなたが出演先として認められた店以外の店に出演していたことが認められます。

It is found that you have performed at the facility in respect of which the original permission was not given.

（b）「留学」　i　あなたの過去の在学状況が良好と認められません。

Your activities and / or other situations (attendance record, etc.) at the educational institution are not deemed appropriate for a student.

ii　あなたが資格外活動許可を受けずに報酬を受ける（又は収入を伴う事業を運営する）活動を行っていたことが認められます。

You have engaged in activities to receive remuneration / in the management of business involving income without receiving permission to engage in such activities.

（c）「研修・技能実習」

i　研修計画に沿った適正な研修（技能実習）が実施されていると認められません。

It is found that training (intern training) has not been conducted appropriately in accordance with the training (intern training) program.

ii　研修（技能実習）生の受入れは、主として開発途上国等の人材育成、技術移転を通じ、これらの国の社会・経済の発展に寄与することを目的としているところ、更に研修（技能実習）を継続することがかかる研修（技能実習）制度の趣旨に合致すると認められません。

Considering that the purpose of the training system (intern traing system) is to contribute to the social and economic development of developing countries through human resource development and technology transfer, the continuation of

the training (intern training) is not in conformity with this purpose.

（注）１年を超えて研修又は技能実習（技能実習移行対象職種を除く。）を行うことを目的とする更新許可申請が行われた場合。

iii　過去の在留状況等から、本邦において真に「研修」（「技能実習」）の在留資格に該当する活動を行うものと認められません。

Judging from your activities and situations surrounding your stay so far in Japan, it is not deemed that you will sincerely engage in appropriate activities under the status of residence "Trainee" ("Intern Training").

（d）「特定活動」i　これまで本邦において、「特定活動」の在留資格について、法務大臣があらかじめ告示をもって定めた活動を行っていたと認められません。

It is found that you have not engaged in activities stipulated in the Official Gazette by the Minister of Justice for the status of residence "Designated Activities" so far in Japan.

ii　あなたの難民認定申請（令和○年○月○日付け難民認定申請番号第○○号／令和○年○月○日付け審査請求番号第○○号）に関し、処分（裁決）がなされており、あなたが申請に係る活動を行うと認められません（申請番号は、現在申請中の申請の番号）。

A notification (determination) has been made for your refugee status application (application (administrative review) number (　) dated (　), (　)) and it is deemed that you will not be engaging in the activities stated in the application.

iii　あなたの補完的保護対象者認定申請（令和○年○月○日付け補完的保護対象者認定申請番号第○○号／令和○年○月○日付け審査請求番号第○○号）に関し、処分（裁決）がなされており、あなたが申請

に係る活動を行うと認められません（申請番号は、現在申請中の申請の番号）。

A notification (determination) has been made for your complementary protection application (application (administrative review) number (　) dated (　), (　)) and it is deemed that you will not be engaging in the activities stated in the application.

iv　あなたは、本邦において利用可能な自己資産額に鑑みて、生計を立てることが困難であり、かつ、本邦又は海外のあなたの親族、友人、組織、身元保証人等から生活支援を受けることができない状況にあるとは認められません。

（注）就労を許可しない場合

v　あなたは、現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後（出国準備のために在留を認められた期間）に難民認定申請を行っています。

（注）就労を許可しない場合

vi　あなたは、現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後（出国準備のために在留を認められた期間）に補完的保護対象者認定申請を行っています。

（注）就労を許可しない場合

vii　あなたは、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張して、難民認定申請を行っています。

（注）在留を許可しない場合

viii　あなたは、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張して、補完的保護対象者認定申請を行っています。

（注）在留を許可しない場合

ix　あなたは、過去に難民不認定処分を受けています。また、今回の難民・補完的保護対象者認定申請書の

内容等を踏まえると、あなたは、出入国管理及び難民認定法第２条第３号に規定する難民若しくは同条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いとは認められません。

（注）在留を許可しない場合

x　あなたは、過去に補完的保護対象者不認定処分を受けています。また、今回の難民・補完的保護対象者認定申請書の内容等を踏まえると、あなたは、出入国管理及び難民認定法第２条第３号に規定する難民若しくは同条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いとは認められません。

（注）在留を許可しない場合

xi あなたは、難民認定申請（補完的保護対象者認定申請、それらの審査請求）に係る手続について、職員の指示に従い手続に協力したとは認められません。

xii あなたは、我が国の法令を遵守しているとは認められません。

②－２　在留資格が取り消されている場合

（理由）

在留資格が取り消されているため、在留期間更新許可の前提となる在留資格を有しているとは認められません。

（根拠となる事実）

あなたの「○○」の在留資格は、令和○年○月○日付けで出入国管理及び難民認定法第２２条の４第１項○号により取り消されています。

③　永住許可申請の場合

i　出入国管理及び難民認定法第２２条第２項第○号に適合すると認められません。

Your case is not in conformity with provisions of Article

22, paragraph 2 ( ) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

（注）法第２２条の写しを添付する。

ii　あなたのこれまでの在留実績からみて、出入国管理及び難民認定法第２２条第２項本文の要件に適合すると認められません。

Judging from the past record of your stay in Japan so far, your case is not in conformity with provisions of Article22, paragraph 2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

（注）在日年数不足等の場合。

④　再入国許可申請の場合

（理由）

再入国の許可を認めるに足りる相当の理由があるとは認められません。

There are not reasonable grounds to grant a Re-entry Permit .

（根拠となる事実）

難民認定手続に支障があるおそれがあり、再入国許可を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められません。

i ***Granting a Re-entry Permit to Japan may hinder the refugee recognition procedures, and it is therefore deemed that there are insufficient grounds for granting a Re-entry Permit.***

ii　補完的保護対象者認定手続に支障があるおそれがあり、再入国許可を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められません。

Granting a Re-entry Permit to Japan may hinder the complementary protection recognition procedures, and it is therefore deemed that there are insufficient grounds for granting a Re-entry Permit.

⑤　就労資格証明書交付申請の場合

（理由）

収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことがで

きる在留資格を有しているとは認められません。

（根拠となる事実）

あなたの在留資格「○○」で行うことができる活動は、（「本邦において行うことができる活動」を記載）であり、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことはできません。

（注）現に有する在留資格が非就労資格であり、かつ、資格外活動許可を受けていない場合にのみ不交付とする。なお、就労資格又は就労可能な身分を有している場合で、現に行っている活動又は行おうとする活動の適否について就労資格証明書に記載方依頼があった場合の対応については、後記第３章第３節を参照すること。

8　警備部門の長等への連絡

首席審査官等は、次の場合に警備部門の長等へ連絡を行う。

（１）在留資格変更許可等の申請に対し、特例期間内又は入管法第22条の２第１項に規定する在留できる期間経過後に出国準備のための在留資格「特定活動」への申請内容変更措置を執らずに不許可処分を行ったときは、不許可処分連絡書（別記第１４号様式）により警備部門の長等に連絡する。

（２）在留資格変更許可等の申請に対する処分の決定を行い、出頭通知を行ったにもかかわらず、申請人が出頭せず特例期間を経過したときは、連絡書（別記第１４号の２様式）により警備部門の長等に連絡する。

9　訴訟担当部門との連絡・調整

首席審査官等は、処分を行う場合において、行政訴訟の提起が予想される案件、過去の処分に対する行政訴訟が提起されている案件等必要と認められる場合には、申請人に対する処分通知に先立ち、行政訴訟に関する関係機関との連絡調整を担当する部門と以後の対応について協議するなどして、連絡・調整を図る。

10　不許可（不交付）処分の通知の代行

地方局等又は出張所の長は、他の地方局等又は出張所の長の依頼に基づき、次により不許可（不交付）処分の手続を代行することができる。

（１）不許可（不交付）処分を依頼する地方局等又は出張所の長は、依頼先の地方局等又は出張所の長に不許可通知書（又は就労資格証明書不交付通知書）を送付する。不許可通知書の通知年月日は空欄とする。

（２）依頼を受けた地方局等又は出張所の長は、申請人の出頭を求め、通知年月日を記載した上、不許可通知書を交付する。この場合、不許可通知書の欄外に「○○出入国在留管

理局（支局又は出張所）代行」と付記し、「○○」に処分を代行した地方局等又は出張所の名称を付記する。

11　取消訴訟の提起に関する事項の教示

不許可又は不交付の通知を行う際は、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、申請人に対し、取消訴訟の提起に関する事項の教示書（別記第１０号様式）を交付して、取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間について教示しなければならない。

（１）対象となる処分（本編に関するもの）

ア　在留資格変更許可申請不許可処分、在留期間更新許可申請不許可処分、在留資格取得許可申請不許可処分（永住者の在留資格取得許可申請不許可処分を含む。）、永住許可申請不許可処分、資格外活動許可申請不許可処分、資格外活動許可取消処分、再入国許可不許可処分、再入国許可取消処分

（注）申請内容どおりでは許可できない旨の通知は取消訴訟の対象となる処分には当たらないので、教示は行わない。その後に不許可処分等をしたときに教示を行う。

イ　行政法の一般法理に基づき行う職権取消等の不利益処分

（２）教示に関する手続について

ア　窓口等において直接行う場合

前記（１）に係る不利益処分の通知書の交付による通知とともに、教示書を２部作成の上契印し、うち１部を被通知者に手交するとともに、控えの教示書の余白部分に被通知者から受領年月日及び受領の署名を徴する。

被通知者が署名をしない旨申し立てたときは、教示書の写しの余白部分に、その旨を記載するとともに入国審査官認証印を押印する。

控えの教示書については、当該不利益処分に係る書類とともに保管しておく。

イ　郵送により通知する場合

前記アに準じ、不利益処分の通知書に教示書を１部同封し、控えを保管する。また、送付する封書の宛名の写しを作成し、保管しておく。

第３　終止

次のいずれかに該当する事実が判明したときは、直ちに審査を終止し、終止事実、終止年月日（郵送により取下書の提出があった場合は、地方出入国在留官署に書類が到達した日）及び事由を電算入力する。なお、就労資格証明書の終止にあっては、進行管理簿（速報版）の備考欄等に終止年月日及び事由を記載する。

（注）当該案件が本庁等に進達又は請訓中である場合は、当該終止について速やかに本庁等に報告する。

1　申請人が単純出国したとき（特例期間に単純出国した場合を含む。）

2　申請人が死亡したとき

3　申請人（代理人）が申請を取り下げたとき

（注１）申請人（代理人）から申請を取り下げたい旨の意思表示が行われた場合は、郵送又は出頭により、取下書（参考様式１１、任意の様式でも可）の提出を求める。なお、郵送による場合は、在留期限内（在留資格取得許可申請の場合は、出生等の事由が発生した日から６０日以内）に書類が到達することが見込まれる場合に限る。

（注２）中長期在留者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を取り下げたい旨の意思表示が行われた場合は、在留カードの裏面の「申請中」の表示を抹消する必要があるため、申請を行った地方出入国在留管理官署へ出頭するよう適宜案内する。

4　申請人が日本国籍を有することが判明したとき

5　申請人が日米地位協定該当者又は国連軍地位協定該当者であることが判明したとき

6　申請人が再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間内に再入国しなかったとき（在外公館において再入国許可（みなし再入国許可を除く。）の有効期間の延長を受け得る場合があるので、再入国許可の有効期間の経過をもって直ちに終止とすることのないよう留意する。）

7　在留資格の変更許可又は在留期間の更新許可の申請と並行して永住許可申請が行われ、在留資格変更許可申請等に対する処分を行うことなく永住を許可したとき（終止の対象は当該在留資格変更許可申請等）

第４　電算入力のための処分記録の送付

1　出張所の長は、資格外活動の許可、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可又は再入国の許可の申請を受け付けたときは、当該申請書の写しを、また、許可の処分、不許可通知又は終止の処分を行ったときは、その処分記録を所属する地方局等に送付する。

2　処分記録の送付は、処分記録送付書（別記第１５号様式）に申請書の写し（官用欄のコード記入を終えたもの）を添付して行う。

3　１に基づく処分記録の送付は、速やかに、申請書を資格外活動の許可、在留資格の変更等処分の種類別に区分し送付する。なお、証印代行案件及び不許可（不交付）通知の代行案件の処分記録の送付は、代行を依頼した出張所の長が行う。

4　出張所の長は、処分記録送付済みの案件について記入した事項に誤りがあったことが判明したときは、速やかにその旨を所属する地方局等に報告する。報告を受けた地方局等の長は、当該記録が既に電算記録に入力されている場合には、処理要領集に定める「記録変更（訂正）依頼書」をもって本庁（総務課情報システム管理室）に訂正依頼する。

第５節　手　数　料

第１　手数料の徴収

１　就労資格証明書の交付、在留資格の変更、在留期間の更新、永住（法第２２条の規定によるものに限る。）又は再入国の許可の手続を行うときは、あらかじめ申請人から、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）に定める納付すべき手数料の額に相当する収入印紙を貼付した手数料納付書（施行規則第84号様式）を提出させる。

就労資格証明書の交付	窓口	１件につき	２，０００円
	オンライン	〃	１，６００円
在留資格の変更の許可	窓口	〃	６，０００円
	オンライン	〃	５，５００円
在留期間の更新の許可	窓口	〃	６，０００円
	オンライン	〃	５，５００円
永住許可	窓口	〃	１０，０００円
再入国（数次再入国を除く。）の許可	窓口	〃	４，０００円
	オンライン	〃	３，５００円
数次再入国の許可	窓口	〃	７，０００円
	オンライン	〃	６，５００円

（注）①　「外交」若しくは「公用」への在留資格の変更の許可、「外交」若しくは「公用」の在留資格をもって在留する者に対する再入国の許可又は「公用」の在留資格をもって在留する者に対する在留期間の更新の許可については、手数料を徴収しない。

②　「外交」又は「公用」の在留資格から他の在留資格への変更を許可する場合は、手数料を徴収する。

③　令和７年４月１日の入管法施行令改正により、就労資格証明書の交付、在留資格の変更、在留期間の更新、永住（法第２２条の規定によるものに限る。）及び再入国の許可に係る手数料の額が改定されているところ、改定後の手数料の額は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けた案件に適用されることに注意する（令和７年３月３１日までに申請を受け付け、令和７年４月１日以降に交付を行った案件については、改定前の手数料の額が適用される。）。

④　令和４年の入管法施行規則改正により、手数料納付者の負担軽減や行政手続の

効率化を図るため、手数料納付書の署名欄を記名欄へ変更したところ、納付者氏名欄には、「本人の自筆」のほか、「パソコン等による印字」、「ゴム印」、「他人による代筆」等によるものでも差し支えない。

2　地方局等又は出張所の長は、申請人が手数料を納付しないときは、当該申請人に係る交付又は許可の決定を取り消し、改めて不交付又は不許可の決定をする。ただし、短期間内に手数料の納付が可能と認められるときは、若干の猶予期間を定め、その期限までは当該許可の決定を取り消さないことができる。

第２　手数料納付書の確認等

1　手数料納付書が提出されたときは、貼付された収入印紙の金額が正しいことを確認した後、打抜機で収入印紙に「PAID」又は「VOID」の打抜きを行うなどし、使用済みであることを明らかにする。

2　首席審査官等は、１の打抜きをした手数料納付書を当該首席審査官等の所属する地方局等の会計課長（会計課の置かれていない地方局等にあっては総務課長）に回付する。

第３　手数料の返還

地方局の長は、処分の取消し又は無効措置をする（法令の明文の規定による取消し処分を除く。）ときには、手数料の納付を伴う処分については全件、手数料の納付を伴わない処分であっても、申請人の明らかな偽りその他不正な手段により行われたものを除き、本庁在留管理支援部在留管理課宛てに上申する。なお、手数料の納付を伴う処分については、事前に各地方出入国在留管理局の会計担当課と協議すること。

（注）処分取消しに伴う手数料還付

処分取消しにより当該処分に係る手数料を返還する義務が生じるか否かについては、行政法上定まったものはなく、処分を行った行政庁の判断に委ねられているものと考えられ、直ちには返還しない。ただし、相手側が返還を申し出る場合にあっては、その理由を踏まえて返還するか否かを決定する。

なお、当局の責に帰すべき事由に基づき取消しを行うもので、手数料の返還を申し出る場合であっても、許可処分によって本邦における在留の事実が生じたとき、又は取消しにより退去強制手続が開始されるときは手数料を返還しないこととする。

第６節　在留資格証明書

第１　在留資格証明書

在留資格証明書（施行規則別記第３２号様式）は、旅券を所持しない者に対して在留資格の変更許可、在留期間の更新許可又は在留資格の取得許可を行う場合（これらの許可により在留カードを交付する場合を除く。）に、その許可の存在を明示するために作成し、交付するものである。したがって、旅券の取得が可能である者にあっては、その取得・提示を求める。

第２　在留資格証明書の記載

１　氏名

氏名は、姓（ファミリーネーム又はラストネーム）、名（ファーストネーム）の順に、原則としてローマ字で記載する。ミドルネームを有する者については、名の次に記載する（イニシャルで可）。

２　国籍・地域

（１）本邦で出生した者であって、国民旅券又はその他国籍を有することを証する文書を所持しない場合における国籍・地域は、本編第１章第２節第８の２（１）ウ（イ）ａの（注９）による。

（２）日本の国籍を離脱し外国の国籍を取得した者については、次のとおりとする。

ア　外国において出生したことにより外国の国籍を取得した者

当該出生地国の国籍

イ　父母の一方が外国の国籍を有することにより外国の国籍を取得した者

当該外国の国籍

ウ　認知されたことにより外国の国籍を取得した者

父の国籍

エ　婚姻、養子縁組等の身分行為により外国の国籍を取得した者

当該身分行為の結果取得した国籍

オ　帰化により外国の国籍を取得した者

当該外国の国籍

３　処分の内容の記載

在留資格証明書にシール化された証印を貼付し、又は証印を押印するとともに、証印の所定欄に必要事項を記載することによって行う。

第３　在留資格証明書の回収

既に交付した在留資格証明書に新たな在留資格又は在留期間を記載する場合等において、当該在留資格証明書に余白がなく新たな証印を行うことができないときは、従前に交付した在留資格証明書を回収した上、新たな在留資格証明書を作成し、交付する。なお、中長

期在留者以外の者が中長期在留者となった場合であって、所持人が市区町村等から在留歴の証明を求められている等の理由により、引き続き従前の在留資格証明書の所持を希望する場合は、在留資格証明書の表紙の一部を切り取った上で、還付して差し支えない。

第４　再交付

在留資格証明書の交付を受けた者から、在留資格証明書を紛失したこと等を理由として、書面（様式は任意）をもって再交付の願出があったときは、再交付する。この場合には再交付する在留資格証明書に再交付の旨を記載する。

第７節　個人記録

第１　保管する資料

個人記録として保管する資料は、申請書、在留関係諸申請の審査の過程において作成又は受け付けた書類、入国事前審査の記録、事件概要書等次回以降の審査に参考になるものとする。

第２　記録の取扱い

１　作成

申請書等保管する資料については、画像照会システムに入力することにより個人記録を作成する。出張所で処分した案件については、管轄の地方局等へ申請書等の資料を送付し、画像照会システムへ入力する。

なお、再入国許可申請書及び就労資格証明書交付申請書（転職による就労資格証明書交付の場合を除く。）等の申請書類、また、空海港において受け付けた資格外活動許可申請書については、画像照会システムへ入力することなく処分庁において保管し、地方局等の文書保存に関する規定に従い、適宜、廃棄して差し支えない。

２　保管・廃棄

（１）画像照会システムへの入力記録（画像照会システム上、入力されている電子情報）は、別途指示するまでの間保管する。

（２）画像照会システムへの入力を終えた申請書等の原本については、廃棄する。ただし、首席審査官等において保管することが適当と判断する案件については、次の（３）に従い、１年間保管するものとし、その後は、引き続き、保管することが適当と判断するもの以外は、適宜、廃棄する。

また、画像照会システム（光ディスク）導入以前の申請書等の原本で、画像照会シス

テムへの入力がなされていないものについては、首席審査官等において、引き続き、個人記録として保管することが適当と判断するもの以外は、地方局等の文書保存に関する規定に従い、適宜、廃棄して差し支えない。

（3）申請書等の原本を保管する場合には、必要に応じて次のとおり個人記録を作成するなどし、書類の紛失に十分留意の上保管する。

ア　資料の編てつ及び表示等

個人記録として収録する資料は、個人ごとにホルダーを用いて編てつする。

イ　個人記録の分類及び整理

個人記録は、適宜の方法により抽出しやすいように整理する。

ウ　個人記録の貸出し及び保管

個人記録を他部門において使用する場合は、個人記録貸出簿、個人記録貸出カード等を備え、その所在を明らかにする。

第８節　稼働先等の記録

第１　保管する資料

1　外国人職員に係る記録

在留資格、在留期間、職種、地位等が記載されているもの。

2　登記事項証明書、決算書等稼働先企業等の業務内容及び実態を明らかにする資料

（1）これら資料は、写しをもって保管することができる。

（2）稼働先等の記録として収録する資料は、地方局等又は出張所で適宜個々の企業等機関別にホルダーを用いて編てつし、業種別に従い分類・保管する。

第２　作成・保管

申請人の稼働先等の情報については、ＦＥＩＳ関係機関情報に入力することにより作成し保管する。

第３　分類

在留期間の更新許可又は在留資格の変更許可申請に対して許可の処分を行ったときは、次に分類するとともに、個々の企業等機関別に整理の上、保管する。この場合には、個人記録には稼働先別記録に収録しない資料を収録する。

1　商用・就職先

2　留学先

3　研修先（受入れ機関）及び技能実習先（実習実施機関、監理団体）

4　芸能人契約機関

5　芸能人出演先

第４　追加・訂正

第１の資料については、次により企業等の外国人雇用等の現状を反映するものにしておく。

1　各種申請の際に提出された新たな資料と差し替える。

2　旧資料への追加・訂正を行う。

第２章　資格外活動の許可

第１節　対　　象

入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留している者で、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（施行規則第19条の３に定める活動を除く。）を行うことを希望するもの。

（注）「収入を伴う事業を運営する活動」とは、一定の目的をもって行われる同種の行為の反復、継続的遂行である事業であって収入を伴うものを運営する活動であり、事業を運営する個人が収入を得るか否かとは関係がない。また、仮に当該事業を運営する者がその活動によって報酬を受ける場合は、「収入を伴う事業を運営する活動」及び「報酬を受ける活動」の双方に該当する。

第２節　審　　査

第１　一般原則

資格外活動の許可は、法第１９条第２項に定める「（出入国在留管理庁長官が）相当と認めるとき」に行うところ、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる場合には、当該相当性を認めて許可する。

１　申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと。

（注）単に活動の時間数及び収入・報酬額の多寡によるものではない。ただし、「家族滞在」又は「特定活動」のうち扶養を受ける活動を指定されて在留する者で、扶養者の収入・報酬額を超えるような収入・報酬を得る資格外活動を行おうとすることが明らかな場合は、扶養を受ける者とは言えなくなり、在留資格該当性に疑義が生じることから、原則として資格外活動の許可をしない。

また、現に有する在留資格に係る活動を縮小して資格外活動に従事しようとするものは、現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられる可能性があるものとして慎重に審査する。

２　現に有する在留資格に係る活動を行っていること。

（注）留学生で学校に行っていない者など本来の活動を行っていないことが明らかな場

合は該当しない。

3　申請に係る活動が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる活動（「特定技能」及び「技能実習」を除く。）に該当すること。

（注１）入管法上、本邦に在留する外国人は許可された在留資格に応じた活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことはできず、資格外活動の許可は、在留資格の範囲外の就労活動を例外的に認めるものである。そのため、専門的・技術的分野の外国人として受け入れられた者に対し資格外活動を許可する場合においては、我が国の労働市場への影響等を勘案し就労活動の範囲を限定している在留資格制度の趣旨を踏まえ、一定程度以上の知識、技術又は技能を要する活動を行う場合にのみ相当性を認めることとしている。

なお、留学生が在学期間中に学費その他の必要経費を補う目的で行う資格外活動については、日本人の雇用、労働条件等に与える影響が少ないと考えられることから、就労分野を限定せず、就労可能な時間に上限を設けた上で包括的な資格外活動を例外的に認めることとしている。

また、「家族滞在」の在留資格についても、扶養者に十分な扶養能力がある場合に限りその入国・在留が認められるものであることから、資格外活動の許可に当たり、留学生同様、就労活動内容に特段の制限を設けていない。

（注２）従事する業務の内容が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる業務の内容であれば、必ずしも本邦の公私の機関との契約まで求めるものではない。

4　申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと。

（１）法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う活動

（注）次の①から③の形態で営まれている店舗での活動及び④から⑦に該当する業務に従事して行う活動は認められない。なお、直接客の接待等を行わない従業員であっても同様である。

①　風俗営業…客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀屋・パチンコ屋・スロットマシン設置

業等

② 店舗型性風俗特殊営業…ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等

③ 特定遊興飲食店営業…深夜において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせるナイトクラブ等

④ 無店舗型性風俗特殊営業…出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業等

⑤ 映像送信型性風俗特殊営業…インターネット上でわいせつな映像を提供する営業等

⑥ 店舗型電話異性紹介営業…いわゆるテレホンクラブの営業等

⑦ 無店舗型電話異性紹介営業…いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業等

5　収容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと。

6　素行が不良ではないこと。

（注）素行が不良ではないことの判断については「在留資格の変更・在留期間の更新許可のガイドライン」に準じる。

7　本邦の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

（注）疎明資料として求める必要はなく、申請人等に口頭で確認すれば足りる。

第２　特則

次に該当する者の申請については、それぞれに定めるところによる。

1　「短期滞在」の在留資格をもって在留する者

特別な事情が存するため、短期滞在の在留資格を付与されて在留を認められている者で、第１に掲げる各要件のいずれにも適合し、かつ、特に許可するのが相当である場合は、許可する。

2　「留学」の在留資格をもって在留する者

資格外活動の目的、内容等に応じ、後記（１）又は（２）のとおりとする。

なお、国費留学生等奨学金を十分に得ていると認められる学生が行うアルバイトについても、学業に支障のない範囲で進学、生活費用等を補う目的で行う限り、私費留学生と区別して取り扱うことはしない。

また、大学又は高等専門学校（第４学年、第５学年及び専攻科に限る。）において教育を受ける者（専ら日本語教育を受ける者を除く。）が、当該大学又は高等専門学校との契

約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動については、資格外活動の許可を要しない（施行規則第19条の3第3号）。

（注）「教育又は研究を補助する活動」とは、一般に、大学等の優秀な学生に、教育的配慮の下に、他の学生等に対するチュータリング（助言）や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、学生への教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたものや大学等が行う研究プロジェクト等に教育的配慮の下に学生を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたものをいう。

（1）包括許可

「留学」の在留資格をもって在留する者から、留学中の学費その他の必要経費を補う目的のアルバイト活動のため、在留期間中の資格外活動許可について申請があった場合、第1のうち3を除くいずれの要件にも適合するときは、1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について一律かつ包括的に在留期間内の資格外活動を許可する。

また、入国港において、新規に「留学」の在留資格及び3月を超える在留期間を決定されて上陸許可の証印を受けた者（上陸特別許可によるものを含む。）から、当該上陸許可に引き続き在留期間中の包括的な資格外活動許可の申請があった場合、上陸は許可したものの包括許可することが適当でないと判断される特段の事情がある場合を除き、前記と同様の範囲で包括的に資格外活動を許可する。

（注1）「1週について28時間以内」とは、どの曜日から1週の起算をした場合でも常に1週について28時間以内であることをいう。以下同じ。

なお、時間単位での計測が困難な業務委託契約等に基づく活動について相談があった場合は、後記第3を参照の上、個別許可により対応する。

（注2）「教育機関の長期休業期間」とは、いわゆる夏季休業、冬季休業及び春季休業として当該教育機関の学則等により定められているものをいう。

（注3）本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）及び小学校において教育を受ける者については、基本的に資格外活動許可は馴染まず、包括許可はもとより、個別許可についても申請人が所属する教育機関からアルバイトに関する取扱いや申請人の事情を聴取する等して許否を判断する。

（注４）国費留学生、ＪＩＣＡの研究員として招へいされた留学生等、在外公館限りで在留資格「留学」の査証が発給された者「以下「国費留学生等」という。）については、入国前に資格外活動を与えることの適否に係る事前の確認を受けていないことから、出入国港ではなく、原則として上陸後に住居地を管轄する地方出入国在留管理局等において資格外活動許可申請を行うこととしているところ、国費留学生等から同申請があった場合は、必要に応じて確認書（参考様式）を使用し、所属機関における資格外活動の取扱いを確認した上で、所属機関が留学生の資格外活動を認めていないなどの事情がない場合は、包括的な資格外活動を許可する。

（２）個別許可

「留学」の在留資格をもって在留する者から（１）に掲げる範囲外の活動について許可の申請があったときは、原則として、第１の各要件に適合し、かつ、次のア又はイに該当する場合に限り、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に許可する。

なお、包括的な資格外活動許可以外の資格外活動許可申請については、空海港において「留学」の在留資格に係る上陸許可に引き続き申請が行われても、これを許可しない。

ア　次のいずれかに該当する者が就職活動の一環として行う職場体験を目的とする場合（いわゆるインターンシップ活動）

（ア）在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く。）に在籍し、個別の資格外活動許可申請を行う年度の年度末で修業年限を終える者であって、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している者（注１）

（イ）在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、個別の資格外活動許可申請を行う年度の年度末で修業年限を終える者

（注１）「卒業に必要な単位をほぼ修得している者」とは、卒業に必要な単位のうち、９割以上の単位を修得している者とする。

（注２）立証資料として次の文書の提出を求めて審査する。

a　活動予定機関が作成した資格外活動として行う活動内容（職場体験を目的とする活動等、抽象的な内容ではなく、行おうとする具体的な活動内容が記載されたもの）、活動期間及び活動時間、活動場所並びに報酬等の待遇を証する文書

b　上記（ア）又は（イ）に該当する者については、ａの文書に加え、大学又は大学院が発行する在学証明書

c　上記（ア）に該当する者については、ａ及びｂの文書に加え、卒業に必

要な単位数及びその修得状況が確認できる文書

イ　次のいずれかに該当する場合

（ア）申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師その他当該留学生の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること。

（イ）本邦での起業を目的とした準備活動であること。

3　「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格をもって在留する者

（1）「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格をもって在留する者から、在留期間中の資格外活動許可について申請があった場合、第1のうち3を除くいずれの要件及び下記アないしウのいずれの要件にも適合するときは、1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について下記イの範囲における包括的な在留期間内の資格外活動を許可する。

また、入国港において、新規に「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格のうち、下記アを満たす者として3月を超える在留期間を決定されて上陸許可の証印を受けた者（上陸特別許可によるものを含む。）から、当該上陸許可に引き続き在留期間中の包括的な資格外活動許可の申請があった場合、上陸は許可したものの包括許可することが適当でないと判断される特段の事情がある場合を除き、下記イの範囲における包括的な資格外活動を許可する。

ア　申請人が地方公共団体等（我が国の地方公共団体、地方公共団体の外郭団体及び国又は地方公共団体からインバウンド向け観光推進、地域商品の開発・販路拡大等を行うものとして指定を受けた団体（以下「国・地方公共団体から指定を受けた団体」という。以下同じ。））と雇用契約を締結していること（「技能」の在留資格をもって在留する者にあっては、スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）

（注）雇用先が地方公共団体の外郭団体又は国・地方公共団体から指定を受けた団体の場合には、「外郭団体であることを証する書類」又は「国・地方公共団体から指定を受けていることを証する書類」の提出を求める（在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請において別途提出済みの場合を除く。）。

イ　申請に係る活動が、地方公共団体等との雇用契約に基づき、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に応じたもの（現に有する在留資格で行う活動を除く。）であること（申請に係る活動が「技能」の在留資格に応じたものである場合にあっては、スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限

る。）。

ウ　申請に係る活動が、地方公共団体等との雇用契約（当該契約の内容について本来活動の雇用先である地方公共団体等が認めるものに限る。）に基づくものであること。

（2）上記（1）アないしウの要件の確認に当たっては、本来の活動の雇用先である地方公共団体等から、同地方公共団体等が上記アないしウの要件を満たすこと等を確認した旨の誓約書の提出を求める（誓約書の内容については、参考書式９を参照のこと。）。

4　「文化活動」の在留資格をもって在留する者のうち次に該当するもの

いわゆる外国大学の日本分校、日本研究センター又は国立研究開発法人等において留学生と同様の活動を行っている者

「留学」の在留資格をもって在留する者に係る取扱いを準用する。

5　「家族滞在」の在留資格をもって在留する者

（1）包括許可

「家族滞在」の在留資格をもって在留する者からの申請があった場合は、申請に係る活動が１週について２８時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について、第１のうち３を除くいずれの要件にも適合すると認められる場合には、包括的に資格外活動を許可する。

（注１）申請人が、本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は小学校の生徒又は児童の場合については、上記２（１）（注３）を参照。

（注２）就労資格を有する本体者が、雇用先企業から解雇又は雇止めの通知を受け、現に有する在留資格をもって就職活動をしている場合、本体者が就職活動を継続している事実を確認できれば、資格外活動を許可して差し支えない。この場合の資格外活動許可の期限は、許可の日から９０日又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日とする。

（2）個別許可

「家族滞在」の在留資格をもって在留する者から（1）に掲げる範囲外の活動について許可の申請があったときは、以下の要件のいずれにも適合している場合に限り、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容、活動期間その他必要な事項を定めて個々に許可する。

ア　第１の各要件に適合していること。

イ　当該活動に従事する期間が、決定されている在留資格に係る在留期間の過半を超えないこと。

（注）活動内容、契約内容等からみて、在留目的が実質的に変更されていると判断できる場合は、在留資格変更許可の手続をとることが必要となるので留意する。

なお、時間単位での計測が困難な業務委託契約等に基づく活動について相談があった場合は、後記第３を参照の上、個別許可により対応する。

6　「家族滞在」以外の在留資格をもって在留する外国人の扶養を受ける配偶者若しくは子又はそれに準ずる者として扶養を受ける者として行う日常的な活動[redacted]を指定されて在留する者

前記５と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

7　継続就職活動若しくは内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格をもって在留する者

（１）包括許可

継続就職活動若しくは内定後就職までの在留を目的とする者からの申請については、前記５と同様、申請に係る活動が１週について２８時間以内であって、第１のうち３を除くいずれの要件にも適合するときは、包括的に資格外活動を許可する。

（２）個別許可

ア　教育機関による推薦状から資格外活動許可が消去されている場合には、包括許可ではなく、個別的に資格外活動の許可を判断する。

イ　継続就職活動若しくは内定後就職までの在留を目的とする者から（１）に掲げる範囲外の活動について許可の申請があったときは、第１の各要件に適合し、かつ、就職活動の一環として行う職場体験を目的とする活動（いわゆるインターンシップ活動）や、内定後採用までの間の研修を行うとして次のいずれかに該当する者に限り、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に許可する。

（ア）在留資格「特定活動」、指定する活動「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」をもって在留する者（短期大学を卒業した者、専修学校の専門課程を修了した者を含む。（イ）において同じ。）

（イ）在留資格「特定活動」、指定する活動「（企業名）に平成○○年○○月○○日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」をもって在留する者

（注１）専修学校の専門課程を修了した者については、専攻した科目との関連性が

認められる活動に限られる。

（注２）立証資料として次の文書の提出を求めて審査する。

a　活動予定機関が作成した資格外活動として行う活動内容（職場体験を目的とする活動等、抽象的な内容ではなく、行おうとする具体的な活動内容が記載されたもの）、活動期間及び活動時間、活動場所並びに報酬等の待遇を証する文書

b　専修学校の専門課程を修了した者については、ａの文書に加え、専修学校が発行する成績証明書

8　入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者（告示２５号）又はその付添人として「特定活動」の在留資格をもって在留する者（告示２６号）

原則として許可しない。

9　観光、保養等を目的として本邦に長期間滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者（告示４０号）又はその同行する配偶者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者（告示４１号）

原則として許可しない。

10　難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請中の者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者（告示外）

難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者のうち、報酬を受ける活動の指定が行われていないものについては、原則として資格外活動許可は許可しない（第１２編第２章第２６節第２の３を参照。）。

11 [redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

12　派遣会社に所属し、教育機関に派遣される外国語指導助手（ALT）として「教育」の在留資格をもって在留する者

（1）資格外活動許可の要否

資格外活動許可の要否については、次のア及びイの例を参考に判断する。

ア　資格外活動許可を要する活動

（ア）所属機関が関与する活動

① ALTが通常勤務している教育機関の設置者である学校法人等が設置する幼稚園及び保育園における語学教育

② ALTが通常勤務する教育機関以外の場所で実施する英語塾や英語キャンプにおける語学教育

（注）設置や実施主体が地方公共団体や学校法人であっても、活動場所が「教育」の法別表に規定する教育機関ではないことから、在留資格「教育」に該当しない。

③ 英語検定テスト等の口頭試験官業務

（イ）所属機関が関与しない活動

ALTが個人的に請け負った翻訳・通訳業務

イ　資格外活動許可を要しない活動

（注）在留資格「教育」に含まれ得る活動と整理できるもの。

（ア）ALTが通常勤務している教育機関の授業に用いる教材開発、指導案作成

（イ）小学校における学童保育や、放課後子ども教室における語学教育

（ウ）ALTが通常勤務している教育機関の教員を対象とする研修・勉強会における語学教育

（エ）研修を目的とし、ALTが所属している社内等で他のALT等を指導する活動

（2）申請の方式等

一人のALTが複数の資格外活動許可を要する場合があることから、資格外活動に従事する具体的な予定がない場合であっても、従事する可能性がある活動に関する資格外活動許可申請を認めることとし、後記第３節の規定のほか、次のとおり取り扱う。

なお、資格外活動許可申請書は、一通ずつ作成する必要があるが、「他に従事しようとする活動の内容」欄、「勤務先」欄、署名欄及び申請書作成年月日以外は複写したものでも差し支えない。

ア　提出資料

（ア）資格外活動許可申請書

（イ）活動場所、活動内容及び活動の可能性がある期間を説明した所属機関作成の資料

イ　許可の方式

一つの活動に関する資格外活動許可申請に対し、以下を参考に、個別に許可する。この場合、条件については、活動場所、活動内容及び活動期間を個別具体的に付すものとし、「○○市内の幼稚園・保育園」といった包括的な記載は行わない。

なお、従事する可能性がある活動については、許可の期間について、１年間や在留期限まで等、長期間許可して差し支えない。

【記載例】

「○○○との契約に基づき、×××において、△△△に従事する活動」

13　「技能実習」の在留資格をもって在留する者

（１）技能実習生からの資格外活動許可は、技能実習に専念させる趣旨から原則認めないところ、大規模な自然災害の発生に伴い、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための活動に従事する場合にあっては、個別に資格外活動を許可する。

ア　対象者

台風、豪雨又は地震等の自然災害の影響を受けて実習実施者の事業所が被災した技能実習生

イ　対象となる活動

資格外活動許可を受けようとする技能実習生本人の実習実施場所である事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）における瓦礫等の片付け作業等（以下「復旧作業」という。）、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための活動。

なお、被災した事業所における一時的な瓦礫等の片付け作業については、機械・器具等を安全に使用可能な状態にするなど、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための作業として、技能実習の安全衛生業務に該当し得るものであれば、資格外活動には当たらないと判断して差し支えない。他方、技能実習の安全衛生業務としての復旧作業を行う場合であっても、２週間を超えて行う場合には、技能実習計画との齟齬が生じる可能性があり、資格外活動違反を問われかねないことから、資格外活動許可を受けることが望ましい。

ウ　資格外活動許可の内容等

（ア）活動内容は、下記のとおり記載する。

．「○年○月（自然災害の別※）○○により被災した所属する実習実施者における復旧作業」

※「台風○号」、「豪雨」、「○○を震源とする地震」など

（イ）許可の期限

許可日から１月後とする。

エ　資格外活動許可の申請及び交付の特例

（ア）本件に係る審査に当たっては、資格外活動許可申請書に記載してある活動内容が上記イの前段に記載した作業に合致しているか否かを確認すること。

（イ）被災地域の交通事情等に鑑み、技能実習生本人等の地方出入国在留管理官署への出頭が困難な状況が認められる場合には、下記のとおり、特例的な取扱いをもって対応することとする。

①　申請受付の方法

技能実習生本人のほか、本人が所属する監理団体又は実習実施者による郵便若しくはＦＡＸ送信による申請を認める。

なお、その場合は、出入国在留管理庁ＨＰから資格外活動許可申請書をダウンロードするよう案内し、申請者の旅券及び在留カードの写しを郵送等するよう案内すること（同許可申請書がダウンロードできない場合、申請者側に同申請書をＦＡＸ又は郵送する。）。

②　交付方法

資格外活動許可書の右下欄外に入国審査官認証印を押印の上、上記①の申請を送付した者に対し、同許可書を郵送若しくは写しをＦＡＸ送信することをもって交付とする。なお、ＦＡＸ送信をする場合、同許可書原本は、同申請書類に編綴する。

（ウ）資格外活動許可の再申請

上記ウ（イ）のとおり、本件資格外活動許可の期限は、許可日から１月後とするが、その後、引き続き資格外活動許可を希望する者があった場合は、原則として、施行規則第１９条に則り、通常どおりの取扱いをもって対応する。

オ　その他

申請人等から相談・申請がなされた個別の自然災害に関して、本件の対象とするか疑義がある場合には、事前に本庁在留管理課技能実習運用第１係宛てに照会する。

（２）自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっていない場合（第１２編第２章第２６節第２の１１（３）を参照。）において、「技能実習」の在留期間が残っている場合で、申請人から、生活費等を確保する必要があるとして、資格外活動許可申請が行われた場合には、第１２編第２章第２６節第２の１１（３）ウ（オ）に基づき審査を行う。

第３　その他留意事項

１　収入を伴う事業を運営する活動（「経営・管理」に該当する活動）について

（１）雇用契約書等により従事しようとする時間が明確である管理者等としての活動を除き、自ら事業の経営を行う活動であって客観的に稼働時間を確認することが困難である場合

は、包括許可は行わず個別許可として相当性を判断する。そのため、当該活動に係る相談があった場合においては、個別の資格外活動許可申請を案内する。

（注）包括許可に係る資格外活動許可申請時に、経営に係る活動を行うことの有無について確認することを求めるものでない。

個人事業主として稼働する場合に、必ずしも個別の資格外活動を要する趣旨ではなく、稼働時間を確認することができるものについては、包括許可の対象として取り扱う。

なお、個人事業主として配達事業を受託する場合における稼働時間の確認にあたっては次の点に留意する。

ア　稼働時間の定義

依頼を受注してから配達等が完了するまでの時間だけではなく、依頼を受けるために、アプリを起動し、注文を受けることができるよう待機している時間についても、稼働とは不可分のものであると評価することができることから、原則として、配達等に係る一連の時間については全て稼働時間として算入する。

イ　稼働時間の確認手段

アプリのログや管理会社等に公用照会することによって、上記アの稼働時間を客観的に確認することができるものに限る。

（2）既に週28時間以内の包括許可を受けている者から収入を伴う事業の運営を行うとして個別許可申請があった場合、当該事業の運営に係る計画及び当該業務に従事する時間を明らかにする予定表等を作成させ、既に週28時間以内の包括許可を受けていることを踏まえ、これらの活動に従事することにより、現に有する在留資格に係る活動を阻害しない範囲で行う活動であると評価可能な場合にのみ許可する。同様に、既に収入を伴う事業の運営を行うとして個別許可を受けている者から、週28時間以内の包括許可申請があった場合についても、事業の運営に従事している時間や今後の予定について説明を求め、現に有する在留資格に係る活動を阻害しない範囲で行い得ると評価可能な場合にのみ許可する。

たとえば「留学」の在留資格の場合、経営活動のために授業を欠席することが予定されておらず、かつ、在学状況（出席率や単位取得状況）に問題が見られない場合に限って許可することが考えられる。

（注）複数の資格外活動を許可することは差し支えないが、それにより現に有する在留資格に係る活動が阻害されないことについて十分留意すること。

（3）資格外活動としてこれらの活動が認められるのは、個人事業主等として当該外国人が単独で行う比較的小規模な事業の経営を行う活動に限られ、例えば新たに法人を設立す

る場合や従業員を雇用する場合、事業所を設けて活動する場合等については、その態様から見て資格外活動の範囲を超え在留目的が実質的に変更されていると考えられるため、「経営・管理」の在留資格への変更が必要となるものであり、原則として許可しない。

「家族滞在」や扶養を受ける活動を指定されて在留する「特定活動」の在留資格については、上記第２の５及び６も踏まえて許否の判断を行う。

２　業務委託契約や請負契約等により資格外活動を行う場合について

当該契約について標準的に従事することとなるみなし労働時間が明確である場合は、当該時間を包括許可の算出根拠として差し支えないが、それが明らかではない場合は、上記１と同様に個別許可により対応する。

３　上陸基準省令が定められている在留資格に該当する活動を行おうとする者について

資格外活動を行うに当たり、上陸基準省令に適合することまでを求めるものではないが、これは、資格外活動により認める活動が短時間のものであり、申請人が現に有する在留資格に該当する活動を阻害しない範囲で行うもののみを許可の対象としているためである。

そのため、上陸基準省令が我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められているという趣旨に鑑み、上陸基準省令が定められている在留資格に該当する活動に従事しようとする場合は、特に当該活動に従事しようとする期間、時間及び当該活動により受ける報酬を確認し、当該活動が主たる活動となり得るものについては、資格外活動許可によらず、当該活動に係る在留資格該当性及び上陸基準適合性を審査し、当該他の在留資格への変更許可により認めることを検討し、上陸基準省令が定められている趣旨を逸脱することがないよう留意する。

４　動画投稿サイトやＳＮＳにおける活動に伴う収入を得る活動

当該活動については、原則として、資格外活動許可を要しないが、当該活動の程度が反復継続的なものであると認められる場合や、現に有する在留資格の資格該当性に疑義を生じさせる場合は、この限りではないため、疑義がある場合は個別に本庁に相談すること。

第３節　許　　可

第１　許可の方式

１　証印による許可

許可は、後記２に掲げる場合を除き、旅券又は在留資格証明書に証印シール（施行規則別記第29号の２様式）を貼付することによって行うこととする。

2　許可書の交付による許可

以下の場合には、許可は、許可書の交付によって行うこととする。

ア　申請人が中長期在留者で、有効な旅券を所持していない場合

イ　申請人が有効な旅券を所持しているが、次の（ア）又は（イ）に該当する場合

（ア）「新たに許可された活動内容」に記載する文字数が制限文字数（２４５文字）を超える場合

（イ）機器の故障等により証印シールを打ち出すことができない場合

ウ　オンライン申請の場合で、利用者が受領方法を「郵送」と選択した場合

3　許可番号

申請番号と同一とする。

4　「住居地」、「旅券番号」及び「上陸（在留）許可年月日」欄

許可書を交付する場合、各該当欄に「省略」と表示して差し支えない。

5　「新たに許可された活動の内容」

（1）活動内容を具体的に記載する。許可した活動が特定の企業等に所属して行うものであるときは、当該企業等の名称も記載する（注）。

（注）第２節第２の２（２）ア及び７（２）の規定により許可するときは、就職活動の一環であることも明記する。

（2）包括的に資格外活動を許可するときは以下のとおり証印（シール）に印字される。許可書を交付する場合は、「11　新たに許可された活動の内容」欄に以下のとおり記載する。

ア　第２節第２の包括許可を行う場合（第２節第２の３の包括許可を行う場合を除く。）

「出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条第５項第１号に規定する活動

（注）後記１２の許可の期限は、出入国管理及び難民認定法第２０条第６項（第２１条第４項で準用する場合を含む）の適用を受ける場合は、同項に規定する時」

イ　第２節第２の３の包括許可を行う場合

「出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条第５項第２号に規定する活動

（注）後記１２の許可の期限は、出入国管理及び難民認定法第２０条第６項（第２１条第４項で準用する場合を含む）の適用を受ける場合は、同項に規定する時」

6　「許可の期限」

許可の終期を記載する。

7　許可年月日

許可証印を行った年月日又は許可書を交付した年月日とする。

8　その他

許可書を交付する場合には、許可書表面の右下欄外に処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

また、許可書表面の「新たに許可された活動の内容」欄に活動内容の全てを記載できない場合は、当該欄に「裏面に記載」と記載した上で、許可書裏面に活動内容を記載して末尾に「（以上）」と記載するとともに、その横に処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

なお、資格外活動許可申請書との契印は省略する。

第２　許可の期間

1　原則として、在留期間の満了日まで許可するものとするが、雇用期間が限定されている（継続して雇用されることが見込まれる場合を除く。）等契約の内容から資格外活動の許可期間に制限を設けることが相当であると認められる者については、当該期間に限り許可することとする。

2　第２節第２の２（１）、３、４、５、６及び７の許可を行う場合は、在留期間の満了日までとする。

第３　在留カードへの記載

中長期在留者に対して資格外活動の許可をした場合には、当該中長期在留者が所持する在留カードのＩＣチップに当該許可した活動の要旨を記録するとともに、裏面左下部にある「資格外活動許可欄」に資格外活動許可を受けている旨及び当該許可した活動の要旨を、次のとおり記載する。

1　包括許可の場合

（１）第２節第２の包括許可を行う場合（第２節第２の３の包括許可を行う場合を除く。）

「許可（原則週２８時間以内・風俗営業等の従事を除く）」

（２）第２節第２の３の包括許可を行う場合

「許可(教育、技人国、技能に該当する活動・週28時間以内)」

（注）後記第４章第５節第３の５に定める措置により資格外活動許可期限の記載を行った在留カードを所持する中長期在留者に対して新たな資格外活動許可を行う場合には、資格外活動許可欄用の補助用紙を貼付して新たな資格外活動許可に係る記載をする。

2　個別許可の場合

「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

第４　再交付

１　許可書を紛失・滅失又はき損・汚損した者から許可の有効期間内に当該許可書を交付した地方局等又は出張所に対し再交付の願出（様式は任意）があったときは、当初の許可番号、許可日、許可の期限により許可書を再交付する。また、当該許可書を交付した地方局等又は出張所以外の官署に対して再交付の願出があったときは、当該許可書を交付した地方局等又は出張所の長の依頼に基づき、許可書の再交付を代行することができる。

２　再交付するときは、許可書の許可番号欄外に「再交付」と記載し、再交付年月日を記載するとともに、再交付の事実及び再交付年月日を進行管理簿（速報版）に記載する。

３　き損・汚損に係る資格外活動許可書は回収の上、適宜保管又は廃棄する。

第４節　資格外活動許可の取消し

第１ [redacted]

[redacted]

第２　取消し事由

入管法第19条第３項及び施行規則第19条第６項に規定する資格外活動許可の取消しは、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

１　付された条件に違反した場合

（具体例）

活動内容を個別に指定されて資格外活動許可を受けた者が、指定された内容とは異なる資格外活動に従事していることが判明した場合

（注）[redacted]

[redacted]

2　引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認められる場合

（1）法令に違反する行為を行っていたと認められる場合

（具体例）

資格外活動許可に基づく活動を行う中で関係法令に違反したことが判明した場合

（2）法第24条第４号イ（資格外活動違反）に該当することを理由として収容令書の発付を受けた場合

（注）収容令書に基づく仮放免許可を行うまでに取消しを行う。

（3）その他引き続き許可を与えておくことが適当でないと認められる場合

（具体例）

[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

第３　管轄

資格外活動許可の取消手続は、資格外活動許可の取消しを行おうとする外国人（以下「取消対象者」という。）の住居地又は居所（刑事施設等を含む。）を管轄する地方出入国在留管理局又は支局において行うものとする。

第４　取消手続に係る通知書等の番号

施行規則及び本要領に規定する各種通知書等の番号は、各地方局文書取扱細則に定める文書記号の第２文字目の文字、次に手続開始年（西暦下２桁）及び暦年別の一連番号とする。

例：東20－１（東京局の令和２年第１号の場合）

横20－１（横浜支局の令和２年第１号の場合）

第５　調査

1　調査指示

地方局等の長は、引き続き資格外活動許可を与えておくことが適当ではないことが疑われる端緒を得た場合は、入国審査官に資格外活動許可の取消しの要否を判断するための調査を行わせる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

（4）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

[redacted]

第６　事案概要書等の作成

調査を終えたときは、担当者は、以下を含む事案概要書（第10編第８号様式）を作成する。

１　資格外活動許可の取消しの原因となる事実

２　調査結果

３　上記１に対する取消対象者の主張（上記第５の２（４）の事情聴取を行った場合）

４　担当官意見

なお、在留諸申請において取消手続の判断を行った場合は、当該申請に係る意見書等に付記することで足りるほか、請訓案件を除き、事案の内容によっては必ずしも事案概要書の形式による必要はないが、事後の検証に耐えられるように丁寧な記録に留意すること。

第７　取消しの可否の決定

１　地方局等の長は、本庁に請訓するものを除き、資格外活動許可の取消しの可否を決定する（請訓については、第３編第２章第１節及び第２節を参照。）

２　措置

地方局等の長は、出入国在留管理庁長官から前記１の請訓の結果を受けた場合、又は、資格外活動許可の取消しの可否について自ら決定する場合は、下記のとおり措置する。

（１）資格外活動許可を取り消さない場合

資格外活動許可を取り消さない場合は、取消対象者に対し、口頭でその旨を通知するとともに、電話記録書等を作成する。

（２）資格外活動許可を取り消す場合

ア　資格外活動許可を取り消す場合は、取消対象者に対して資格外活動許可取消通知書（施行規則別記第29号の３様式）を作成した上、出頭通知書（第11編別記第２号の１様式）により、取消対象者の出頭を求めて交付する。

なお、取消対象者が病気等により出頭できない場合は郵送する。

イ　通知書の記載内容

（ア）理由

資格外活動許可取消しの理由については以下の例により記載する。

（例）「入管法第19条第２項の規定に基づき付された条件に違反しているため」

（イ）番号

通知書右上の番号は暦年別に交付庁において一連番号を付すものとする。

（注）郵送による通知を行った場合の通知書欄外の備考欄（携行するもの）について

資格外活動許可書を交付していない者に対して取り消す場合は通知書欄外の備考欄に印刷された「及び資格外活動許可書」の部分を、中長期在留者以外の者に対して取り消す場合は同欄に印刷された「在留カード」の部分をそれぞれ二重線で抹消する。

3　取消訴訟の提起に関する事項の教示

資格外活動許可取消しの通知を行う際は、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、取消対象者に対し、取消訴訟の提起に関する事項の教示書（別記第10号様式）を交付して、取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間について教示する。

（1）窓口等において直接行う場合

前記2（2）アに係る通知書の交付により通知するとともに、教示書を2部作成の上契印し、うち1部を取消対象者に手交するとともに、控えの教示書の余白部分に取消対象者から受領年月日及び受領の署名を任意に徴する。

取消対象者が署名をしない旨申し立てたときは、教示書の写しの余白部分に、その旨を記載するとともに入国審査官認証印を押印する。

控えの教示書については、当該不利益処分に係る書類とともに保管しておく。

（2）郵送により通知する場合

前記（1）に準じ、不利益処分の通知書に教示書を1部同封し、控えを保管する。また、送付する封書の宛名の写しを作成し、保管しておく。

4　取消手続

通知書を交付した際には、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券における資格外活動許可の証印を抹消するものとする。また、中長期在留者にあっては、所持する在留カードの提出を求め、ＩＣチップに記録された資格外活動許可情報を抹消するとともに、カード裏面の「資格外活動許可欄」に記載されている資格外活動許可を受けている旨及び当該許可した活動の要旨を黒色の二重線で抹消する。

5　通知書の管理

通知書を交付した場合には、当該通知書の写しを作成し、交付した地方局等又は出張所において保管する。

6　[redacted]

[redacted]

7　その他

他の地方局等又は出張所からの依頼により資格外活動許可の取消しを行った場合は、取消手続完了後、依頼を行った地方局等又は出張所の長に対しその旨通知する。

第８　留意事項

資格外活動許可を取り消した者から、改めて資格外活動許可申請が行われた場合は、包括的な資格外活動許可の対象者であったとしても、雇用契約書の写し等を提出させた上で、個別許可の可否を検討する。

第３章　就労資格証明書

第１節　対　　象

本邦に在留する外国人で、就労資格証明書の交付を受けようとする次のものが対象となる。

１　就労資格をもって在留する者

２　資格外活動の許可を受けている者

３　特定活動の在留資格をもって在留する者で、当該在留資格により収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することが認められている者

４　居住資格をもって在留する者

５　特別永住者

第２節　審　　査

第１　一般原則

１　交付の決定

申請人が就労資格若しくは居住資格をもって在留する者又は特別永住者である場合のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、就労資格証明書の交付を決定する。

（１）資格外活動の許可を受けている者で、当該許可に係る活動について交付申請があった場合

（２）「特定活動」の在留資格をもって在留する者で、当該在留資格により収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することが認められている場合

２　不交付の決定

現に有する在留資格の下で就労することが認められていない場合には、就労資格証明書の不交付を決定する。

第２　特則

就労資格又は就労を認められている特定活動（活動の内容に勤務先が指定されている場合を除く。）の在留資格をもって在留する外国人が、勤務先等を変えた場合等で、具体的活動が当該就労資格に対応する活動に含まれるか否かについて確認するため、就労資格証明書の交付を求めて申請があったときは、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いは、在留期間の途中で生じ得る転職等の事実が次回の在留期間の更新

許可申請の際に否定的に評価されて更新の許可が受けられなくなったりすることを危惧する者もあるので、このような者に対して、次回の在留期間の更新等今後の許可を念頭に置きつつ転職等の事実について当局の評価を明らかにするために行うものであるが、就労資格証明書は、現に有する在留資格が非就労資格で、かつ資格外活動許可を受けていない場合のみ不交付とするものであり、また、素行要件等の在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由があるか否かの判断までを行うものではない。そのため、次回の在留期間の更新許可申請の審査に際しては、就労資格証明書の交付歴をもって、安易に在留期間の更新等を認めるに足りる相当の理由があるとの判断を行うことがないように留意する。

1　当該申請に係る活動が、現に有する在留資格（特定活動告示に掲げる活動を行うものである場合には、当該告示）に該当するか否かについて審査する。

2　当該申請に係る活動が、基準省令への適合性を要する活動である場合には、基準省令適合性を審査する。

（注）当該申請があった場合でも、別途、入管法第１９条の１６に規定する所属機関の移籍又は新たな契約の締結に伴う届出を行わなければならない。

第３節　交付の方式

第１　交付

申請人に対し就労資格証明書（施行規則別記第２９号の６様式）を交付することを決定したときは、次により作成する。

1　番号

申請番号と同一とする。

2　「活動の内容」

（1）法別表第１の１の表（外交及び公用を除く。）、２の表又は５の表の在留資格をもって在留する者

ア　現に有する在留資格に対応する法別表の下欄に掲げる本邦において行うことができる活動を記載する。なお、申請人から、就労資格証明書に例示された内容以外の業務について就労資格証明書に記載方依頼があった場合で、その業務が、証明する活動の範囲内であると認められるときは、当該活動に含まれる旨を括弧書きで具体的に適宜記載して差し支えない。

イ　第２節第２の事由により交付する場合は、同節第２の１及び２の審査の結果に従い、

次の例による。

（ア）当該申請に係る活動が法別表第１の下欄に掲げる活動に該当する場合には、次の例によりなお書きで就労資格証明書の「活動内容」欄に、次を記載する。

例：　なお、Ａ製薬会社の研究所において研究主任としての新薬の開発に係る活動は、前記の活動に該当する。

（イ）当該申請に係る活動が基準に適合しない場合には、その旨を次の例により就労資格証明書の「活動内容」欄に、前記なお書きに加えてただし書きとして付記する。

例：　なお、Ａ製薬会社の研究所において研究主任として新薬の開発に係る活動は、前記の活動に該当する。

ただし、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の研究の在留資格に係る基準には適合しない。

（ウ）当該申請に係る活動が明らかに、法別表第１の表の下欄に掲げる活動に該当しない場合は、次の例によりなお書きで就労資格証明書の「活動内容」欄に、次を記載する。

例：　なお、Ａ製薬会社の研究所において○○（清掃作業、梱包作業等、在留資格該当性のない活動を記載）に従事する活動は、前記の活動に該当しない。

（エ）当該申請に係る活動が、表見上は法別表第１の表の下欄に掲げる活動に該当するものの、業務量等の問題等から、在留期間更新許可申請に係る審査時であれば、許可し難いものであると認められる場合には、次の例により就労資格証明書の「活動内容」欄になお書きで、申請のあった活動のうち一般的に認め得る活動のみを記載した上で、ただし書きとして、次回の審査を念頭においた当局の評価を明らかにした記載をする。

例：　なお、研究主任としての新薬の開発に係る活動は、前記の活動に該当する。

ただし、Ａ製薬会社において行う当該活動は、○○（業務量や雇用管理上の問題等の当局の評価を記載）とは認められず、安定的・継続的に当該活動を行うものとは認められない。

（２）居住資格をもって在留する者又は特別永住者

「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」と記載する。

（３）資格外活動の許可を受けている者

資格外活動許可書の「新たに許可された活動の内容」欄に記載されている事項を記載する。

（注）「外交」及び「公用」は就労できる在留資格であるが、原則として就労資格証明

書を交付しない。ただし、「外交」又は「公用」の在留資格をもって在留する者の家族として在留する者が資格外活動の許可を受けている場合で、それらの者に係る就労資格証明書の交付申請があった場合は交付する。

3　「就労することができる期限」

（1）法別表第１の１、２、５又は法別表第２（永住者を除く。）の在留資格を有する者

当該在留資格に伴う在留期間（特例期間を含む）について記載する。

例：　２０１０年７月１日（なお、当該期限は、出入国管理及び難民認定法第２０条第６項（第２１条第４項で準用する場合を含む）の適用を受ける場合は、同項に規定する時）

（2）資格外活動の許可を受けている者

資格外活動許可書の許可の期限欄に記載された期間の終期を記載する。

（3）「永住者」の在留資格をもって在留する者及び特別永住者については、斜線を引く。

4　作成年月日

就労資格証明書を作成した年月日とする。

5　就労資格証明書裏面に入国審査官認証印を押印する。

第２　紛失・滅失又はき損・汚損による措置

紛失・滅失又はき損・汚損による再交付の願出があったときは、就労資格証明書の再交付を行うことなく、新たな申請を行わせる。

第４章　在留資格の変更・在留期間の更新

第１節　対　　象

第１　在留資格の変更

在留資格（「永住者」を含む。）をもって在留する外国人で、在留目的を変更して「永住者」を除く他の在留資格に該当する活動を行おうとするものが対象となる（「高度専門職」を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、「特定活動」の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）。

なお、「永住者」への在留資格の変更を受けようとする者については、第５章に規定するところによる。

第２　在留期間の更新

本邦に在留する外国人が付与された在留期限を超えて、現に有する在留資格に属する活動を引き続き行おうとする場合が対象となる。

第２節　許可要件

第１　一般原則

次に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる場合に許可する。

なお、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可は、変更又は更新を適当と認めるに足りる相当の理由があることが法律上の要件である。それゆえ、基準省令に定める基準に適合していることが原則であるが、基準に適合しない場合でも特例的に許可する場合がある。

また、後記３に列挙されている要件に適合していても在留状況が好ましくない場合には、変更又は更新を適当と認めるに足りる相当の理由がないとして不許可とすることがあるとともに、後記３の要件に適合しない場合であっても、人道上その他特別な理由がある場合には、変更又は更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとして許可する場合もある。

具体的には、入管法及びこれに基づく関係法令並びに第１２編に基づき許否の判断をする。

１　在留資格該当性

申請人が行おうとする活動が、入管法別表第１に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる活動であり、入管法別表第２に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動であることを要する。

また、活動が形式的に該当するのみならず、我が国において適法に行われるものであることを要する。

なお、定住者の在留資格を有する者が行うことができる活動は、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者の地位を有するものとしての活動であるところ、入国審査官が行う上陸の許可において、「定住者」の在留資格を付与する場合、その活動は定住者に係る告示で定めている地位を有する者としての活動に限られることとなるのに対し、在留の許可においては、そのような限定はないので、同告示に定める地位のいずれにも該当しない場合であっても、「特別な理由を考慮」して「定住者」を付与することができる。

２　基準適合性又は定住者の告示該当性

入管法別表第１の２の表、４の表、５の表に掲げる在留資格への変更及び在留期間の更新に当たっては、原則として外国人が日本に入国する際の上陸審査の基準である上陸許可基準に適合していることを要する。

また、定住者の在留資格については、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者としてあらかじめ告示をもって定めているものに該当するとして現に在留している場合は、原則として引き続き同告示に該当することを要する。ただし、上陸許可基準又は定住者の告示に掲げる要件として年齢的な制限など可変的なものが定められている場合、本邦への上陸時など当該外国人に対して在留資格を決定した際に当該基準又は要件に適合していたものであれば、その後の在留期間の更新に当たって、当該基準又は要件に適合していることを要しない。

３　これまでの在留状況に関する事項

（１）素行が不良でないこと

ア [redacted]

(ア) [redacted]

①

②

（注）

③

（イ）

（ウ）

イ

[redacted]

（2）納税義務等を履行していること

[redacted]

ア [redacted]

（注）[redacted]

イ [redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（3）中長期在留者にあっては住居地の届出その他の届出・申請に係る義務を履行していること

入管法第１９条の７から第１９条の１３まで、第１９条の１５及び第１９条の１６に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カード再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していること。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

[redacted]

（注３）[redacted]

[redacted]

（４）資格外活動許可を受けている者にあっては付された条件を遵守していること

ア [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

i [redacted]

[redacted]

ii [redacted]

[redacted]

iii [redacted]

[redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

(ウ) [redacted]

[redacted]

(エ) [redacted]

[redacted]

i [redacted]

ii [redacted]

イ [redacted]

(ア) [redacted]

i [redacted]

(注) [redacted]

ii [redacted]

[redacted]

a [redacted]

[redacted]

b [redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

（エ）[redacted]

[redacted]

4　今後の生活状況に関する事項

（1）独立して生計を維持することが可能であること

次の要件に適合しない場合は、原則として許可する相当の理由がないものとして取り扱う。

ア [redacted]

イ [redacted]

（注）[redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

①[redacted]

[redacted]

②[redacted]

a[redacted]

[redacted]

b[redacted]

ウ　社会保険に加入していること（なお、「特定技能」の在留資格における社会保険制度への加入義務の履行に係る確認方法については、第１２編第２章第１８節の３を参照する。）

エ　雇用・労働条件が適正であるなど、適法に活動を行うこと

賃金等の雇用・労働条件が労働関係法規に適合していることその他適法に活動を行うこと。

（注）[redacted]

[redacted]

第２　在留資格の変更に係る特則

在留資格の変更においては、第１で要件としている相当性の判断の一つとして、現に有している在留資格又は在留目的及び変更後の在留資格又は在留目的に応じ次の点に留意する。

１　現に有している在留資格又は在留目的による留意点

（１）「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更については、次のいずれかに該当することを要する。

ア [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）[redacted]

（オ）[redacted]

イ [redacted]

（注）[redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（注）[redacted]

（２）「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの変更については、第１２編第２章第１８節の２第１の７を参照する。

（３）「特定活動」の在留資格をもって在留する者のうち、次の者からの変更については、原則として許可しない。詳細については、第１２編第２章第２６節を参照する。

ア　入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者及びその付添人

イ [redacted]

ウ [redacted]

（４）「留学」の在留資格をもって在留する者からの変更については、第１２編第２章第１

節第５の３を参照する。

また、「留学」の在留資格をもって在留する者からの就労資格への変更については、在籍状況の確認のほか、[redacted]、出入国管理及び難民認定法第１９条の１６及び第１９条の１７に係る届出（以下「所属機関に係る届出」という。）等を確認し審査する。また、所属機関に係る届出のうち、「除籍」又は「退学」の届出がされている者については、届出の時期から就労資格への在留資格変更許可申請に至るまでの間の活動状況について、疎明資料を求めるなどし、慎重に審査する。

なお、所属機関に係る届出については、特定の時期に届出が集中すること等から、ＦＥＩＳへの反映に相当の日数を必要としている状況を踏まえ、在籍管理が不十分とされ、慎重審査対象校（「新規校」を除く）である教育機関に在籍していた者からの就労資格への在留資格変更許可申請があった場合は、ＦＥＩＳ上の受入れ終了の事由（「除籍」、「退学」、「卒業」等）の表記にかかわらず、慎重に審査する。

２　変更後の在留資格又は在留目的による要件

「定住者」の在留資格への変更については、第１２編第２章第３０節を参照する。

第３　在留期間の更新に係る特則

在留期間の更新においても、第１で要件としている相当性の判断の一つとして、それぞれの有する在留資格又は新たに行おうとする活動に応じ、次の点に留意する。

１　「法律・会計業務」の在留資格をもって在留する者から、外国法事務弁護士としての活動のみを行うことを目的として在留期間の更新許可申請があった場合において、申請者が当該弁護士業務について業務停止処分を受けていることが判明したときの取扱いは、第１２編第２章第１０節を参照する。

２　「留学」の在留資格をもって在留する者からの在留期間の更新許可申請については、第１２編第２章第２１節を参照する。

３　「研修」の在留資格をもって在留する者からの在留期間の更新許可申請については、第１２編第２章第２４節の２を参照する。

４　難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（いずれも審査請求を含む。）を行っていることを理由に「特定活動」の在留資格をもって在留する者から在留期間の更新許可申請があった場合は、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行っており、かつ、当該申請に係る処分又は裁決の告知がなされていないことを要する。

なお、この場合における在留期間の更新許可申請に対する処分は、可能な限り難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に対する処分又は裁決の告知と同時に行う。

５　「興行」の在留資格をもって在留する者

演劇、演芸、歌謡、舞踏又は演奏の興行活動に従事するため「興行」の在留資格を付与されている者で、３月の在留期間を付与されているものについては、入国日から通算して６月を超えないこと。

６　「文化活動」の在留資格をもって在留する者

入国日から通算して３年以内の在留を目安とし、３年を超えて在留することとなる申請に際しては、３年を超えて活動する必要性・特殊性及び技芸の修得状況その他の過去の在留状況、生活費等の支弁能力等を総合的に勘案の上、更新の可否を決定する。

７　日本人の実子を扶養する外国人親として「定住者」の在留資格をもって在留する者

当該実子が未だ監護養育を必要とする時期において、日本国内で実子の監護養育の事実が認められない場合は許可しない。

（注）次に掲げる者については、第１に適合していることのほか、それぞれに規定する要件に適合することが必要である。

（１）「短期滞在」の在留資格をもって在留する者

第１２編第２章第２０節参照。

（２）未承認国からの入国者

第１４編第２章第３参照。

第３節　審　査

１　前節第１の１及び２（在留資格該当性及び基準適合性）について

第１２編に定める在留資格の該当範囲及び基準省令で定める基準による。

２　前節第１の３（１）（素行が不良でないこと）について

申請書の記載によるほか、出入国審査リスト及び要注意在留外国人等リスト（いわゆるテキストＢＬ）により確認された場合のみ審査する。

３　前節第１の３（２）（納税義務）について

市区町村の住民税課税証明書により前年１月１日から１２月３１日までの所得額（前年の所得額が記載されない場合は前々年のもの）及び当該所得額に応じた当該年度の住民税額を確認し、住民税納税証明書により前年度の納税額及び滞納の有無を確認する。また、課税・納税額に大幅な変化がないかを確認することにより、安定した収入及び納税が見込めることを確認し、就労資格で在留する者の課税・納税額に大幅な変化がみられたときは、勤務先の変更等の届出の有無について届出情報を確認する。ただし、これらの証明書の記載から未納があることが判明しても、延納や分納が認められている場合があるので、その場合は直ちにこの要件に適合しないものであるとはせず、国税の納税証明書（その１）の

提出を求める等して確認する（延納等が認められている場合は、備考欄にその旨の記載がある。）。

なお、「特定技能」の在留資格における納税義務の履行に係る確認方法については、第１２編第２章第１８節の３を参照する。

4　前節第１の３（３）（中長期在留者に係る義務履行状況）について

中長期在留者に係る義務が履行されているか確認する。

中長期在留者に係る義務の不履行者を発見した場合には、ＤＶの被害を避けるため等特別の理由のある場合を除き、義務の履行について指導する。

（１）住居地変更届出の不履行を発見したときは、特別の理由がある場合を除き、速やかに同届出をするよう指導し、同義務の履行を確認した後に処分する。この場合において、住居地変更届出義務の履行の指導は口頭で行い、指導した事実を申請書上にとどめ、口頭による指導に応じない場合又は同指導後の１週間を経過しても同義務を履行していない場合には、改めて１週間の期限を付して文書による指導を行い、これにも応じないときには、原則として不許可とする（不許可処分をすることに疑義があるときは本庁に請訓する。）。

（２）[redacted]

5　前節第１の４（１）（独立生計要件）について

（１）所得税又は住民税を納付している者については、納付額にかかわらず独立生計要件は満たしているものとして取り扱う。

（２）租税免除条約による納税の免除や非課税措置が行われている者については、個別に審査する。

6　前節第１の２（５）（社会保険加入状況）について

審査の過程において社会保険制度に未加入であることが判明した場合は、申請者に対して社会保険に加入するよう案内するものとする。

なお、「特定技能」の在留資格における社会保険制度への加入義務の履行に係る確認方法については、第１２編第２章第１８節の３を参照する。

7　前節第１の４（１）ウ（雇用・労働条件）について

別表第１の１の表及び２の表（就労資格）については、提出された雇用契約書等により

判明する場合のほか、労働関係機関からの通報があった場合に審査する。

別表第１の１の表及び２の表（就労資格）以外については、労働関係機関からの通報があった場合のみ審査する。労働関係法規違反により労働基準監督機関による是正勧告等が行われたことが判明した場合は、通常申請人である外国人に責はないため、直ちに不許可とすることなく、雇用・労働条件が改善されたり、別の機関に適正な条件で雇用されることなどを確認した上で許否を決定する。

８　前節第２及び第３に定める特則に関し、審査する。

第４節　在留資格・在留期間の決定

在留資格及び在留期間は、「第１２編在留資格」に基づき決定する。

第５節　許可の方式

第１　中長期在留者となる者に対する許可

１　在留カードの交付

在留資格の変更又は在留期間の更新の許可により、当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなる場合は、当該外国人に対し、新たに在留カードを交付する。

なお、旅券又は在留資格証明書には、許可に係る証印をしない。

２　許可番号

申請番号と同一とする。

なお、在留カードに許可番号は記載されない。

３　許可年月日

在留カードを交付した年月日とする。

４　在留期間の起算日

（１）在留期間満了前に在留カードを交付する場合

在留資格変更許可及び在留期間更新許可において、在留期間満了前に在留カードを交付するときの在留期間の起算日は、在留資格変更許可では当該在留カードを交付する日の翌日から、在留期間更新許可では従前の在留期間の満了日の翌日からとなる。

（２）特例期間内に在留カードを交付する場合

特例期間内の在留資格変更許可及び在留期間更新許可における在留期間の起算日は、在留カードを交付する日の翌日からとなる。

（3）その他

[redacted]

第２　中長期在留者に該当しないこととなる者に対する許可

1　許可証印の押印

在留資格の変更又は在留期間の更新を許可した結果、当該許可に係る外国人が、中長期在留者に該当しない場合は、当該外国人の旅券又は在留資格証明書の従前の在留資格に係る証印に近接した箇所（頁）に、許可に係る証印を貼付又は押印する。

2　許可番号

申請番号と同一とする。

3　許可年月日

証印をした年月日とする。

4　在留期間の起算日

（1）在留期間満了前に証印をし又は証印をした在留資格証明書を交付する場合

在留資格変更許可において、在留期間満了前に証印をし又は証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、当該許可日の翌日となる。

また、在留期間更新許可において、在留期間満了前に証印をし又は証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、従前の在留期間満了日の翌日となる。

（2）特例期間内に証印をし又は証印をした在留資格証明書を交付する場合

特例期間内の在留資格変更許可及び在留期間更新許可における在留期間の起算日は、当該許可日の翌日となる。

（3）留意事項

[redacted]

5　その他

中長期在留者に該当しないものについては、許可に係る証印が貼付又は押印されている

旅券又は在留資格証明書を常に携帯するように指導する。

第３　許可に伴う措置

１　在留カードを所持していない者に対し、在留資格変更許可若しくは在留期間更新許可に伴って証印をし又は在留カードを交付したときは、旅券又は在留資格証明書にある従前の在留資格に係る証印に失効（CANCELLED）印を押印する。

２　在留カードを所持している者に対し、在留資格変更許可又は在留期間更新許可に伴って証印をし、又は新たな在留カードを交付したときは、従前の在留カードを返納させ、失効した在留カードのＩＣ部分に穿孔処理を加えた上で、当該申請人に還付する。

３　特定技能の在留資格への変更を許可するときは施行規則第３１号の４様式の指定書、特定活動の在留資格への変更を許可するときは施行規則別記第７号の４様式の指定書に所要の記載を行い、同指定書に入国審査官認証印を押印した上で、当該申請人に交付する。なお、申請人が旅券又は在留資格証明書を所持しているときは、当該旅券又は在留資格証明書に指定書を添付して交付する。

また、特定技能又は特定活動の在留資格をもって在留する者に対して在留資格の変更を許可するとき（新たな活動を指定して特定活動を許可する場合を含む。）は、現に有する特定技能又は特定活動に係る指定書に失効（CANCELLED）印を押印して申請人に返却する。なお、返却した指定書は、申請人の責任において廃棄しても差し支えない。

４　包括許可による資格外活動許可有効期間中に、新たな資格外活動許可を受けずに在留期間更新のみを許可する場合で、資格外活動許可期限と在留期限とが一致しないときは、中長期在留者として許可する者に交付する在留カードの裏面左下部にある「資格外活動許可欄」に記載する資格外活動許可を受けている旨及び当該許可した活動の要旨の下部に資格外活動許可期限を併せて記載する。

記載例：（２０１５．７．９まで）

（注）資格外活動許可期限の記載を行った在留カードを所持する中長期在留者に対して新たな資格外活動許可を行う場合には、資格外活動許可欄用の補助用紙を貼付して新たな資格外活動許可に係る記載をする。

第６節　再入国許可に係る措置

再入国許可を受けている外国人に対して在留資格の変更を許可する場合は、当該再入国許可を引き続き与えておくことが適当か否かについても検討し、次のとおり取り扱う。

1　地方局等又は出張所の長は、変更後の在留資格が「短期滞在」又は出国準備期間としての「特定活動」であるときは、入管法第２６条第７項の規定に基づき、再入国許可を取り消した上、再入国許可証印に失効（CANCELLED）印を押印する。

2　変更後の在留資格が「短期滞在」以外の在留資格については、原則として変更後の在留資格に対する再入国許可として取り扱う。ただし、再入国許可を引き続き与えておくことが適当でないと認められるときは、当該再入国許可を取り消した上、再入国許可証印に失効（CANCELLED）印を押印する。

（注）[redacted]

3　前記２により変更後の在留資格に係る再入国許可とみなす場合で、在留資格の変更に伴い、当該再入国許可の有効期限が新たな在留期限を超えることになるときは、電算記録の訂正依頼を行い、ＦＥＩＳにおいて再入国許可の有効期限を新たな在留期限と同一のものに変更した上で、証印シールを再発行して旅券等に貼付するとともに、旧再入国許可証印を失効（CANCELLED）印により抹消する。

なお、当該再入国許可証印がスタンプ式のものである場合は、有効期限を新たな在留期限と同一の日に書き換え、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

記載例：　スタンプ式証印

再入国許可
RE-ENTRY PERMIT TO JAPAN
数次 MULTIPLE
From
有効期間　SEP. 12. 2019
から
Term of
Until
Validity　SEP. 12. 2022
まで
No.　東ＲＭ　１２３
許可年月日　SEP. 12. 2019
Date of Issue
東京出入国在留管理局長

有効期限　AUG. 15. 2022
［在留資格　技能
　在留期間　１年］

2020. 8. 15　在留資格の変更許可に伴う有効期間の書換え

4　スタンプ式証印により有効期限の書換えを行った場合は、確実に電算記録の訂正依頼を行う。

5　再入国許可を受けている者への説明

前記１から３の措置をとる場合で、数次再入国許可以外の再入国許可若しくは一度も当該許可により再入国していない数次再入国許可に失効（CANCELLED）印を押印する場合又は再入国許可期限の書換えを行うときは、再入国許可許可を受けている者に対し、措置の趣旨を説明する。

第５章　永住許可

第１節　対　　象

１　在留資格を変更しようとする者のうち、「永住者」の在留資格への変更を希望するもの。

２　出生その他の事由により「永住者」の在留資格の取得を希望するもの。

なお、父母のいずれかが特別永住者の場合は、本章によることなく、特例法に定めるところにより特別永住許可の申請を行うこととなる。

第２節　審　　査

第１２編「在留資格」第２章第２７節に定めるところにより許否を決定する。

第３節　許可の方式

第１　許可

１　在留カードの交付

永住者の在留資格への変更又は取得を許可する場合は、当該外国人に対し、新たな在留カードを交付する。

２　許可番号

申請番号と同一とする。

３　許可年月日

在留カードを交付した年月日とする。

第２　許可に伴う措置

旅券又は在留資格証明書に従前の在留資格に係る証印が押印されている場合は、当該証印に失効(CANCELLED)印を押印する。

なお、中長期在留者に対する永住許可の場合は、従前の在留カードを返納させ、失効した在留カードのＩＣ部分に穿孔処理を加えた上で、当該申請人に還付する。

第６章　在留資格の取得

第１節　対　　象

１　日本国籍の離脱（平和条約発効によるもの）、出生、日本国籍の喪失（外国国籍の取得によるもの）又は日米地位協定若しくは国連軍地位協定該当者の軍籍離脱等上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる者で当該事由の発生後６０日を超えて本邦に在留しようとするもの。

（注１）母親が外国人である場合で、親子関係の不存在を確認する裁判の確定により日本人父との親子関係不存在が確定すると、当該子は日本国籍を有せず、出生時から外国人としての身分を有することとなる。したがって、在留資格取得許可申請の申請期間の起算日（法第２２条の２第２項の「事由が生じた日」）は出生の日となる。なお、申請期間を経過している場合には、第１章第２節第５の規定により措置する。

（注２）日米地位協定該当者又は国連軍地位協定該当者の軍籍離脱等上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる者に対する在留資格の取得については、第１３編第３章第１節を参照。

２　一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、「永住者」の在留資格以外の在留資格をもって本邦に在留しようとするもの。

（注）申請を受け付けた際は、出生届等による住民票の記載に係る市町村通知に基づき作成された外国人マスタ記録に受理入力を行う（市町村通知に基づくマスタ記録と別に新たなマスタ記録を作成して受理入力を行った場合、最終的に許可処分を行ったとしても、出生等の日から６０日経過後、在留資格を取得することなく在留できる期間が経過した者として、前者のマスタ記録に基づき住民票消除の出入国在留管理庁通知が自動的に市町村に送信されるため。）。

なお、出生届に係る市町村通知に基づき作成されたマスタ記録については「国籍・地域」欄が「無国籍」となることから、受理入力時の「個人情報検索（身分事項検索）画面」においては、氏名、生年月日、性別と並んで「住居地」欄を入力して申請人の情報を検索し、市町村通知に基づくマスタ記録に申請の記録を確実に紐付ける。

また、申請受付時点で市町村通知が未だ連携されておらず、やむを得ず新たなマスタ記録を作成して受理入力を行った場合は、事後に必ず、市町村通知の送信事実を確認の上、許可処分時までに本庁総務課情報システム管理室データ管理係にマスタ記録の統合を依頼

する。

第２節　審　　査

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に許可する。

1　行おうとする活動が法別表第１又は第２に掲げる申請に係る在留資格の下欄に掲げる活動に該当すると認められること。

2　行おうとする活動が法別表第１の２の表又は４の表の上欄に掲げる在留資格に該当する場合は、基準省令への適合性が認められること。

3　その他許可することが適当と認められること。

（注）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

第３節　許否判断に関する留意事項

1　出生による在留資格の取得の場合に、取得できる在留資格が、父又は母の在留資格に照らし定まる場合は、当該在留資格を許可する。

2　父又は母のいずれに準拠するかによって在留資格が異なる場合には、特定の親に準拠するべき理由の存するときを除き、申請人の在留にとって有利であると認められる在留資格を決定する。

なお、「特定の親に準拠するべき理由の存するとき」とは、父又は母のいずれか一方が行方不明であるときなど親権を行使している親が一人であることが明らかな場合等であって、他方の親の在留資格に準拠して在留資格を決定することが相当でないと認められるときをいう。

3　特例上陸の許可を受けている者の子については、「短期滞在」の在留資格を決定する。

4　一時庇護のための上陸の許可を受けている者の子については、親が新たに在留資格を取

得したときは、当該親の在留資格に応じた子の在留資格を決定する。

第４節　在留資格・在留期間の決定

在留資格及び在留期間は、第１２編「在留資格」に基づき決定する。

第５節　許可の方法

１　在留カードの交付

在留資格の取得を許可する際、当該許可に係る外国人が中長期在留者に該当することとなる場合は、当該外国人に対して、在留カードを交付し、旅券及び在留資格証明書には、許可に係る証印をしない。他方で、当該許可に係る外国人が中長期在留者に該当しない場合は、当該外国人の旅券又は在留資格証明書に、許可に係る証印を貼付又は押印する。

（注）漢字圏の外国人の子が出生により在留資格を取得した場合の在留カードの氏名表記については、第９編の２第１章第４節第３、１（１）を参照。

２　許可番号

申請番号と同一とする。

３　許可年月日

在留カードの発行又は証印をした年月日とする。

４　その他

（１）特定活動の在留資格の取得を許可するときは、指定書（施行規則別記第７号の４様式）に所要の記載を行い、同指定書に入国審査官認証印を押印した上で当該申請人に交付する。なお、申請人が旅券を提示しているとき、又は在留資格証明書を交付するときは、当該旅券又は在留資格証明書に指定書を添付して交付する。

（２）法第２２条の２第１項に定める在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間の満了前に中長期在留者として在留カードを交付し、又は旅券に証印をし若しくは証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、在留カードを交付し、又は当該証印をし若しくは証印をした在留資格証明書を交付した日の翌日とする。

（３）法第２２条の２第１項に定める在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間の満了後に旅券に証印をし、又は証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、同期間満了日（出生その他の事由等の発生の日から60日）の翌日と

する。

第７章　再　入　国

第１節　対　　象

在留期間の満了日（特例期間内にある者は特例期間が満了する時）前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとする場合が対象となる（在留期間の定めのない「永住者」の在留資格をもって在留する者及び特別永住者を含む。また、一時庇護のための上陸の許可を受けている者にあっては、当該上陸の許可に係る上陸期間内に本邦に再び入国する意図をもっていることを要する。）。

なお、平成２４年７月９日に、みなし再入国許可制度が導入され、本邦に在留資格をもって在留する外国人（３月以下の在留期間若しくは短期滞在の在留資格を決定された者又は出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として入管法施行規則第２９条の３第１項で定めるものを除く。）で有効な旅券（難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあっては在留カード、特別永住者にあっては特別永住者証明書を所持するものに限る。）から、再入国する意図を表明して出国するときには、再入国許可を受けていなくても、出国の日から１年（特別永住者の場合は２年）を経過する日又は在留期間の満了日のいずれか早い日を期限として再入国の許可を受けたものとみなされる。

また、平成２７年１月１日以降は、短期滞在の在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、出国の日から１５日を経過する日又は在留期間の満了日のいずれか早い日を期限として再入国の許可を受けたものとみなされる。

みなし再入国許可制度の詳細については、第６編第２章第２節第７及び同編第３章第１節第３を参照。

第２節　審　　査

第１　一般原則

次のいずれかに該当する場合は、原則として再入国を許可しない。ただし、特別永住者にあっては、後記５の（２）に該当する場合でも許可する。また、一時庇護のための上陸許可を受けている者にあっては、本国への渡航を予定しているもの又は第三国への移住が認められたものではないことを要する。

1　法第２５条の２に規定する出国確認の留保該当者として関係機関から通知を受けている者

2　我が国の外交上その他の利益を害する行為又は公安を害する行為を行うおそれがある者（法第５条第１項第１１号から第１４号まで又は法第２４条第４号オからヨまでに規定する行為に限らない。）

3　「短期滞在」の在留資格をもって在留する者

（注１）[redacted]

（注２）有効な旅券を所持し、指定旅客船で再び本邦に入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国する者に係るみなし再入国許可を除く。

4　難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（いずれも審査請求を含む。）を行っており、第１２編第２章第２６節第２の３に定める条件をすべて満たすものとして「特定活動」の在留資格をもって在留する者

（注）[redacted]

5　その他許可することが適当でないと認められる者

[redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

（4）[redacted]

第２　数次再入国

前記第１のいずれにも該当しない者から、数次再入国の許可の申請があった場合は、次

に該当する者を除き、許可する。

1　一時庇護のための上陸の許可を受けている者

2　その他数次再入国の許可をすることが適当でない者

（注）[redacted]

第３　特例期間に係る再入国許可の取扱い

在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった際、特例期間中に再入国許可による出入国を行いたい旨の申出があったときは、特例期間内に再入国しなかった場合、特例期間の満了をもって現に有する在留資格が消滅すること、また、特例期間内に再入国したとしても特例期間内に申請を行った地方局等において在留期間更新許可等を受けなければ、不法残留になること等について十分に説明した上で、次のとおり対応する。

（注）在留資格変更許可等の申請後であっても、当該申請に係る処分を行うまでの間であれば、再入国許可の有効期間延長の申出をすることができるが、同申出は、現に有する再入国許可の有効期間内でなければ受け付けることができない。

1　在留期間更新等の許可申請時に有効な再入国許可を有している者

（１）みなし再入国許可の対象ではない者の場合

ア　前記の特例期間に関する説明を十分理解した上で、現に有する再入国許可の有効期間延長を希望する場合は、再入国許可の有効期間延長の申出（注）をさせる。同申出に当たっては、再入国許可の有効期間延長申出書（別記第２２号様式）の提出を求め、電算記録の訂正依頼を行い、ＦＥＩＳにおいて再入国許可の有効期限を在留期間の満了日から２か月を経過する日まで延長した上で、証印シールを再発行して旅券又は再入国許可書に貼付するとともに、旧再入国許可証印を失効（CANCELLED）印により抹消する。

（注）再入国許可の有効期間延長の申出は、本人又は法定代理人の依頼を受けた親族、同居者、受入れ機関等の職員若しくは公益法人の職員で地方局長が適当と認めるもの、地方局長に届け出ている弁護士若しくは行政書士又は法定代理人が、本人に代わって申出をすることができる。ただし、１６歳未満の者が代理で申出をすることはできない。

なお、出国港において申出があった場合など、電算記録の訂正を直ちに行うことができないときは、スタンプ式の証印を旅券又は再入国許可書に押印し、再入国許可の有効期限として在留期間の満了日から２か月を経過する日を記載するとともに、旧再入国許可証印を失効（CANCELLED）印により抹消する。

（注）再入国許可の有効期限以外の記載事項は、現に有する再入国許可のものを記載する。

イ　当該再入国許可証印がスタンプ式のものである場合は、有効期限を在留期間の満了日から２か月が経過する日に書き換え、当該再入国許可証印の下部余白に「再入国許可有効期間延長」と記載した上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する（前記第５章第６節の記載例参照。ただし、在留資格、在留期間は記載しない。）。

ウ　再入国許可の有効期間を延長した場合は、再入国許可の有効期間延長申出書の上欄余白に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の申請受付番号を記載する。

エ　再入国許可の有効期間延長においては、手数料を徴しない。

（２）みなし再入国許可の対象者の場合

ア　新たに再入国許可の申請をすることなく、みなし再入国許可により、在留期間の満了日から２か月を経過する日まで再入国できることを説明する。

イ　みなし再入国許可による再入国を希望せず、再入国許可の有効期間の延長を希望する場合には、前記（１）と同様に措置する。

２　在留期間更新等の許可申請時に再入国許可を有していない場合

みなし再入国許可の対象外の者については、新たに再入国許可申請を行わせる。この場合、許可の有効期間は、再入国許可が効力を生ずる日から、在留期間の満了日から２か月を経過する日までとする。みなし再入国の対象者については、前記１（２）アのとおり説明する。

第３節　有効期間

第１　一般原則

１　在留資格をもって在留する者

（１）原則として、再入国許可が効力を生ずる日から５年

（２）在留期間の満了の日（在留期限）までの期間が５年に満たないときは再入国許可が効力を生ずる日から在留期限までの期間

（３）在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を行った者が新たに再入国許可を受ける場合は、再入国許可が効力を生ずる日から、在留期間の満了日から２か月を経過する日までとする（在留資格変更許可申請中の者にあっては、現に有する在留資格の在留期間満了日を超えて再入国する予定がある場合に限る。）。

2　特別永住者

再入国許可が効力を生ずる日から６年

3　一時庇護のための上陸の許可を受けている者

現に許可されている上陸許可期限までの期間

第２　特則

所持する旅券の発行国又は国籍国に入国できる期間が限定されている者（特別永住者、居住資格をもって在留する者及び当該期間の延長を受け得ることが確実と認められる者を除く。）については、再入国許可が効力を生ずる日から旅券の有効期間又は旅券発行国若しくは国籍国に入国できる期間のそれぞれの満了日までの期間が前記第１の１の期間を超えないときは、そのいずれかのうち短期の期間

第３　再入国許可の効力を生ずる日の決定

1　原則

再入国許可の証印をした日を再入国許可の効力が生ずる日とする。

（注）この場合、再入国許可の効力は許可した時点から生じることになるが、再入国許可の有効期間の起算日は許可の証印をした日の翌日となる。

2　特則

（1）申請人から合理的な理由をもって再入国許可の効力を生ずる日の指定の申出があった場合には、理由書（参考様式５）を提出させ、その申出の趣旨を尊重して効力を生ずる日を決定する。

なお、合理的な理由とは、再入国許可の有効期間と在留期間の始期及び終期を一致させることを目的とすること、出国日が判明しているなど効力の生ずる日を指定する目的が明らかであることをいう。

また、効力発生日を許可日の翌日以降とした場合については、民法第１４０条ただし書の規定により、その日の午前０時より許可の効力が生じることとなることから、有効期間を５年（特別永住者については６年）として再入国を許可する場合における有効期間の満了日の記載に留意すること。

（例）効力の発生日を未来の日である「２０１２年１０月１日」として有効期間５年の再入国を許可する場合の有効期間の満了日は、「２０１７年９月３０日」となる。

（参考）民法第１４０条

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（2）当該許可の効力を生ずる日は許可の日からおおむね２か月の範囲で決定する。

（注）特に特別永住者、永住者及び５年の在留期間を有する者については、申請書に記載されている出国予定日等を勘案し、申請人に対し、効力を生ずる日の指定を行うか否かの意思確認を行う。

第４　再入国許可の効力を生ずる日の変更

１　第３の２に基づき、効力を生ずる日の決定を行った後、申請人がやむを得ない事情が生じたとして、当初決定した再入国許可の効力を生ずる日以前に出国することを願出書（別記第１６号様式）により申し出る場合で、効力を生ずる日を変更することにより第１に定める有効期間を超えるときは、地方出入国在留管理官署において有効期限を変更する。

特に、出国時に効力を生ずる日の変更の願出があった場合は、再入国許可の始期及び終期が変更される旨説明し、願出人の意思を十分に確認する。

２　効力を生ずる日の変更を行うときは、日付印又はペンで修正し再入国許可証印の欄外に入国審査官認証印を押印する。修正のための余白がない場合には、新たな再入国許可証印を押印する。この場合、許可庁名、許可番号及び許可年月日は従前の再入国許可と同一のものとする。

（注）[redacted]

３　効力を生ずる日の変更を行った場合には、電算記録の補正を本庁（総務課情報システム管理室）及び許可庁に依頼する。

第４節　許可の方式

第１　許可証印

１　許可番号

申請番号と同一とする。

２　許可年月日

再入国許可の証印をした年月日

第２　証印に伴う措置

再入国許可に際し、現に有効な再入国許可を所持していないか確実に確認する。

なお、有効な再入国許可が既に複数ある場合には、すべて有効であることから、取消しを行う必要はない。

第３　再入国許可書の交付

１　旅券を取得することができない場合又はその者の所持する再入国許可書の査証欄に余白

がない場合については、許可の証印その他所要の記載を行った再入国許可書（施行規則別記第42号様式）を交付する（国籍国の旅券を取得することができないことに特段の理由が認められない者については、旅券を取得するよう指導する。）。

なお、既に旅券に再入国許可を受けている者で、当該旅券では渡航目的地域に入国（域）することができないなどやむを得ない事情があると認められる場合は、旅券上にある証印を再入国許可書に転記し、交付する。

2　再入国許可書の記載事項等

（1）再入国許可の証印

再入国許可書の「査証欄」に行う。

（2）氏名

在留カード又は特別永住者証明書上の表記どおり記載する。なお、在留カード又は特別永住者証明書の券面にローマ字表記の氏名の記載がない者から希望があった場合、申請書の氏名欄には、在留カード又は特別永住者証明書に表記された漢字又は漢字及び仮名による氏名とともにローマ字表記の氏名も記載させ、これに基づき、再入国許可書の氏名欄にローマ字表記の氏名を括弧書きで記載する。

（3）国籍・地域

在留カード又は特別永住者証明書に記載されている国籍・地域を記載する。

（4）既に交付を受けている再入国許可書にあっては、訂正事項欄に、後記のとおり、訂正日、新しい在留カード番号又は特別永住者証明書番号、在留資格等を記載し、受付庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

余白がなくなった場合には、４ページの査証欄に記載する。

記載例：

・01 MAR 2007、 Residence Card No. : AB○○○○○○○○CD（処分庁名印又は入国審査官認証印）

・01 MAR 2007、 Status of Residence : Permanent Resident（処分庁名印又は入国審査官認証印）

（5）再入国許可書を交付して再入国を許可する場合には、提出された写真１葉を「写真」欄に貼付した上、入国審査官認証印を契印する。なお、再入国許可書印刷アプリケーションにより顔写真を印刷する場合には、入国審査官認証印の契印は不要である。

（6）再入国許可書は、１名につき１通とし、併記は行わない。

（7）なお、再入国許可書印刷アプリケーション等による再入国許可書の作成方法等の詳細については、「再入国許可書作成要領」参照。

3　ＦＥＩＳへの入力

再入国許可書を交付したときは、再入国許可書番号をＦＥＩＳに入力する。

第４　一時庇護のための上陸の許可を受けている者

申請人に本国への渡航は認めていない旨口頭で伝え、再入国許可証印欄外下部に次の表示をし、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

「○○に渡航した場合には一時庇護のための上陸の許可を取り消す場合がある。」

第５節　再入国許可書の再交付

第１　対象

次に該当する場合は、交付の事実を確認した上で再入国許可書を再交付する。

1　出国前に再入国許可書を紛失した者から当該許可書を交付した庁に対して書面（様式は任意）により同許可書の再交付の願出があったとき。

2　再入国許可書の交付を受けて出国中に当該許可書を紛失した者から代理人等を通じて書面（様式は任意）により同許可書の再交付の願出があったとき。

[redacted]

3　有効期間内にある再入国許可の証印のある再入国許可書の交付を受けている者から、本邦にあるときに当該許可書の査証欄に余白がないとして、同許可書の再交付の願出があったとき。

この場合、従前に交付した再入国許可書を回収する。ただし、所持人が旅行の記念等のため、引き続き従前の再入国許可書の所持を希望する場合は、再入国許可書の表表紙の一部を切り取った上、還付させることとして差し支えない。

4　再入国許可書の交付を受けた者が出国中に当該許可書の査証欄に余白がないとして、再入国許可を行った庁に対し代理人を通じて書面（様式は任意）により同許可書の再交付の願出があったとき。この場合、代理人に対し旧再入国許可書を返還するよう指導する。

第２　交付の方式

再入国許可書を再交付するときは、４ページの「査証欄」に「許可書再交付」、再交付の年月日及び「未返還」（従前に交付した再入国許可書を回収済みの場合及び第１の３ただし書の場合を除く。）を記載するとともに、再交付した再入国許可書番号、再交付した

旨及び再交付年月日を電算入力し、又は再入国許可申請受付台帳に記載する。

なお、返還を受けた庁にあっては、「未返還」の記載を削除し、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

第６節　再入国許可を受けて出国中に旅券等を紛失した者に対する再入国許可期限の証明

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国中に、旅券又は在留カード若しくは特別永住者証明書を紛失した者又は新旅券の発給に伴い旧旅券を回収された者など、本邦への再入国が可能であることを示す資料を所持していない者から、代理人等を通じて書面をもって再入国許可期限の証明の願出があった場合には、地方局等の長又は出張所の長が次の要領により再入国許可期限の証明を行う。

なお、ここでいう代理人等とは、本人と同居する親族又は本人から委任を受けたことを証する書面を所持する者をいう。

1　再入国許可期限の証明を要する再入国許可を受けて出国中の者からの再入国許可期限証明願（別記第２０号様式）を代理人等に提出させる。なお、本人から委任を受けたことを証する書面を所持する者にあっては、併せて委任状（参考様式）を提出させる。

2　対象となる再入国許可を受けた外国人が、再入国許可による出国中であることを電算記録により確認する。

3　提出された再入国許可期限証明願の下部にある再入国許可期限証明書に再入国許可の期限及び当該証明書の交付日を記載して同証明書の写しを１部作成し、同証明書の写しに当該証明を行った地方局等の長又は出張所の長の公印を押印して、再入国許可期限証明願の原本と契印した上で、公印を押印した証明書を交付する。

4　再入国許可期限証明願の原本は、当該証明を行った地方局等又は出張所において保管する。

（注１）再入国許可期限の証明は、本邦外において、旅券又は在留カード若しくは特別永住者証明書を紛失した場合等に限って交付する。

（注２）再入国許可期限の証明の願出は、本人から委任を受けた者が行う場合にあっては、当該委任を受けた者の住居地を管轄又は分担する地方局等又は出張所で受け付けて差し支えない。

（注３）委任状については、ＦＡＸ等で受任者に送付したものを提出させることで差し支えない。

（注４）[redacted]

第８章　在留資格の抹消

第１節　対　　象

在留資格を有して在留している者が、日本国籍を有する者となった場合が在留資格の抹消の対象となる。

（注）在留資格を有して在留している又は特別永住者が日米地位協定該当者又は国連軍地位協定該当者となった場合の措置については、第１３編第３章第２節を参照。

第２節　受　　付

第１節に規定する者から、次の書類を提出又は提示して在留資格の抹消の願出があったときはこれを受け付ける。なお、受付については、本節に規定するほか、第１章第２節第１及び第２を準用する。

１　提示書類

旅券又は在留資格証明書

２　提出資料

（１）在留資格抹消願出書（別記第17号様式）１通

（２）中長期在留者の場合は在留カード

（３）資格外活動の許可を受けている者にあっては資格外活動許可書

（４）戸籍謄本、帰化した旨の官報の告示その他日本国籍を有することを証する資料

なお、日本国籍を喪失しているのに戸籍があるとき、日本国籍を有しているのに戸籍がないときなど日本国籍の得喪が戸籍に反映されていないことがあり得ることから、戸籍の存在をもって直ちに日本国民とし、戸籍の不存在をもって直ちに日本国民でないものとすることはできない。日本国籍の有無の確認は、戸籍記載の事実のみによって軽々に行うことなく、疑義のあるときは、所轄の法務局又は地方法務局に照会する。

３　受付

（１）願出記載内容の点検

願出を受け付けたときは、願出書の記載内容を点検し、不備がある場合は、願出人に補正させる。

（２）ＦＥＩＳへの入力等

願出を受け付けたときは、申請種別、受付番号、受付年月日等必須事項を電算入力するとともに、受付日ごとに進行管理簿（速報版）を出力する。

（３）受付番号

受付番号は、第１章第２節第１０に準じて付し、申請種類別の記号は「Ｖ」とする。

第３節　審　　査

地方局等又は出張所の長は、第１節に該当する者について、旅券又は在留資格証明書に押印された証印の抹消を決定する。

第４節　抹消の手続

第１　抹消の表示

新規上陸時の上陸許可による在留期間内の中長期在留者及び中長期在留者以外の者に対して、在留資格抹消の決定をしたときは、当該外国人の旅券又は在留資格証明書にある現に有効な許可証印に失効(CANCELLED)印を押印し、当該証印欄外に次の記載をした上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。また、中長期在留者として在留カードを所持している者については、在留カードを返納させ、失効した在留カードのＩＣ部分に穿孔処理をした上で、当該願出人に還付する。

なお、新規上陸後に在留期間更新許可等を受けた中長期在留者は、旅券又は在留資格証明書に現に有している在留資格に係る証印が押印されていないため、旅券又は在留資格証明書に在留資格を抹消した旨の記載は行わない。

「日本国籍取得（又は判明）により抹消」

第２　処分入力等

在留資格の抹消を行ったときは、処分年月日、抹消事由等を電算入力する。

第５節　抹消しない場合の取扱い

地方局等又は出張所の長は、抹消しない旨の決定をしたときは、願出人に対し、通知書（別記第１８号様式）を交付する。

第９章　証印の転記

第１節　対　　象

１　新たな旅券の発給を受けた者で、当該新旅券に旧旅券に押されている現に有効な上陸許可、在留許可（在留カードの交付を受けている者を除く。）、再入国許可又は資格外活動許可に係る証印の転記を希望するもの。ただし、新旧旅券が重ねてつづられ、かつ、権限ある機関によりシールされるなど一冊の旅券としての形態を有しているときは、証印を転記する必要はない。

２　在留資格証明書の交付を受けた者で、新たに旅券の発給を受けたもの。

３　渡航証明書に上陸許可証印を受けている者で、新たに旅券の発給を受けたもの。

４　再入国許可書に有効期間が満了していない再入国許可の証印を受けている者で、新たに旅券の発給を受けたもの。

なお、再入国許可書の査証欄に余白がなくなったことによる新たな再入国許可書の再交付は、第７章第５節に定めるところによる。

第２節　手　　続

手続については、本節に規定するほか、第１章第２節第１及び第２を準用する。

第１　提出書類及び提示書類

証印転記願出書（別記第１９号様式）１通を提出させ、新旅券とともに旧旅券、在留資格証明書又は再入国許可書を提示させる。

また、在留カードの交付を受けている中長期在留者については在留カード、特別永住者証明書の交付を受けている特別永住者については特別永住者証明書も提示させる。

なお、旅券の紛失・盗難による新たな旅券への証印の転記の場合は、必要に応じ警察署等の発行する紛失届受理証明書等を提出させる。

（注）[redacted]

第２　受付

１　第１節に掲げる者から、第１の書類を提出及び提示して証印の転記の願出があったとき

は、当該願出を受け付ける。

3　本人又は法定代理人の依頼を受けた親族、同居者、受入れ機関等の職員若しくは公益法人の職員で地方局長が適当と認めるもの、地方局長に届け出ている弁護士若しくは行政書士又は法定代理人が、本人に代わって願出をすることができる。ただし、１６歳未満の者が代理で願出をすることはできない。

第３　証印転記の手続

地方局等の長又は出張所の長は、証印転記を行うことを決定したときは、次の要領により旅券又は再入国許可書に証印の転記を行う。

1　転記を要する証印と同一の事項の記載のある証印を押印する。

なお、内容が同一であれば、スタンプ式の証印を証印シールにより転記しても差し支えない。

2　転記した証印欄外に次の例により記載する。

記載例：①　旧旅券から新旅券に転記した場合

「旧旅券第　　号より転記」

「TRANSFERRED FROM THE OLD PASSPORT　NO.　　」

②　在留資格証明書から旅券に転記した場合

「在留資格証明書から転記」

③　再入国許可書から旅券に転記した場合

「再入国許可書から転記」

3　転記した証印欄外に、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

4　旧旅券に押印されている証印に使用済(USED)印を押印する。

5　在留資格証明書、再入国許可書の交付を受けていた者が新たに旅券の発給を受けた場合は、それら証明書を回収する。

第４　出国中に旅券を紛失した者に係る再入国許可の取扱い

第７章第６節参照。

第10章　特別永住

第１節　総則

終戦（降伏文書調印日である昭和２０年９月２日）前から我が国に引き続き在留し、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫（平和条約国籍離脱者及びその子孫）について、平成３年１１月１日施行の入管特例法により、その法的地位の安定化を図るとともに、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和２７年法律第１２６号）第２条第６項該当者（いわゆる法１２６－２－６該当者）、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和４０年法律第１４６号）に基づく協定永住者、昭和５６年の出入国管理令の改正に基づく特例永住許可制度による永住者、その他の永住者、平成２年の入管法改正に基づく在留資格「平和条約関連国籍離脱者の子」を有する者など複雑多様化した法的地位を一元化し、一般の永住資格とは異なる特別永住者としての地位に統合された。

入管特例法では、特別永住者に関して、再入国許可を受けて上陸する際の入国審査官の上陸審査（入管特例法第２０条）、（特別永住者になる前の）出生者等の在留できる期間及び不法残留罪の適用（入管特例法第２１条）、退去強制（入管特例法第２２条）、再入国許可の有効期間（入管特例法第２３条）等の入管法の特例が定められている。

第２節　平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫

第１　平和条約国籍離脱者

日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（平和条約発効日。昭和２７年４月２８日）において、日本の国籍を離脱した者で、次の一に該当するものをいう。

１　昭和２０年９月２日以前から引き続き本邦に在留する者

２　昭和２０年９月３日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であって、その実親である父又は母が、昭和２０年９月２日以前から当該出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留し、かつ、次の（１）又は（２）に該当する者であったもの

（１）日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

（２）平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であって、当該死亡又は喪失がなかったとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるもの

第２　平和条約国籍離脱者の子孫

平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の一に該当するものをいう。

１　平和条約国籍離脱者の子

２　１に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者（当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。）について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留していた者であったもの

第３　その他

１　次に掲げる者は、「平和条約国籍離脱者」として取り扱う。

（１）準引揚者

日本国籍を有しないが、「日本国との平和条約第１１条に掲げる裁判」による拘禁を解かれた者若しくはその陸海軍に属していた者又はこれに類似する境遇にあったことにつき十分な証拠のある者をいう。

（２）韓国義勇軍帰還者

平和条約発効前に占領軍の手により帰還部隊の一員として帰還した者で、戦前から引き続き在留していたもの。

２　日本人母の非嫡出子として出生後「平和条約国籍離脱者」である韓国・朝鮮人又は台湾人の父に認知され、日本国籍を離脱した者の入管特例法の「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」への該当性

（１）終戦後から平和条約発効の日（昭和２７年４月２８日）までに出生した場合

ア　認知が昭和２０年９月３日から昭和２５年１２月５日の間に行われたもの

内地人が朝鮮人又は台湾人の父に認知された場合は、認知した父の戸籍である外地籍に入籍されていたことから、平和条約発効の日に日本国籍を離脱したため、「平和条約国籍離脱者」に該当する。

イ　認知が昭和２５年１２月６日から平和条約発効の日（昭和２７年４月２８日）の間

に行われたもの

「内地人が朝鮮人または台湾人に認知された場合、認知のなされた旨を子の戸籍に登載することにとどめ戸籍から除かないこと」（昭和２５年１２月６日付け民事甲第３０６９号法務府民事局長通達）」により、平和条約発効の日においては内地の戸籍に入籍しており、日本国籍を離脱することはなかったため、「平和条約国籍離脱者」に該当しない。

ウ　認知が平和条約発効後に行われたもの

平和条約発効の日において内地籍に入っており、日本国籍を離脱することがなかったため、「平和条約国籍離脱者」に該当しない。

（２）平和条約発効後に本邦で出生した場合

実父が「平和条約国籍離脱者」であるため、出生後引き続き本邦に在留していれば、「平和条約国籍離脱者の子孫」に該当する。

3　平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者又はその子孫が日本の国籍を取得した後再び国籍法の規定により日本国籍を失った場合の特別永住許可

（１）平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者又はその子孫で、平和条約発効後入管特例法施行までの間に日本の国籍を有したことがある者であっても、同法施行前に外国人となり、同法施行時に外国人として在留している者は、特別永住許可の対象となる。

（２）平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者又はその子孫で、日本の国籍を取得して入管特例法施行時に日本の国籍を有していた場合は、その後に外国人となっても特別永住許可の対象とならない。

（３）平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者又はその子孫は、法定特別永住者、既に特別永住許可を受けた者、いまだ特別永住許可を受けていない者のいずれであっても、入管特例法施行後に日本の国籍を取得した場合は、その後外国人となっても特別永住許可の対象とはならない。

第３節　法定特別永住者

第1　対象

入管特例法第２条に定める平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で、入管特例法施行（平成３年11月１日）の際に次のいずれかに該当するものは、改めて申請を行うことなく、「特別永住者」として本邦に永住することができることとした。

1　法１２６－２－６該当者

2　協定永住者の許可を受けている者

3　永住者（旧表示４－１－１４）の在留資格をもって在留する者

旧外国人登録原票等の在留の資格は「永住者」又は「４－１－１４」と記載されているが、「永住者」又は「４－１－１４」と記載されている者のすべてが法定特別永住者ということではなく、そのうち「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」に該当する者が法定特別永住者である。

4　旧在留資格「平和条約関連国籍離脱者の子（旧表示４－１－１６－２）」をもって在留する者

第2　法定特別永住者該当の有無に係る照会等

1　申出の受付

「永住者」等の在留資格を有する者等から、特別永住者である旨の申出があり、法定特別永住者に該当する可能性があると思われる場合は、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）に対して、在留カード（中長期在留者でない者については身分を証する文書）の提示及び「家族関係等に関する陳述書」（参考様式６）の提出を求めた上で、申出を受け付ける。

（注）追完資料の提出を求める場合の手続は、第１章第２節第８の２（３）エを参照。

2　本庁への照会

申出者が法定特別永住者に当たるか否かについて、本庁在留管理支援部在留管理課（特別永住審査係）あて照会する。なお、出張所においては地方局等を経由するものとする。

照会に当たっては、「法定特別永住者該当の有無に係る照会書」（参考様式７）によることとし、当該者から提示のあった在留カード等の両面の写し及び「家族関係等に関する陳述書」を付すものとする。

おって、本庁在留管理支援部在留管理課（特別永住審査係）において、調査の上、法定特別永住者該当の有無について、地方局等宛て、「法定特別永住者該当の有無に係る照会書」の別紙をもって回答する。

3　申出者への通知

（1）申出者が法定特別永住者に該当する場合

地方局等において、法定特別永住者に該当する者について、「法定特別永住者に該当する旨の通知書」（参考様式８）を作成し、申出者に来庁を求めた上で交付する。

また、出張所で申出を受け付けた者に係る当該書面については、出張所に送付して出張所において来庁を求めた上で交付する。

なお、申出者が在留カードを所持する場合には、当該在留カードの返納を求めることとし、この場合、当該在留カードの還付は行わないことに留意する。

おって、申出者に対し、居住地の市区町村において「法定特別永住者に該当する旨の通知書」を提示して特別永住者証明書の交付申請を行うよう案内する。

（２）申出者が法定特別永住者に該当しない場合

地方局等において申出を受け付けた者については、地方局等において、法定特別永住者に該当しない旨を口頭で通知する。

出張所において申出を受け付けた者については、地方局等から出張所に対して回答を通知し、出張所において、法定特別永住者に該当しない旨を口頭で通知する。

第４節　入管特例法第４条による特別永住許可

第１　対象

入管特例法第２条に定める平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第３章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるもの

第２　申請期間

第１の当該事由が生じた日から６０日以内に居住地の市区町村において行う。[redacted]

第３　入管特例法第４条による特別永住許可申請の流れ

別添資料「特別永住許可事務の流れ」参照。

第４　入管特例法第４条該当者から在留資格の取得許可申請が行われた場合の取扱い

１　入管特例法第４条による特別永住許可申請を行った後に在留資格の取得許可申請が行われた場合

（１）在留資格の取得許可申請は受け付けず、入管特例法第４条による特別永住許可申請に係る処分の結果を待つように案内する。

（２）（１）の案内を行った後においても早急に再入国許可が必要であるなど、在留資格の取得許可申請を行いたい旨申し出があった場合は、特例法第４条による特別永住許可申請の取下げを案内した上、次のとおり取り扱う。

ア　申請人（代理申請人を含む。）から、特別永住許可の申請を行った市区町村の長宛

ての同申請を取り下げる旨の書面を提出させた上で、在留資格の取得許可申請を受け付ける。

イ　アにより措置したときは、在留資格取得許可申請書の写し及び取り下げる旨の同書面の写しを本庁在留管理支援部在留管理課特別永住審査係宛てに速やかに送付する。この場合、取り下げる旨の同書面（本信）は、申請人の面前において、入管特例法第４条の規定に基づき特別永住許可申請を行った市区町村の長宛てへの郵送用封筒を作成し、それに同書面を収納し、封をした上で発送する。

ウ　在留資格の取得許可を受けた後における特別永住許可の申請は、入管特例法第５条の規定により行うこととなる。

エ　在留資格の取得許可に際して付与する在留資格は、「永住者」以外のものとする（「永住者」の在留資格が付与された者は、その後、入管特例法第５条の適用が受けられなくなる。）。

（３）申請人が在留資格の取得許可を受けた後に、再入国許可の申請又は入管特例法第５条により特別永住許可申請を行った場合は、これを受け付けて差し支えないが、特別永住許可書が交付されるまでは特別永住の許可を受けたものとはならないことを説明する。

２　入管特例法第４条の規定による特別永住許可の申請を行う前に在留資格の取得許可申請が行われた場合の措置

（１）在留資格の取得許可申請を受け付けて処分して差し支えない。

（２）その他の措置は、前記１（２）ウ及びエ並びに同（３）と同様の取扱いとなる。

第５節　入管特例法第５条による特別永住許可

第１　対象

入管特例法第２条に定める「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」に該当する者で、入管法別表第２の上欄の在留資格（「永住者」の在留資格を除く。）をもって在留するもの。具体的には、次の者等が該当する。

１　法１２６－２－６該当者の孫以下の世代の者で、永住許可を受けていないもの

（１）旧在留資格「４－１－１６－２」の子の在留資格（「４－１－１６－３」）を取得し、以後在留期間の更新を行い在留する者及びその子孫

（２）入管特例法第４条の対象者で、申請期間６０日を経過した者

（３）入管特例法第４条の対象者で、申請期間にあるが、早急に再入国許可を要する者

（注１）[redacted]

（注２）前記（３）については、入管法別表第２の上欄の在留資格（永住者を除く。）の取得許可をした後、入管特例法第５条による特別永住許可申請を受け付ける。

２　元法１２６－２－６該当者、協定永住者等として在留していた者で刑罰法令違反等により退去強制手続を受け、在留特別許可により「定住者」等の在留資格をもって在留する者及びその子孫

（注）本邦外出生子に係る取扱い

入管特例法第２条に定める「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」の直系卑属として本邦以外で出生した者で、次のいずれかに該当するものは、入管特例法第５条の特別永住許可の対象として取り扱うこととする。

なお、当該出生子が、居住資格をもって在留している場合は、そのまま特別永住許可申請を受け付けて差し支えないが、活動資格をもって在留しているときは、在留資格の変更許可申請（「永住者」を除く居住資格への変更）を行わせ、当該申請を許可の上、入管特例法第５条の特別永住許可申請を受け付ける。

（１）再入国許可を受けて出国中の母から本邦外で出生し、母の再入国許可期間内に入国した当該出生子に係る申請で、次のいずれかに該当するもの（ただし、当該出生子を出産後の母の最初の入国に同伴する当該出生子の最初の入国に限る。）

ア　入国後６０日以内に行われたもの

イ　入国後６０日を経過した場合において、その理由が次のいずれかに係るもの

（ア）親権者及び後見人が共にいないか又は明らかでなかったことに起因する場合で、親権者及び後見人が選任され又は明らかになった後遅滞なく（おおむね１月以内）申請が行われたとき

（イ）天災等やむを得ない事由（親権者又は後見人の疾病その他身体の故障を除く。）に起因する場合で、当該事由がなくなった後遅滞なく（おおむね１月以内）申請が行われたとき

（ウ）親権者又は後見人の疾病、身体の故障その他のやむを得ない事由に起因するものであるとき（遅延期間がおおむね２月以内）

（２）母が日本人で、当該母の出国後５年以内に入国した当該出生子（日本国籍を有していない者に限る。）に係る申請で次のいずれかに該当するもの（ただし、当該出

生子を出産後の母の最初の帰国に同伴する当該出生子の最初の入国に限る。）

ア　入国後６０日以内に行われたもの

イ　入国後６０日を経過した場合において、その理由が前記（１）イの（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの

（３）前記（１）又は（２）に該当しないが、それと類似する特別の事情を有していると認められるもの

（４）昭和５０年１０月３日から平成４年８月５日までに入国した協定永住者以外の平和条約国籍離脱者の直系卑属たる本邦外出生子及び入管特例法施行後平成４年８月５日までに入国した協定永住者の直系卑属たる本邦外出生子であって、母の出産後における最初の入国に同伴して最初に入国したもの

（理由）平和条約国籍離脱者の直系卑属として母の再入国許可を受けての出国中（母が日本人の場合は、母の出国中。以下これらを『再入国出国中』という。）に本邦外で出生し、母の出産後における最初の入国に同伴して最初に入国した者については、平成４年８月６日以降に申請があった者について特別永住許可の対象としていた。また、入管特例法施行前においては、昭和５０年１０月３日以降、協定永住者の子として母の再入国出国中に本邦外で出生した者について、同様に協定永住許可の対象者として取り扱うものとしていた。しかし、入管特例法施行日以降平成４年８月５日までの間（約９か月間）の本邦外出生子については、その対象とされておらず、また、昭和５０年１０月３日から入管特例法施行までの間においては、協定永住者の本邦外出生子のみを対象としていたため、協定永住者以外の平和条約国籍離脱者の直系卑属たる本邦外出生子は、特別永住者以外の法的地位で在留することとなった。このように、平和条約国籍離脱者の直系卑属たる本邦外出生子の間に法的地位の差異が生じていたことから、前記のとおり取り扱うこととしている。

第２　申請

１　申請は、次に該当する場合を除き、申請人本人が地方局等又は出張所に出頭して行う。

（１）申請人が１６歳に満たない者である場合

親権を行う者又は後見人が出頭して行う。

なお、親権を行う者は、子の本国法が（存命の）父又は母の本国法と同一である場合、子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による（法の適用に関する通則法第３２条）。

（２）申請人が疾病その他身体の故障により出頭することができない場合

申請人の親族又は同居者が地方局等又は出張所に出頭して行う。

（３）代理人がない場合であって、刑事施設に収容されている者（以下「刑事施設被収容者」という。）から刑事施設の長を経由して申請書類の送付があったときは、同申請を受け付ける。ただし、この場合、申請書等が在留期間満了日前に発出されなければならず、また、刑事施設被収容者の在留カード上の住居地を管轄する地方局等に送付されなければならない。

２　申請受理期間

（１）申請人が現に有する在留期間満了日以前に申請があった場合に受け付ける。

（２）在留期間満了日等を超えている者については、次により措置する。

ア　在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得許可申請等を受け付けることができると思料される場合には、同申請を行わせた上、それに対する処分を行い、その後入管特例法第５条に定める特別永住許可申請を行うことができる旨指導する（永住許可申請の場合には、当該許可を受けた後は入管特例法第５条の適用外となるので、申請人にその旨を説明する。）。

なお、市区町村長は、平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第３章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるもの（入管特例法第４条第１項該当者）からの当該出生その他の事由が生じた日から６０日を超えて行われた申請は、受け付けないこととなっている。

イ　「平和条約関連国籍離脱者の子（旧４－１－１６－２）」の在留資格を有していた者で、入管特例法施行前に同在留期限が経過しているものについては、その取扱いについて本庁在留管理支援部在留管理課特別永住審査係宛てに照会する。この場合、退去強制手続の結果、在留特別許可された者は、入管特例法第５条に定める特別永住許可申請を行うことができる。

第３　申請書類

１　提示書類

（１）申請人が出頭する場合

ア　在留カード

イ　有効な旅券を所持する者にあっては、旅券。在留資格証明書を所持する者にあっては、同証明書。

（２）代理人が出頭する場合

前記（１）に掲げる書類に加え、未成年後見人又は親権代行者（児童福祉法第４７条

にいう施設の長）が申請を行う場合は、その関係を証する書類

（注）前記第１の（注）「本邦外出生子に係る取扱い」に該当する場合には、（１）及び（２）に掲げる書類に加え、当該出生子及び母の旅券（又は再入国許可書）

２　提出書類

（１）　申請人が出頭する場合

ア　特別永住許可申請書（入管特例法施行規則別記第２号様式）　１通

イ　写真（入管特例法施行規則別表第１に定める要件を満たし、裏面に氏名を記入したもので、前記アの申請書に貼付して提出。ただし、１６歳未満の場合を除く。）１葉

ウ　「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」であることを証する書類（「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」である父又は母の特別永住者証明書の写し、外国人住民に係る住民票の写し、陳述書等）　１通

（２）代理人が出頭する場合

前記（１）に掲げる書類に加え、次の書類

ア　親権者が１６歳に満たない子に代わって申請を行う場合は、親権者であることを証する書類。ただし、親権者及び子の外国人住民に係る住民票の写し又は出生届出証明書等により親子関係が認められるときは、提出を省略させることができる。

イ　申請人本人（１６歳未満の場合を除く。）が出頭できないことを証する書類（医師の診断書、事故証明書等）

ウ　未成年後見人又は親権代行者（児童福祉法第４７条にいう施設の長）等が申請を行う場合は、その関係を証する書類（提出可能な場合）

（注１）前記第１の（注）「本邦外出生子に係る取扱い」に該当する場合には、（１）及び（２）に掲げる書類に加え、次の書類

ア　当該出生子の出生証明書又は戸籍謄本　１通

イ　本邦出国後、再び本邦入国（帰国）するまでの当該家族が海外で生活することになった事情及び特別永住許可後は本邦に生活の本拠をおいて生活する予定であることについての陳述書

（注２）追完資料の提出を求める場合は、第１章第２節第８の２（３）エを参照。

第４　受付に伴う措置

１　ＦＥＩＳへの入力

（１）地方局等において申請を受け付けたときは、申請種別、申請番号、受付年月日等必要事項を電算入力する。

（２）出張所において申請を受け付けた案件については、進達を受けた地方局等において電

算入力する。この場合、申請番号は地方局等で付したものとするが、受付年月日は出張所で受け付けた年月日とする。

（3）申請番号は、通常の永住許可申請とは別に、申請を受け付けた順に暦年別一連番号とし、申請種別記号は「S」とする。

2　申請受付票の交付

申請受付票（別記第7号様式）を交付する。

第5　審査

1　地方局等における審査

地方局等の長は、提出された申請書類、申請人の陳述、地方局等保管の記録（本庁保管の記録を含む。）等により、申請人が第1の「対象者」に該当するか否かを審査し、その該当者であると認め、出入国在留管理庁長官への進達の結果、許可すべき旨の通知を受けたときは、特別永住を許可する（出張所の長から進達のあった案件についても同じ。）。

なお、申請人が不法入国容疑又は不法上陸容疑により、退去強制手続を受けている場合は、当該手続の結果を待って許可又は不許可の決定を行う。

2　出張所における審査及び進達

（1）出張所の長は、提出された申請書類、申請人の陳述、出張所保管の記録等により、申請人が第1に掲げる者であるか否かを審査し、その審査結果に関する所見を申請書官用欄余白に記入した上、その属する地方局等の長宛てに進達する。

（2）進達の際は、申請書類に出張所保管の記録を添えて行い、出張所においては申請書の写しを1部作成し、申請番号順に編てつして保管する。

第6　進達

地方局等の長は、以下の区分に従い、それぞれ以下のとおり、出入国在留管理庁長官に進達する。

1　許可案件

特別永住許可進達案件一覧表（申請番号のみ記載）を作成の上、進達する。

（注）意見書、出生を証する書類及び「平和条約国籍離脱者」又は「平和条約国籍離脱者の子孫」であることを証する書類の写しを添付する。

2　不許可案件及び前記第1に掲げる者であるか判断できない案件

申請書、意見書及びその他関係書類を添えて個別に進達する。

第7　処分

地方局等の長は、進達の結果許可すべき旨の通知を受けたときは、特別永住許可書及び特別永住者証明書を作成する。

なお、特別永住許可書の許可年月日及び特別永住者証明書の交付年月日は、実際に当該処分等を行う年月日を次の取扱いにより記入する。

1　許可案件

（1）地方局等において受け付けた案件

ア　許可番号は、申請番号と同一とする。

イ　許可事実を電算入力する。この場合、「処分年月日」欄には進達に対する本庁からの通知文書の日付を入力する。

ウ　申請人に対し出頭通知書を郵送し、又は電話により出頭するよう通知する。

エ　出頭通知を受けた申請人（前記第２の１（１）ないし（３）により代理申請した者を含む。）が出頭したときは、特別永住許可書及び特別永住者証明書を交付する。

オ　特別永住許可書の許可年月日は、進達に対する本庁からの通知文書の日付を記載する。

カ　特別永住者証明書を作成するときは、カード作成要求画面の「許可年月日」欄を進達に対する本庁からの通知文書の日付に修正した上作成し、特別永住者証明書の裏面の交付年月日は、実際に当該証明書を交付する年月日を西暦で記載する。

キ　特別永住者証明書を作成した日に交付せず、後日交付した場合は、下記（２）オ及び（３）エの措置を行うとととともに、本庁に対し、ＦＥＩＳ上に登録されている特別永住者証明書の交付年月日の補正依頼を行う。

（2）出張所において受け付けた案件

地方局等の長は、出張所の長から進達された案件については、次により措置する。

ア　許可番号は、申請番号と同一とする。

イ　許可事実を電算入力し、特別永住許可書及び特別永住者証明書を作成する。この場合、「処分年月日」欄には進達に対する本庁からの通知文書の日付を入力する。

ウ　特別永住許可書の許可年月日は、進達に対する本庁からの通知文書の日付を記載する。

エ　特別永住者証明書を作成するときは、カード作成要求画面の「許可年月日」欄を進達に対する本庁からの通知文書の日付に修正の上作成し、特別永住者証明書の裏面の交付年月日は、出張所で交付する際に記載するため空欄にする。

オ　特別永住者証明書を作成すると、住民票のある市区町村に対して特別永住許可等に係る出入国在留管理庁通知が発出されるところ、市区町村においては、特別永住者証明書交付時に当該出入国在留管理庁通知を住民票に反映させる取扱いとなっていることから、住民票のある市区町村に対して、改めて連絡するまで住民票への反映を差し

控えるよう連絡する。

（3）出張所における措置

地方局等の長から特別永住許可書及び特別永住者証明書の送付を受けた出張所においては、次により措置する。

ア　前記（1）ウ及びエにより申請人に対する出頭通知等を行う。

イ　特別永住者証明書の裏面の交付年月日は、実際に当該証明書を交付する年月日を西暦で記載する。

ウ　送付を行った地方局等を経由して、本庁に対し、ＦＥＩＳ上に登録されている特別永住者証明書の交付年月日の補正依頼を行う。

エ　住民票のある市区町村に対して、特別永住者証明書の交付年月日を連絡する。

（4）許可書等の保管

出頭通知を行った後において、申請人が特別永住許可書及び特別永住者証明書の受領に出頭しない場合、同許可書等は、申請を受け付けた地方局等又は出張所において保管する。

なお、特別永住許可書の用紙及び特別永住者証明書の生カードは、本庁から地方局等に配付しているところ、地方局等の長は、これらの保管数、使用状況及び受付状況を常に把握できる状態で保管するとともに、その管理には十分注意する。

2　不許可案件

（1）地方局等において受け付けた案件

ア　申請人に対し不許可通知書を郵送し、又は出頭を求めて交付する。

イ　不許可通知書の年月日は、当該通知書を郵送又は交付する年月日とする。

ウ　不許可事実を電算入力する。この場合、「処分年月日」欄には不許可通知書の年月日を入力する。

（2）出張所において受け付けた案件

ア　地方局等の長は、不許可通知書を出張所の長に送付する。

イ　不許可通知書に記載する申請年月日及び申請番号は、出張所における申請年月日及び申請番号を記載する。

ウ　不許可通知書の年月日は、当該通知書を交付する出張所において記載する。

エ　不許可事実を電算入力する。この場合、「処分年月日」欄には出張所の長宛てに不許可通知書を送付した年月日を入力する。

（3）出張所における措置

地方局等の長から不許可通知書の送付を受けた出張所においては、次により措置する。

ア　前記（１）のアにより不許可通知等を行う。

イ　不許可通知書の年月日は、実際に当該通知書を郵送又は交付する年月日とする。

ウ　送付を行った地方局等の長宛てに郵送又は交付年月日を報告する。

３　刑事施設被収容者に対する措置

（１）地方局等の長は、刑事施設被収容者に対する特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付を行うときは、刑事施設の長に依頼する。また、不許可通知書の交付を行うときも同様とする。

（２）許可又は不許可処分に伴う措置は、１又は２と同様に行うが、処分年月日については、刑事施設の長宛てに特別永住許可書等を送付する年月日とし、進行管理簿に交付依頼した旨を付記する。

第６節　特別永住許可の取消し

特別永住の許可処分後にその者が許可要件を具備していないと認めたときは、それに関する資料及び意見を付して当該許可処分の取消しの可否について、本庁にりん請する。

第７節　特別永住者証明書

第１　特別永住者証明書の位置付け

特別永住者証明書は、特別永住者の法的地位を証明するものとして出入国在留管理庁長官が交付する証明書である。同証明書の記載事項については個人情報保護の観点から必要最小限のものとしている。

（注）特別永住者は在留管理制度の対象ではない。

第２　特別永住者証明書の記載事項等（入管特例法第８条）

１　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域

特別永住者証明書には、基本的身分事項として氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（国籍の属する国又は入管法第２条第５号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）が記載される。これらに変更を生じたときは、特別永住者は、住居地以外の記載事項の変更届出（入管特例法第１１条）をしなければならず、当該届出がなされた場合には、記載事項を変更した新たな特別永住者証明書を交付することにより、特別永住者証明書には常に最新の基本的身分事項が表記される。

特別永住者証明書を交付する際の氏名、生年月日、性別及び国籍・地域の記載方法等については、次のとおりである。

（1）氏名

ア　ローマ字氏名の表記

特別永住者証明書の氏名は、ローマ字で表記され（入管特例法施行規則第４条）、原則として旅券の身分事項頁氏名欄に表記されているものを表記する。特別永住者証明書のローマ字表記の決定に当たっては、第６編第２章第３節の２第２の在留カードの取扱いを参照すること。ただし、特別永住者証明書の交付を伴う申請・届出の際に提示された有効な旅券に記載された氏名の記載順等が従前の特別永住者証明書と異なる場合は、提示された旅券の氏名欄どおりの記載順等とする。

なお、氏名の記載順等が変更されていても身分事項に変更は生じていないため、特別永住者証明書の記載事項変更届出は不要である（本章第８節第３を参照）。

イ　漢字氏名の併記

特別永住許可申請（入管特例法第４条又は第５条による申請）、特別永住者証明書の再交付申請など同証明書が交付される申請・届出の際、これらの申請等に併せて漢字氏名の併記の申出があったときは、交付する特別永住者証明書の氏名欄に漢字告示（在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成２３年法務省告示第５８２号）をいう。以下同じ。）で定められた表記に用いる漢字の範囲、用法等に基づき漢字のみ又は漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下同じ。）を使用した氏名を表記することができる（入管特例法施行規則第５条）。

この場合、漢字告示第２第４号に規定する正字（以下「正字」という。）以外の漢字（簡体字等）を用いることはできないため、旅券上の氏名が簡体字等によって表記されている者から漢字氏名の併記の申出があった場合には、告示で定められた正字表記の原則及び対応関係に基づき当該簡体字等を正字に置き換えて漢字氏名が併記される。いったん特別永住者証明書上に漢字氏名の併記が行われた場合には、以後、法律上の特別永住者証明書記載事項である「氏名」は、ローマ字で表された氏名と当該漢字氏名を合わせたものとなり、当該漢字氏名に変更があった場合にも届出義務が課せられ、また、特別永住者証明書の有効期間更新の際、改めて漢字氏名併記の申出がなくても当該漢字氏名が表記されることとなる。

ウ　ローマ字表記による氏名の表記が困難な場合の氏名表記

氏名に漢字を使用する特別永住者で、ローマ字により氏名を表記することにより当

該特別永住者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別な事情があると認められるときは、漢字のみ又は漢字及び仮名を使用した氏名を特別永住者証明書に記載することができる。

（注１）平仮名のみ又は片仮名のみによる氏名表記は認められない。

（注２）通常、漢字圏の外国人の子が出生したときは子の氏名を漢字で名付けるところ、本邦で出生した場合、その漢字氏名に対応するローマ字を承知しないまま出生届に不確実なローマ字氏名を記載する例が多いことから、特別永住許可申請において、その後に旅券等が発給され出生届のローマ字氏名が訂正されるおそれがあるときは、「特別の事情」があるとして漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名のみを表記する。

エ　通称の表記

本邦のみで用いる通称は、特別永住者証明書に表記しない。

（注１）旅券の身分事項頁氏名欄に記載されている別名等は、個人を特定する氏名の一部としてそのまま特別永住者証明書に表記する（第６編第２章第３節の２第２の２（３）の（注２）及び（注３）における在留カードの取扱いを参照。）。

（注２）本邦のみで用いる通称は、住民票の通称欄に記載されるが、市区町村から通知される事項ではない。

（２）生年月日

年は西暦を使用して記載する。

（３）国籍・地域

国民旅券を提示する者にあっては、当該国民旅券の国籍・地域名を表記する。

朝鮮半島出身者及びその子孫で、韓国国籍を始め特定の国籍があることが確認できていない者については「朝鮮」と表記する。

台湾出身者及びその子孫で中国国籍を始め特定の国籍を有さず、有効な台湾旅券又は「台湾」と表記されている特別永住者証明書を提示する者については「台湾」の地域名を表記する。また、有効な台湾旅券を所持しないが、みなし特別永住者証明書の「（２）（１３）国籍等」欄に、「中国（台湾）」と記載されている場合、又は、国籍の属する国における住所又は居所として台湾地域が記載されており、特別永住者証明書への「台湾」との表記を希望する場合は、「台湾」と表記する。

国籍・地域を有しない者又は国籍・地域を有することが証明できない者については「無国籍」と表記する。

2　住居地

住居地とは、本邦における主たる住居の所在地であり、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも本邦内に存在し得る場所を表す概念である。例えば、宿泊契約に基づいて中長期間継続して居住することが予定されているホテルや旅館などは住居地としての届出が認められるが、道路や公園など、社会通念上、客観的に人の住居としての実態を具備していないものや、ホテルや旅館に宿泊する日数が短期間のものなどは、住居地としての届出は認められないこととなる。

3　特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

（1）特別永住者証明書の番号

１２桁（英字２桁、数字８桁、英字２桁の順）で表記され、新たな特別永住者証明書が交付されるごとに異なる番号が自動的に決定される。

（2）交付年月日

実際に窓口で特別永住者証明書を交付した日を当該特別永住者証明書の裏面に手書きにより西暦で記載する。

（3）有効期間の満了日

後記第３において詳述する有効期間の満了日が表記される。

4　写真

特別永住者証明書に表示される顔写真のサイズは、縦約３．０センチメートル、横約２．４センチメートルであり、１６歳以上の者についてのみ表示される。

（注）各種申請書等に貼付する写真（縦４センチメートル、横３センチメートル）を縮小して表示することになる。

第３　特別永住者証明書の有効期間（入管特例法第９条）

特別永住者証明書の有効期間については、次のとおり区分される。

なお、特別永住者の誕生日が２月２９日である場合は、うるう年以外の年における誕生日は２月２８日であるものとみなされる。

1　交付する日において１６歳未満の特別永住者に係る特別永住者証明書の有効期間については、１６歳の誕生日の前日までの期間とする。ただし、現に有している特別永住者証明書の有効期間が１６歳の誕生日の前日までとなっている者が有効期間の更新申請を行った場合は、新たな特別永住者証明書の有効期間が２２歳の誕生日（有効期間満了日後の７回目の誕生日）までとなる。（注）令和５年１１月１日の改正法施行日前に交付された特別永住者証明書の場合、その有効期間は、１６歳の誕生日が経過するまでの期間となる。な

お、令和５年１１月１日の法改正施行日前に特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者から、１６歳の誕生日当日に有効期間の更新申請を受けた場合であっても、１６歳に満たない者からの申請とみなす。

2　１６歳以上の特別永住者が、特別永住者証明書の記載事項（住居地を除く。）の変更届出又は紛失若しくは汚損等による再交付申請を行った場合には、新たに交付する特別永住者証明書の有効期間が当該届出又は申請のあった日後の７回目の誕生日までとなる。

3　１６歳以上の特別永住者が、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行った場合には、新たに交付する特別永住者証明書の有効期間が当該申請時に所持していた特別永住者証明書の有効期間満了日後の７回目の誕生日までとなる。

第４　特別永住者証明書の失効及び返納（入管特例法第１５条及び第１６条）

1　失効事由及び返納期間

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、次の失効事由に該当することにより特別永住者証明書の効力を失ったときは、返納期間内にその特別永住者証明書を出入国在留管理庁長官に返納しなければならない。

なお、返納義務者から返納方法の問い合わせがあったときは、後記（３）及び（５）の場合を除き、地方局等へ赴いて特別永住者証明書を返納し、又は在留カード等発行拠点に特別永住者証明書を郵送して返納するように案内する。

（１）特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、特別永住者でなくなったときは、当該事由が生じたときから１４日以内に返納しなければならない。

（２）特別永住者証明書の有効期間が満了したときは、有効期間が満了した日から１４日以内に返納しなければならない。

（３）特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下この節において同じ。）を受けないで、出入国港において入国審査官から出国確認を受けたときは、当該出入国港で直ちに返納しなければならない。

（４）特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の期間内に再入国しなかったときは、当該事由が生じた日から１４日以内に返納しなければならない。

（５）新たな特別永住者証明書の交付を受けたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して返納しなければならない。

（６）特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者が、死亡の日から１４日以内に返納しなければならない。ただし、死亡した後に、親族又は同居者が特別永住者証明書を発見した場合には、その発見の日を

起算日とする。

（７）特別永住者証明書の所持を失った後に、前記（１）から（５）までの失効事由が生じ、その後に特別永住者証明書を発見したときは、その発見の日から１４日以内に返納しなければならない。

２　返納後の処理

（１）返納者へ還付する場合

地方局等において特別永住者証明書の返納を受けた場合は、当該特別永住者証明書のＩＣ部分に穿孔処理を加えて確実にＩＣを無効化した上で返納者（返納義務が課されている場合に限る。）に還付する（郵送等の送付により返納された場合を除く。）。

なお、返納者が身分事項を偽っていたなどの理由により、特別永住者証明書の記載事項が真正なものと異なっていることが判明した場合は、返納者に対する還付は行わない。

（注）前記１（５）に該当する場合で、市町村窓口で特別永住者証明書を返納したときは、特別永住者証明書を回収する取扱いとしている（ただし、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書については穿孔処理後に還付可能。）。

（２）回収する場合

特別永住者証明書が郵送等の送付により地方局等に対して返納された場合又は特別永住者証明書の記載事項が返納者の真正身分事項と相違する場合は、返納者に対して特別永住者証明書を還付せずに回収する。回収した特別永住者証明書は、第４編第４章第３節第４（誤印刷の在留カード等の廃棄）に準じて廃棄する。

第８節　特別永住者証明書に係る申請・届出

第１　申請・届出の窓口

特別永住者証明書の住居地以外の記載事項変更届出、特別永住者証明書の有効期間更新申請及び紛失・毀損等による特別永住者証明書の再交付の申請については、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、これを行うこととされていることから、特別永住者証明書に係る各種申請・届出については居住地の市区町村窓口で行うことになる。

（注）特別永住者に係る各種手続の窓口が「住居地の市町村」ではなく「居住地の市町村」とされているが、これは、特別永住者への配慮から、一時的に滞在する場所を意

味する現在地や、道路、公園等社会通念上人の生活の本拠とは認められない場所も含む広い概念である「居住地」を用いたためである。

第２　住居地の届出（入管特例法第１０条）

特別永住者が、住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けたときは、住居地を定めた日から１４日以内に、また、住居地を変更したときは、新たな住居地に移転した日から１４日以内に、新住居地の市区町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上で、当該市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

第３　住居地以外の記載事項変更届出（入管特例法第１１条）

特別永住者証明書の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じた場合は、当該記載事項に変更が生じた日から１４日以内に、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならない。

（注１）当局が把握している情報（特別永住者証明書を交付している場合には特別永住者証明書の記載をいう。）と異なっているものの、身分事項に変更が生じていないと認められる次の①から④までの場合には、次の特別永住者証明書の交付を伴う申請等の際に、職権により訂正する。

なお、それらの申請等を行わずに記載の変更の申出があったときには、交換希望による特別永住者証明書の再交付申請を案内する。

① 氏名の記載順が異なる場合

（例）ABC DEF GHI　→　GHI ABC DEF

② 氏名の一部分が欠落又は追加した場合

（例）ABC DEF GHI　→　ABC DEF

ABC DEF　→　ABC DEF GHI

③ 氏名の一部分の文字が省略されている場合又は省略されていた場合

（例）ABC DEF GHI　→　ABC DEF G

ABC DEF G　→　ABC DEF GHI

④ 漢字氏名のみで交付された者についてローマ字氏名が判明した場合

（例）洪　吉童　→　洪　吉童　HONG KIL DONG

（注２）国籍・地域の変更を生じたことを証する資料の具体的例示は次のとおりである。

① 新たに国籍を取得した国の国民旅券又は国籍の属する国もしくは入管法施行令が定める地域の権限ある機関が発行する国籍証明書等

② 現に特別永住者証明書の国籍・地域欄に記載されている国籍・地域を離脱又は

放棄したことを証する文書

（注）国籍・地域を「朝鮮」から「韓国」に変更を届け出る場合については、上記①に係る文書は、韓国旅券、韓国国民登録証、国民登録完了証明書、大韓民国在外国民登録簿の写しのいずれかを提出させ、上記②に係る文書については不要とする。なお、前記のうち、韓国旅券を除く文書は、国籍・地域の変更届出のために用いることとすべきものであり、身分事項変更届出や氏名表記の資料とすることはできないことに留意する。

第４　特別永住者証明書の有効期間更新申請（入管特例法第１２条）

１６歳以上の特別永住者については、現に有する特別永住者証明書の有効期間満了日の２か月前から有効期間満了日までの間に、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、有効期間の更新を申請しなければならない。また、特別永住者証明書の有効期間が１６歳の誕生日又はその前日までとされている特別永住者については、有効期間満了日の６か月前から有効期間満了日までの間に、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、有効期間の更新を申請しなければならない。ただし、出張や留学等のため長期間本邦外で生活することとなり通常の更新期間内に再入国することができないなど、やむを得ない理由のために更新期間内に申請することが困難であると予想される者については、更新期間前においても有効期間更新申請を行うことができる。

第５　紛失等による特別永住者証明書の再交付申請（入管特例法第１３条）

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間に当該事実を知った場合にあっては、その後最初に入国した日）から１４日以内に、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

第６　汚損等による特別永住者証明書の再交付申請（入管特例法第１４条第１項前段）

特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又はＩＣの記録が毀損したときは、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができ、当該再交付申請については特段期限は定められていない。ただし、出入国在留管理庁長官が、著しく毀損し、若しくは汚損し、又はＩＣの記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に対し、特別永住者証明書の再交付申請を命令したときは、当該命令を受けた日から１４日以内に、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

第７　交換希望による特別永住者証明書の再交付申請（入管特例法第１４条第１項後段）

特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又はＩＣの記録が毀損した場合以

外の場合であって、特別永住者証明書の交換を希望するときは、居住地の市区町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。ただし、当該交換に正当な理由がないと認められるときは、再交付の対象とはしない。

なお、交換希望による再交付申請では、新たな特別永住者証明書の交付時に手数料（１、６００円）を収入印紙で納付しなければならない（入管特例法施行令第７条）。

交換希望による再交付申請が認められる具体的な事例としては、特別永住者証明書に表示されている写真の変更を希望する場合、特別永住者証明書番号の変更を希望する場合、氏名の漢字併記を希望する場合、漢字氏名のみの特別永住者証明書からローマ字氏名と漢字氏名が併記された特別永住者証明書へ変更することを希望する場合などが挙げられる。

（注）平成３１年の入管特例法施行令改正により、毀損等以外の場合の特別永住者証明書の再交付に係る手数料の額が改定されているところ、改定後の手数料の額（１，６００円）は、平成３１年４月１日以降に交換希望の再交付申請を受け付けた案件に適用されることに注意する（平成３１年３月３１日までに申請を受け付け、平成３１年４月１日以降に再交付を行った案件については、改定前の手数料の額（１，３００円）が適用される。）。

第11章　構造改革特別区域法及び地域再生法に基づく特例措置

第１節　構造改革特別区域法関連

構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号。以下「特区法」という。）第３条第１項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成１５年１月２４日決定）において、当局が特例措置を講ずるものとして、現在、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」及び「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」が定められている。

特区法に基づき、前記事業に係る特区計画が認定された場合の入国・在留審査事務の取扱いは、以下のとおりとする。

なお、当該事業を含む特区計画が認定された場合には、当該特区計画を本庁から地方局等の長宛てに通知し、また、当該認定を受けた地方公共団体名等を記載したリスト（特区計画・再生計画認定一覧表）を、入管WANに掲載する。

第１　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

１　特区内における当該特区の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請を優先処理する特例措置を講ずる。

なお、特例措置が認められる要件は、以下のとおりである。

（１）本事業が単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。

（２）本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。

（３）本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動内容が、特区計画において明示されていること。

（注）１　特定事業とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業である。

２　関連事業とは、特定事業に関連する事業として、特区計画に記載された事業をいう。

２　本特例措置の対象者及び措置の内容については次のとおりとする。

（１）対象者

ア　「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」を実施する特区とし

て内閣総理大臣が認定した特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人

イ　アの扶養を受ける家族である外国人

（2）措置の内容

ア　地方局等及びこれらの出張所（空・海港のみを分担する支局及び出張所を除く。）においては、前記（1）の者に係る専用の申請窓口を設ける。

特区専用の窓口を設けることが困難な場合には、既存の申請窓口を併用することとして差し支えないが、特区に係る外国人のための申請窓口であることが明確になるよう、表示板等を設置する。

（例）構造改革特別区域関係申請窓口

イ　前記（1）の者に係る入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）があった場合は、前記アの申請窓口において、速やかにこれを受け付ける。

ウ　イで受け付けた案件については、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。

第２　特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

1　特区内において当該特区の特定事業等に係る外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者について、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を短縮する特例措置を講ずる。

なお、本特例措置が認められる要件は、以下のとおりである。

（1）本事業が単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。

（2）本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。

（3）本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動内容が、特区計画において明示されていること。

(注)特定事業又はその関連事業については、前記第１の１ の(注)１及び２を参照のこと。

2　本特例措置の対象者及び措置の内容は次のとおりとする。

（1）対象者

特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業において我が国への貢献があ

ると認められる外国人

（2）措置の内容

ア　前記（1）の者については、第１２編第２章第２７節第１の４（7）に当たるものとし、必要な在留実績については、引き続き３年以上本邦に在留していることで足りるものとする。

イ　前記（1）の者に係る永住許可申請に際しては、第１２編第２章第２７節第１の１０に定める資料の提出を要するところ、同章第３１節別表１の１の１２については、当該申請人に係る当該特定事業又はその関連事業における業績及び我が国への貢献度が明らかになる資料を提出させる。

第３　地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

１　本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し、又は地方公共団体等（地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が２分の１以上の商法・民法法人に限る。）をいう。以下同じ。）が転貸する施設（地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合をいう。以下同じ。）を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。

なお、本特例措置が認められる要件は、以下のとおりである。

（1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

（2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

（3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

２　前記１の申請をする地方公共団体は、前記１（1）の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定していること。

３　前記１（1）の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げ

るアからオの要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、さらに外国企業に転貸する場合においては、アからオに加えてカの要件も満たしていること。

ア　賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。

イ　地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出していること。

ウ　本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方出入国在留管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、若しくは使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

エ　本邦に入国後、３か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後１週間以内に地方出入国在留管理局に報告を行うこと。

オ　当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方出入国在留管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費の調達に必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。

カ　施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方出入国在留管理局に提出すること。

4　本特例措置により受け入れられる外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の際に求める立証資料等は、第１２編第３１節を参照のこと。

5　地方公共団体からの報告等

（1）前記３のウからカまでに規定する報告等は、地方公共団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（当該所在地が横浜支局、神戸支局及び那覇支局の管轄区域である場合を除く。）又は支局（成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局を除く。）が受けることとする。

（2）前記（1）の報告等を受けることとなる地方出入国在留管理局長又は支局長は、参考書式２により、特区の名称及び対象となる施設、当該特区において報告を受ける地方出入国在留管理局又は支局の名称、担当部門、所在地及び連絡先並びに報告の時期及び方法を当該特区の認定を受けた地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合に

おいて、一の特区が地方出入国在留管理局の複数の管轄区域にまたがる場合には、あらかじめ本庁在留管理支援部在留支援課から指示するものとする。

6　その他

（1）特区認定後であっても、前記3の要件が満たされなくなる事案が発生した場合には、当該事案の発生した地方公共団体に対し、是正を求めること。また、当該特例を受けた者が失踪する事案（事業所を指定場所以外に移転し、事業を開始する前に地方公共団体が当該外国人の活動を把握できないこととなった場合を含む。）が生じた場合、本邦に入国後3月以内に事業を開始せず若しくは当該事業を開始しないこととなった者の帰国に支障が生じている場合等、当該特例措置の適用に問題があること又は当該是正の要求に地方公共団体が応じない場合には、特区法第8条に規定する措置の要求又は同法第9条第2項に規定する認定の取消しを行う必要も想定されるため、本庁政策課宛てに、特区の名称、要件不適合の詳細について報告すること。

（2）本邦に入国後、3月以内に事業を開始しなかったとして前記3のオの報告を受けた場合又は本邦に入国後、１００日を経過しても前記3のエの事業を開始した旨の報告を受けなかった場合には、当該地方出入国在留管理局又は支局において、在留資格取消しの手続を開始すること。

第2節　地域再生法関連

地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「再生法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として閣議決定された地域再生基本方針（平成１７年4月２２日決定、平成３０年6月1日一部改訂）において、当局が特例措置を講じるものとして、「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」及び「外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業」が地域再生計画と連動する施策として定められている。

これは、特区法に基づき構造改革特区において講じられていた「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」が、平成１８年5月の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の一部改正により全国展開され、構造改革特区における「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」及び「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の対象とならなくなったことから、新たに再生法に基づく当該事業に係る地域再生計画が認定された場合には、従前の構造改革特区と同様の取扱いを行うこととしたものである。

再生法に基づく前記事業に係る地域再生計画が認定された場合の入国・在留審査事務の取扱いは、以下のとおりとする

なお、当該事業に係る再生計画が認定された場合には、当該再生計画を本庁から地方局等の長宛てに通知し、また、当該認定を受けた地方公共団体名等を記載したリスト（特区計画・再生計画認定一覧表）を入管WANに掲載する。

第１　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

１　地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号に該当する活動を行う外国人及び当該外国人の扶養を受ける者（特定活動告示３８号に該当するものに限る。）について、入国・在留諸申請を優先処理する特例措置を講ずる。

なお、本特例措置が認められる要件は、以下のとおりである。

（１）本支援措置の対象となる公私の機関が、地域再生計画の区域内に所在すること。

（２）前記（１）の公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第六に定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和４５年法律第９０号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第八に定める要件に該当する事業活動を行う機関」であること。

（３）本支援措置の適用を受けようとする外国人が、前記（１）で特定された公私の機関において、特定活動告示３６号及び３７号に該当する活動に従事するもの、又は特定活動告示３８号に該当する活動に従事するものであること。

２　本支援措置の内容については、次のとおりとする。

（１）地方局等及びこれらの出張所（空・海港のみを分担する支局及び出張所を除く。）においては、前記１の下線部分に該当する者に係る専用の申請窓口を設ける。

専用の窓口を設けることが困難な場合には、既存の申請窓口を併用することとして差し支えないが、再生法に係る外国人のための申請窓口であることが明確になるよう、表示板等を設置する。

また、専用窓口を設ける場合は、特区に係る外国人のための専用窓口と兼用して差し支えない。

（例）表示は、構造改革特別区域法・地域再生法関係申請窓口などとする。

（２）前記１の下線部分に該当する者に係る入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格

取得許可申請）があった場合は、前記（１）の申請窓口において、速やかにこれを受け付ける。

（３）（２）で受け付けた案件については、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。

第２　外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業

１　地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動を行う外国人であって、当該事業において我が国への貢献があると認められる者について、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を３年以上に短縮する措置を講ずることとする。

なお、本特例措置が認められる要件は、以下のとおりである。

（１）本支援措置の対象となる公私の機関が、地域再生計画の区域内に所在すること。

（２）前記（１）の公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第六の各号に定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和４５年法律第９０号）第２条第１項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第八に定める要件に該当する事業活動を行う機関」であること。

（３）本支援措置の適用を受けようとする外国人が、前記（１）で特定された公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動に従事するものであること。

２　本支援措置の内容については、次のとおりとする。

（１）前記１の下線部分に該当する者については、第１２編第２章第２７節第１の２（６）に当たるものとし、必要な在留実績については、引き続き３年以上本邦に在留していることで足りるものとする。

（２）前記１の下線部分に該当する者に係る永住許可申請に際しては、第１２編第２章第２７節第２に定める資料の提出を要するところ、同第２の３については、当該申請人に係る当該事業における業績及び我が国への貢献度が明らかになる資料を提出させる。

第12章　様　式

別記第１号様式	（削除）
別記第２号様式	人身取引事案報告票（在留審査用）
別記第３号様式	質問書
別記第４号様式	資料提出通知書
別記第５号様式	ＤＶ被害者報告票
別記第６号様式	申請受付印
別記第７号様式	申請受付票
別記第７号の２様式	申請受付票（特例期間等）
別記第７号の３様式	（削除）
別記第８号様式	事案概要書
別記第９号様式	通知書（出頭）
別記在９号の２様式	通知書（出頭、在留カードの交付を伴う申請用）
別記第１０号様式	教示書
別記第１１号様式	通知書（不許可）
別記第１１号の２様式	（削除）
別記第１１号の３様式	通知書（不許可・在留期間内）
別記第１１号の４様式	通知書（不許可・出国準備期間の案内）
別記第１２号様式	就労資格証明書不交付通知書
別記第１３号様式	軍籍離脱不同意書
別記第１４号様式	不許可処分連絡書
別記第１４号の２様式	連絡書
別記第１５号様式	処分記録送付書
別記第１６号様式	再入国許可効力発生日変更願出書
別記第１７号様式	在留資格抹消願出書
別記第１８号様式	通知書（在留資格抹消不承認）
別記第１９号様式	証印転記願出書
別記第２０号様式	再入国許可期限証明願
別記第２１号様式	通知書（在留期間経過後に出国準備を希望する場合の不許可通知）
別記第２１号の２様式	通知書（在留期間経過後に他の活動を希望する場合の不許可通知）

別記第２２号様式	再入国許可の有効期間延長申出書
別記第２３号様式	（削除）
別記第２４号様式	[redacted]
別記第２５号様式	[redacted]
別記第２６号様式	[redacted]
別記第２７号様式	[redacted]
別記第２８号様式	[redacted]
別記第２９号様式	[redacted]
参考様式１	委任状（再入国許可期限証明願）
参考様式２	報告書（「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に係る地方公共団体からの報告について）
参考様式３	お知らせ（申請要件を欠く申請を返送する場合）
参考様式４	（削除）
参考様式５	理由書（再入国許可の効力を生ずる日の変更）
参考様式６	家族関係等に関する陳述書
参考様式７	法定特別永住者該当の有無に係る照会書
参考様式８	法定特別永住者に該当する旨の通知書
参考様式９	誓約書
参考様式１０	お知らせ（郵送により不許可通知書を送付する場合）
参考様式１１	取下書
参考様式１２	確認書
参考	特別永住許可事務の流れ

別記第２号様式

取 扱 注 意

人身取引事案報告票（在留審査用）

出入国在留管理局　　支局　　出張所

身分事項	国籍・地域		氏　名	
	性　別		生年月日	年　月　日（　歳）
	住居地			
	在留カード番号			
	入国日	年　月　日		
	在留資格		在留期間・期限	
人身取引形態	本国における出身地	国　市		
	本国における職業		本国における年収	円
	ブローカーとの接触場所・時期	国　市		
	ブローカーとの接触理由			
	ブローカーに支払った金額	円		
	ブローカーの身分事項	国　人　男・女（　歳くらい）　氏名：		
	強制の種類	暴　力　・　脅　迫　・　借金取立　・　監禁　・　権力濫用　・　略取誘拐　・　欺罔 旅券（在留カード）取上　・　その他不詳　・　回答拒否		
	強制内容の概略			
	搾取の状況			
	入国後の稼働場所	職種	入国後の稼働先の収入	月額　円
	雇用主	団体名： 所在地：	代表者名：	
	賃金支払い者	団体名： 所在地：	代表者名：	
	賃金支払い状況	契約上： 支給額： 支給時期： 支給方法：		
	暴力団関与の有無	有　（暴力団名：　）　・　無		
大使館からの協力依頼の有無	有（依頼先：　担当者：　連絡先：　）・　無			
警察への通報	通報先：			
保護協力要請	要請先：			
本人の意思	帰国希望　在留希望			
被害者認定日	年　月　日			
措　置	許可（許可番号：　在留資格・期間：　在留期限：　）　不許可　その他（　）			
特記事項				
作成年月日	年　月　日		作成者	

※　本報告票には、適宜関係記録の写し等を添付すること。

別記第３号様式

質　問　書

申請出生子の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	申請人の父	申請人の母
氏名		
国籍・地域		
生年月日、出生地		
住居地		
婚姻	（イ）婚姻届出　　年　月　日　（ロ）内縁	
旅券番号		
上陸許可年月日		
在留カード等番号		
在留資格・期間		
在留期限		
その他		

上記のとおり相違ありません。

記載者の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日　　（出生子との関係　　）

別記第４号様式

資料提出通知書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

あなたの申請（番号　　）に関し、審査資料として下記の書類が必要ですので、　　月　　日までに本状とともに送付又は御持参ください。

記

1

2

3

4

5

提 出 先　　出入国在留管理局

審査部門

担当者

電　話（　　）

注意：請求された資料を上記期日までに提出されないときは、特別な事情があると認めた場合を除き、現に提出された資料によって許否を決定します。
なお、申請に対する処分がなされないまま、在留期限から２か月を経過した場合には、本邦に滞在することができなくなりますので、資料は速やかに提出して下さい。

別記第４号様式　（英文）

N O T I C E

Date :

To : _____

In reference to your application (No.), please send or bring the following documents and certificates with this sheet to our office by , without fail.

1

2

3

4

5

Destination : Division of the Regional Immigration Services Bureau

Officer in charge

Phone :

Note : Should you fail to submit the above requested documents, certificates, etc., by the date specified above, unless there are extenuating circumstances, your application will be considered only with reference to the documents which you have already submitted.

Please be sure to submit promptly the materials as requested above. You will not be able to stay in Japan if two months have passed from the expiration date of your period of stay without being granted a disposition on your application.

別記第５号様式

取 扱 注 意

ＤＶ被害者報告票

出入国在留管理局　　支局　　出張所

身分事項	国籍・地域		氏名	
	性別	男・女	生年月日	年　月　日（　歳）
	入国日	年　月　日		
	在留資格・期間		在留期限	年　月　日
	住居地			
	在留カード番号			
端緒	被害者発見の状況			
ＤＶ被害の状況	配偶者（加害者）身分事項			
	家族状況			
	被害の種類	身体に対する暴力（　）		
		心身に有害な影響を及ぼす言動（　）		
	被害の状況			
保護措置状況	本人の意思	□ 配偶者暴力相談支援センターへの通報を希望 □ 婦人相談所での保護を希望　□ 通報拒否 □ 警察官への通報を希望　□ その他：		
	通報日時等	無・有	□ 通報日時：　年　月　日　時　分頃 □ 通報先：　□ 担当者名：	
	措置（通報）結果又は通報拒否の理由			
在留・退去手続に係る措置状況	□ 在留期間更新許可申請受理（申請番号：　） □ 在留資格変更許可申請受理（申請番号：　） □ 在留資格取消手続を終止の上、在留資格変更許可申請を勧奨 □ 在留資格取消手続の審理を進めた上で、本庁請訓予定 □ 違反調査中 □ 違反審査中 □ 口頭審理中 □ 異議申出につき本庁請訓予定 □ 収令仮放免許可（仮放免番号　） □ 退令仮放免許可（仮放免番号　） □ 退去強制令書発付処分後の事情変更につき、本庁へ報告予定 □ その他		
特記事項	＊ 当該被害者に扶養（監護養育）しなければならない児童がある場合、その児童の保護措置について等について記載する。			
作成年月日		作成者		

※　本報告票には、適宜関係記録の写し等を添付すること。

別記第６号様式

申　請　APPLICATION No.

注１）縦15ミリメートル、横40ミリメートルとする。
２）　　に受付年月日を記入する。

別記第７号様式

（葉書大）

申　請　受　付　票

受付年月日
申 請 番 号

資格外活動、在留資格の変更、在留期間の更新、
永住許可、在留資格の取得、再入国の許可、就労資格証明書の申請

氏 名

出入国在留管理局（支局）　　部門（出張所）

別記第７号様式　（英文）

（葉書大）

Application Receipt

Date :
Application No. :

Application for Extension, Change, Acquisition, Re-entry, Permanent Residence
Additional Activity, Certificate of Authorization for Employment.

Name in full

Regional Immigration Services Bureau

別記第７号の２様式　　（表）

申　請　受　付　票

受付年月日：　　受付番号：

氏名：　　様

	在留資格変更許可申請		在留期間更新許可申請
	永住許可申請（取得永住を含む。）		在留資格取得許可申請
	資格外活動許可申請		就労資格証明書交付申請
	再入国許可申請		

（連絡先）○○出入国在留管理局○○審査部門

〒　　－　　住所

電話○○－○○○○－○○○○

裏面も御確認ください。

【お知らせ】次の場合は、表面の連絡先へ御連絡ください。　　（裏）

○　住居地等連絡先を変更した場合

○　申請書に記載した事項が、申請時点から変更された場合（例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚していたが出頭時には離婚している場合）

【申請中の場合の在留期限について】

○　在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の処分が在留期間の満了日までに行われないときは、在留期間の満了後も同申請の処分がされる時又は従前の在留期間の満了日から２月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間、引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができます。

※　在留期間が３０日以下の人は該当しません。

大事なお知らせ

【永住許可申請をした方へ】

○　在留期間の満了日間近になっても永住許可申請に対する処分が行われない場合は、在留期間の満了日までに在留期間更新許可申請を行う必要があります。

（永住許可申請をしても在留期限は変わりません）

【マイナンバーカードを持っている方へ】

○　マイナンバーカードは有効期限が切れた時に失効します。再びマイナンバーカードが必要な方は、有料再交付（1,000 円）となります。マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに、お住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。

マイナンバーカード関係

(表)

別記第７号の２様式

Application Receipt

Date：　　Application No.：

Name in full：

	Application for Change of status of residence		Application for Extension of period of stay
	Application for permanent residence permit		Application for permission to acquire status of residence
	Application for issuance of employment qualification certificate		Application for issuance of employment qualification certificate
	Application for re-entry permit		

Regional Immigration Services Bureau

〒　-　(Address:　　)

Phone：　-　-

Please Turn Over

(裏)

【NOTICE】Please be sure to contact us at the contact information on the front page in the following cases

○ In case you change your place of residence or other contact information.

○ If any circumstances have been changed due to e.g. change of jobs or divorce since you applied.

【Expiration date of the period of stay under application】

○ In case the result of your application is not disposed by the expiration date of the current period of stay, you (the applicant) may reside in Japan until the date of the disposition or for another two months after the expiration date in the longest case.

※ If your (the applicant's) current period of stay is 30 days or less, you (the applicant) are not eligible to the roles below.

Please scan this QR code for important announcements.

【To the person who has applied for a permanent residence permit】

○ If no action is taken on the application for permanent residence permit close to the expiration date of your period of stay, you must apply for permission to extend your period of stay before the expiration date of your period of stay.

【To the person who has the Individual Number Card ("*My Number Card*" in Japanese)】

○ Please keep in mind that the validity of your Individual Number Card will not be renewed automatically. If the result of your application is not announced by the expiration date of the current period of stay, you (the applicant) need to renew your Individual Number Card before the expiration date at the city or ward office where you live. In case the expiration date is passed, you (the applicant) need to pay 1,000 yen for receiving a new Individual Number card at the office. For more information about the Individual Number Card, scan this QR.

Please scan this QR code for the Individual Number Card.

別記第７号の２様式　　（表）

申　請　受　付　票

受付年月日：　　受付番号：

氏名：　　様

	在留資格変更許可申請		在留期間更新許可申請
	永住許可申請（取得永住を含む。）		在留資格取得許可申請
	資格外活動許可申請		就労資格証明書交付申請
	再入国許可申請		

（連絡先）○○出入国在留管理局○○審査部門

〒　－　　住所

電話○○－○○○○－○○○○

裏面も見てください。

【お知らせ】次の場合は、表面に書いてある（連絡先）まで必ず教えてください。　（裏）

○　住所や電話番号が変わったとき
○　申請書に書いた内容が、申請したときから変わったとき
（例えば、申請のときは仕事をしていて、結果が出たときには仕事を辞めているときや、申請したときには結婚していて、結果が出たときには離婚しているとき）

【申請中の場合の在留期限について】
○　在留資格変更許可申請または在留期間更新許可申請の結果が在留期限まで出ないときは、その申請の結果が出るまでは、今までと同じように日本にいることができます（いちばん長いときで在留期限から２か月先の日まで）。
※　在留期間が３０日以下の人には当てはまりません。

大事なお知らせ

【永住許可申請をした人へ】
○　在留期限が近づいても入管からはがきや手紙で永住許可申請の結果のお知らせが来ないときは、在留期間更新許可申請もしてください。
（永住許可申請をしても在留期限は変わりません。）

【マイナンバーカードを持っている人へ】
○　マイナンバーカードは有効期限を過ぎると使えなくなります。新しく作るのにお金（1,000円）がかかります。マイナンバーカードの有効期限までに、住んでいるまちの役所などでマイナンバーカードの更新をしてください。

マイナンバーカード関係

別記第８号様式

年　月　日管　第　　号

事　案　概　要　書

請　訓
進　達
専　決

出入国在留管理局長　　申請番号

局　長		次　長		首席審査官		統括審査官	
許	不	許	不	許	不	許	不

資　変　更　永　取　再
格　　入
外　更　新　住　得　国

国籍地域		氏名		性別	
生年月日(年齢)	年　月　日（　歳）			回数	
在留資格(期間)	（　）　年　月　日まで				

参連絡事考項	

意見記載欄	審査官						
	統括審査官	許	不	終	首席審査官	許	不	終

出頭通知年月日　　年　月　日

別記第9号様式

（Ａ４）又は（葉書大）

通　知　書

あなたの　　申請について、結果をお知らせしますので、　月　日までに下記のものを持参の上、当部門（出張所）においでください。

なお、やむを得ない理由により同期日までに来られないときは、事前にその旨を連絡して下さい。結果の告知を受けないまま、在留期限から２か月を経過した場合には、本邦に滞在することができなくなりますので、ご注意ください。

また、申請書に記載した事項が、申請時点から変更されたとき（例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚されていた方が出頭時には離婚している場合）は、速やかにその旨を連絡して下さい。連絡がなく許可を受けたときは、在留資格が取り消されることもありますので、ご注意下さい。

記

1　旅券（又は旅券に代わる証明書）

2　在留カード（交付を受けている場合）

3　収入印紙　　円

4　申請受理票

5　この通知書

年　月　日

出入国在留管理局　　部門（出張所）

電話番号

別記第9号様式　(英文)

(A4) 又は (葉書大)

N O T I C E

Date :

Application No. :

Re: Your application for

1) Extension of period of stay　　2) Acquisition of status of residence

3) Change of status of residence　4) Re-entry permit

5) Permanent residence　　6) Permission to engage in additional activity

7) Certificate of authorization for employment

You are requested to appear at this office by　　bringing with them the items necessary for the final decision on the application

Since a failure to observe this deadline may result in your application being denied, you are advised that you should inform this office in advance if there are any unavoidable circumstances which may prevent you from appearing by the above date. Please take due note that you will not be permitted to stay in Japan if two months have passed from the expiration date of your period of stay without having received a disposition (stamp of approval).

If any circumstances have changed (e.g., a change in the place of employment, or divorce from a spouse) since the time of filing the application, you are advised that you should notify this office without delay. Permission granted without such notification may result in revocation of your status of residence.

1. Passport or document in lieu of passport.

2. Residence card

3. Revenue stamp　　¥

4. Application Receipt

5. This notice of approval

Division,　　Regional Immigration Services Bureau

Phone No.

別記第9号の2様式

（在留カードの交付を伴う申請用）　　（Ａ４）又は（葉書大）

通　知　書

あなたの　　申請について、結果をお知らせしますので、　月　日までに下記のものを持参の上、次の方が当部門（出張所）においでください。

①申請人本人、法定代理人

②申請取次者

③申請人が１６歳に満たない場合又は疾病その他の事由により出頭することができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認める者（疎明資料が必要）

なお、やむを得ない理由により同期日までに来られないときは、事前にその旨を連絡して下さい。結果の告知を受けないまま、在留期限から２か月を経過した場合には、本邦に滞在することができなくなりますので、ご注意ください。

また、申請書に記載した事項が、申請時点から変更されたとき（例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚されていた方が出頭時には離婚している場合）は、速やかにその旨を連絡して下さい。連絡がなく許可を受けたときは、在留資格が取り消されることもありますので、ご注意下さい。

記

1　旅券（又は旅券に代わる証明書）

2　在留カード（交付を受けている場合）

3　収入印紙　　円

4　申請受理票

5　この通知書

年　　月　　日

出入国在留管理局　　部門（出張所）

電話番号

別記第9号の2様式　(英文)

(在留カードの交付を伴う申請用)　　(Ａ４) 又は (葉書大)

N O T I C E

Date :

Application No. :

Re: Your application for

1) Extension of period of stay　　2) Acquisition of status of residence

3) Change of status of residence　4) Re-entry permit

5) Permanent residence　　6) Permission to engage in additional activity

7) Certificate of authorization for employment

The following persons are requested to appear at this office by　　bringing with them the items necessary for the final decision on the application

① The applicant (legal representative)

② Agent or other authorized person

③ A relative of the applicant, a person living together with the applicant or an equivalent person, whom the director of the regional immigration Services bureau deems respectively to be appropriate (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or owing to other grounds) (※Evidential documents are required)

Since a failure to observe this deadline may result in your application being denied, you are advised that you should inform this office in advance if there are any unavoidable circumstances which may prevent you from appearing by the above date. Please take due note that you will not be permitted to stay in Japan if two months have passed from the expiration date of your period of stay without having received a disposition (stamp of approval).

If any circumstances have changed (e.g., a change in the place of employment, or divorce from a spouse) since the time of filing the application, you are advised that you should notify this office without delay. Permission granted without such notification may result in revocation of your status of residence.

1. Passport or document in lieu of passport.
2. Residence card
3. Revenue stamp　　¥
4. Application Receipt
5. This notice of approval

Division,　　Regional Immigration Services Bureau

Phone No.

別記第１０号様式

本件＿＿＿＿＿＿＿＿（注：処分名を記載する。以下同様）に対しては取消訴訟を提起することができますので、行政事件訴訟法第４６条に基づき、取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を下記のとおり教示します。

記

１　取消訴訟の被告とすべき者

国

２　取消訴訟の出訴期間

（１）本件＿＿＿＿＿＿＿＿があったことを知った日から６か月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（２）上記（１）の期間内であっても、本件＿＿＿＿＿＿＿＿の日から１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記第11号様式

年　月　日

通　知　書

殿

あなたから申請のあった＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　年　月　日付け、申請番号　　第　　号）
については、下記理由により不許可と決定したので通知します。

記

○○出入国在留管理局長　印

連絡先　出入国在留管理局

（電話番号　　－　　－　　）

別記第11号様式　(英文)

N O T I C E

Date:

To:

This is to inform you that your application _____ _____ (dated _____, application No.) has been disapproved for the reasons stated below.

Reasons:

Director General of the Regional Immigration Services Bureau

Contact: Regional Immigration Services Bureau

Tel.

別記第11号の3様式

年　月　日

通　知　書

殿

あなたから申請のあった＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　年　月　日付け、申請番号　　第　　号）
については、下記理由により不許可と決定したので通知します。

なお、在留期間（　　年　月　日まで）を経過したときは、退去強制及び処罰の対象となるので、注意してください。

記

○○出入国在留管理局長　㊞

連絡先　　出入国在留管理局

（電話番号　　－　　－　　）

別記第11号の3様式　(英文)

N O T I C E

Date:

To:

This is to inform you that your application _____ _____ (dated _____, application No.) has been disapproved for the reasons stated below.

Please take note of the fact that you will be deported from Japan and/or be subject to punitive action if you remain in Japan beyond your authorized period of stay (Date of Expiration:)

Reasons:

Director General of the Regional Immigration Services Bureau

Contact: Regional Immigration Services Bureau

Tel.

別記第11号の4様式

年　月　日

通　知　書

殿

あなたから申請のあった＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　年　月　日付け、申請番号　　第　　号）
については、下記理由により不許可と決定したので通知します。

なお、あなたが出国の意思を有し、出国準備のために短期間の在留を希望する場合には、　　年　月　日までに 出入国在留管理局に出頭し、所定の手続を行ってください。

記

○○出入国在留管理局長　印

連 絡 先　　出入国在留管理局

（電話番号　　－　　－　　）

別記第11号の4様式　(英文)

N O T I C E

Date:

To:

This is to inform you that your application _____ _____ (dated _____, application No.) has been disapproved for the reasons stated below.

As you can apply for a short term stay for preparation to leave Japan, you are requested to appear in to take the necessary procedures by

Reasons:

Director General of the Regional Immigration Services Bureau

Contact: Regional Immigration Services Bureau

Tel.

別記第12号様式

年　　月　　日

就労資格証明書不交付通知書

殿

あなたから申請のあった就労資格証明書交付申請（　　年　　月　　日付け、申請番号　　第　　号）については、下記理由により不交付と決定したので通知します。

記

○○出入国在留管理局長　印

連 絡 先　　出入国在留管理局

（電話番号　　－　　－　　）

別記第12号様式　(英文)

N O T I C E

Date:

To:

This is to inform you that your application for the Certificate of Authorization for Employment (dated _____, application No.　　) has been disapproved for the reasons stated below.

Reasons:

Director General of the　　Regional Immigration Services Bureau

Contact:　　Regional Immigration Services Bureau

Tel.

別記第13号様式

CETIFICATE OF DISAPPROVAL

[redacted]

別記第14号様式

不許可処分連絡書

年　　月　　日

首席入国警備官　　殿

首席審査官
（○○出張所長）

下記の者の在留期間更新（在留資格取得・変更）許可申請については不許可処分に付したので連絡する。

氏　名（性別）	（　）		
国籍・地域			
生年月日			
在留資格(期間)	（　）	在留期限	
申請年月日		申請番号	
不許可通知年月日			
備　考			

別記第１４号の２様式

連　　絡　　書

年　　月　　日

○○○○部門
首席入国警備官　殿

○○審査部門
首席審査官
（出張所長）

在留関係申請に係る出頭通知を行ったが、出頭することなく特例期間を経過した者について、下記のとおり連絡する。

国籍・地域			
氏　名（性別）			（男・女）
生年月日	年　　月　　日		
在留資格（期間）	（　　）	在留期限	年　　月　　日
在留カード番号			
申請年月日	年　　月　　日		
申請種別		申請番号	
出頭通知年月日	年　　月　　日		
特例期間満了日	年　　月　　日		
備　　考			

別記第15号様式

管　　第　　号
年　　月　　日

○○○ 出入国在留管理局長　殿

出張所長

在留資格審査処分記録の送付について

標記処分記録(　　月　　日 ～　　月　　日)を別添のとおり送付する。なお、その内訳は下記のとおりである。

1 取　得	件
2 更　新	件
3 変　更	件
4 資格外	件
5 再入国	件
6 永　住	件
7 その他	件
計	件

添付物　　申請書写し

別記第16号様式

番　号

年月日

再入国許可効力発生日変更願出書

APPLICATION FOR CHANGING THE TERM OF VALIDITY OF RE-ENTRY PERMIT

出入国在留管理局長　殿

To: Director General of the　　Regional Immigration Services Bureau

次の理由により再入国許可効力発生日の変更をお願いします。

I hereby request to change the term of validity of re-entry permit.

1　国籍・地域 _____
Nationality/Region

2　氏名、性別 _____ 男 Male / 女 Female
Name and Sex

3　生年月日 _____年_____月_____日
Date of Birth　Year　Month　Day

4　旅券番号 _____ 発給年月日 _____ 有効期間 _____
Passport No.　Date of Issuance　Date of Expiration

5　在留カード/特別永住者証明書番号 _____
Residence card/Special Permanent Resident Certificate No.

6　在留資格、在留期間 _____
Status of Residence and Period of Stay

7　再入国許可番号 _____ 許可年月日 _____ 許可庁 _____
Re-entry Permit No.　Date of Permit　Authority

8

	効力発生日 Date of coming into effect	有効期限 Date of Expiration
現行 Present		
変更後 After		

9　理由
Reason

願出者署名 _____
Applicant's Signature

別記第17号様式

番　号
No,
年　月　日
Date:

在留資格抹消願出書
APPLICATION FOR CANCELLATION OF ENDORSEMENT

_____出入国在留管理局長　殿

To: Director General of the　　Regional Immigration Services Bureau

下記の理由により在留資格の抹消をお願いします。
I, the undersigned request the cancellation of my status of residence.

記
Notice

1　氏名、性別　　男 Male　女 Female
Name and Sex

2　生年月日　　年　月　日
Date of Birth　　Year　Month　Day

3　国籍・地域
Nationality/Region

4　住居地
Address in Japan

5　旅券
Passport
番号 No.　　発給年月日 Date of Issuance　　有効期間 Date of Expiration

6　在留資格、在留期間
Status of Residence and Period of Stay

7　理由
Reason of Cancellation

願出者署名
Applicant's Signature

別記第18号様式

（A4）又は（葉書大）

通　　知　　書

NOTICE

年　　月　　日

Date:

To:　　殿

あなたの願出については、承認しないこととしたので、通知します。

This is to inform you that your application has been disapproved.

出 入 国 在 留 管 理 局

Regional Immigration Services Bureau

別記第19号様式

番　号
No,

年　月　日
Date:

証　印　転　記　願　出　書

APPLICATION FOR TRANSFER OF ENDORSEMENT

_____出入国在留管理局長　殿

To: Director General of the　　Regional Immigration Services Bureau

新旅券に証印の転記をお願いします。
I, the undersigned request transfer of endorsement to the new passport.

記
Notice

1　氏名、性別　　男 Male / 女 Female
Name and Sex

2　生年月日　　年　月　日
Date of Birth　　Year　Month　Day

3　国籍・地域
Nationality/Region

4　住　居　地
Address in Japan

5　旅　　券
Passport

	番号 No.	発給年月日 Date of Issuance	有効期間 Date of Expiration	発給者名 Issuing Authority
旧 Old Passport				
新 New Passport				

6　在留資格、在留期間
Status of Residence and Period of Stay

願出者署名_____
(Applicant's Signature)

別記第２０号様式

再入国許可期限証明願

Application for certification of the re-entry permit deadline

To:

殿

願出人　住所
Applicant　Address in Japan

氏名
Name

下記の者は、出入国管理及び難民認定法第２６条第１項の規定により再入国の許可を受けた者（同法第２６条の２第１項又は第２６条の３第１項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）であり、同許可により出国しましたが、下記の理由により、同人が日本へ渡航するための航空機に搭乗し、又は船舶に乗船するため、運送業者等に対し、日本に再入国することができることを証明する書面を提示する必要がありますので、下記の者に対する再入国許可期限を証明願います。

The following person is a person who has been granted re-entry permit pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph (1) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act (including persons deemed to have been granted re-entry permit pursuant to the provisions of either Article 26-2, Paragraph (1) or Article 26-3,Paragraph(1)of the same Act) and has departed from Japan using such permit, and therefore, owing to the following reasons, it is necessary for such person to present adocument certifying to the transport operator that he or she is permitted to re-enter Japan inorder for such person to be able to board an aircraft or to board a vessel for travel to Japan,and therefore, a request has been made for the certification of the re-entry permit deadlinefor the following persons.

記

（対象者）国籍・地域
Nationality/Region

氏　　名
Name　　（男・女）
male / female

生年月日　　年　　月　　日生
Date of birth　　year　　month　　day

願出理由
Reasons

Date
年　　月　　日

願出人署名 Applicant's signature

再入国許可期限証明書

Certificate for the Re-entry Permit Deadline

上記対象者は、　　年　　月　　日に、　　年　　月　　日まで有効な 再入国許可／みなし再入国許可 により本邦から出国した者であることを証明します。

This certificate hereby certifies that the abovementioned applicable person is a person who departed from Japan on (　　) using re-entry permit/ special re-entry permit valid until (　　).

Date　　年　　月　　日

（公印）

別記第21号様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号)

については、審査の結果、下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが、申請内容を出国準備を目的とする申請に変更するのであれば、別紙の申出書を提出して下さい。

As a result of the examination of your application (dated , application no.) permission cannot be granted based on the details of your application owing to the reasons given below, but if you intend to change your application details so that the purpose of the application is preparations for departure, please submit another application form.

記

＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長 (印)

注意：申請内容を出国準備を目的とする申請に変更する場合は、在留期限から2か月を経過する前に必ず、別紙の申出書を提出の上、手続を行って下さい。手続をされないまま、在留期限から2か月を経過した場合は、本邦に滞在することができなくなります。

Note : In cases of changing the application details so that the purpose of the application is preparations for departure, please follow the procedures submitting another application form prior to the passing of two months from the expiration date of the period of stay without fail. Please take due note that you will not be permitted to stay in Japan if two months from the expiration of the period of stay have passed without you following the procedures.

別記第21号の2様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった

（　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号）

については、審査の結果、下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが、申請内容を他の活動内容を目的とする申請に変更するのであれば、別紙の申出書を提出して下さい。

As a result of the examination of your application (dated , application no.) permission cannot be granted based on the details of your application owing to the reasons given below, but if you intend to change your application details so that the purpose of the other activities, please submit application form.

記

出 入 国 在 留 管 理 局 長 (印)

注意：申請内容を他の活動内容を目的とする申請に変更する場合は、在留期限から2か月を経過する前に必ず、別紙の申出書を提出の上、手続を行って下さい。手続をされないまま、在留期限から2か月を経過した場合は、本邦に滞在することができなくなります。

Note : In cases of changing the application details so that the purpose of the other activities, please follow the procedures submitting another application form prior to the passing of 2 months from the expiration date of the period of stay without fail. Please take due note that you will not be permitted to stay in Japan if 2 months from the expiration of the period of stay have passed without you following the procedures.

別記第22号様式

再入国許可の有効期間延長申出書

APPLICATION FOR AN EXTENSION OF THE VALID PERIOD OF THE RE-ENTRY PERMIT

出入国在留管理局長　殿

To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第20条第6項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定により在留できる期間の満了日までの再入国許可の有効期間の延長を申し出ます。

I hereby apply for an extension of the valid period of the re-entry permit until the expiration date of the period prescribed in Article 20, Paragraph (6)(including cases where it is applied mutatis mutandis pursuant to Article 21 , Paragraph (4))of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

1　国籍・地域
Nationality / Region

2　氏名
Name (in English)

3　性別
Sex　男 / 女 Male / Female

4　生年月日
Date of Birth　年 Year　月 Month　日 Day

5　在留カード番号
Residence card No.

6　予定渡航先国・地域名
Expected destinations

7　再入国許可の有効期限
Date of Expiration　年 Year　月 Month　日 Day

8　出国予定年月日・港
Expected date and port of departure　年 Year　月 Month　日 Day　(空)港 (Air) Port

9　再入国予定年月日・港
Expected date and port of re-entry　年 Year　月 Month　日 Day　(空)港 (Air) Port

申出人の署名／申出書作成年月日
Signature of the applicant / Date of filling in this form　年 Year　月 Month　日 Day

【別記第24号様式】

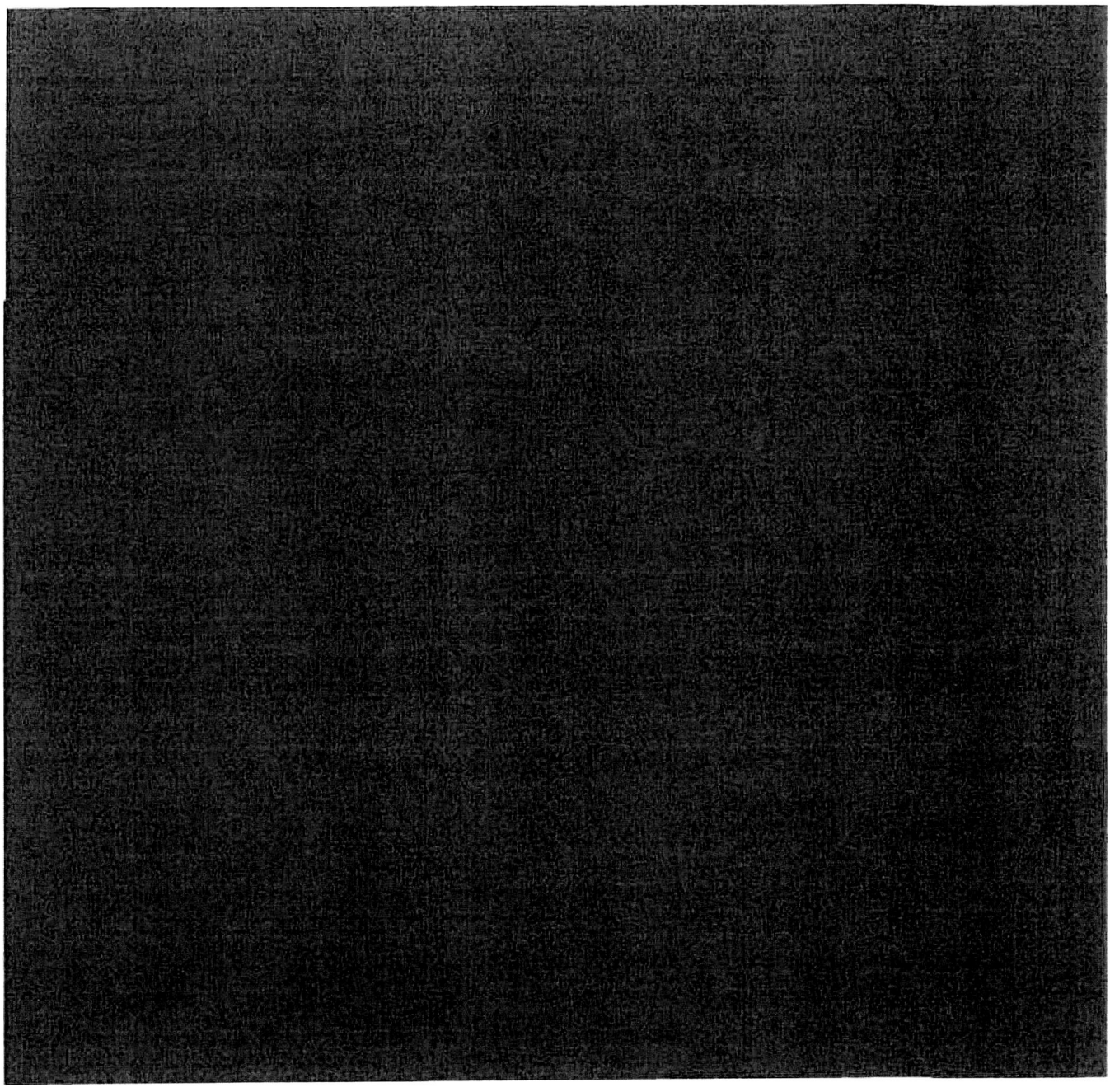

別記第２５号様式

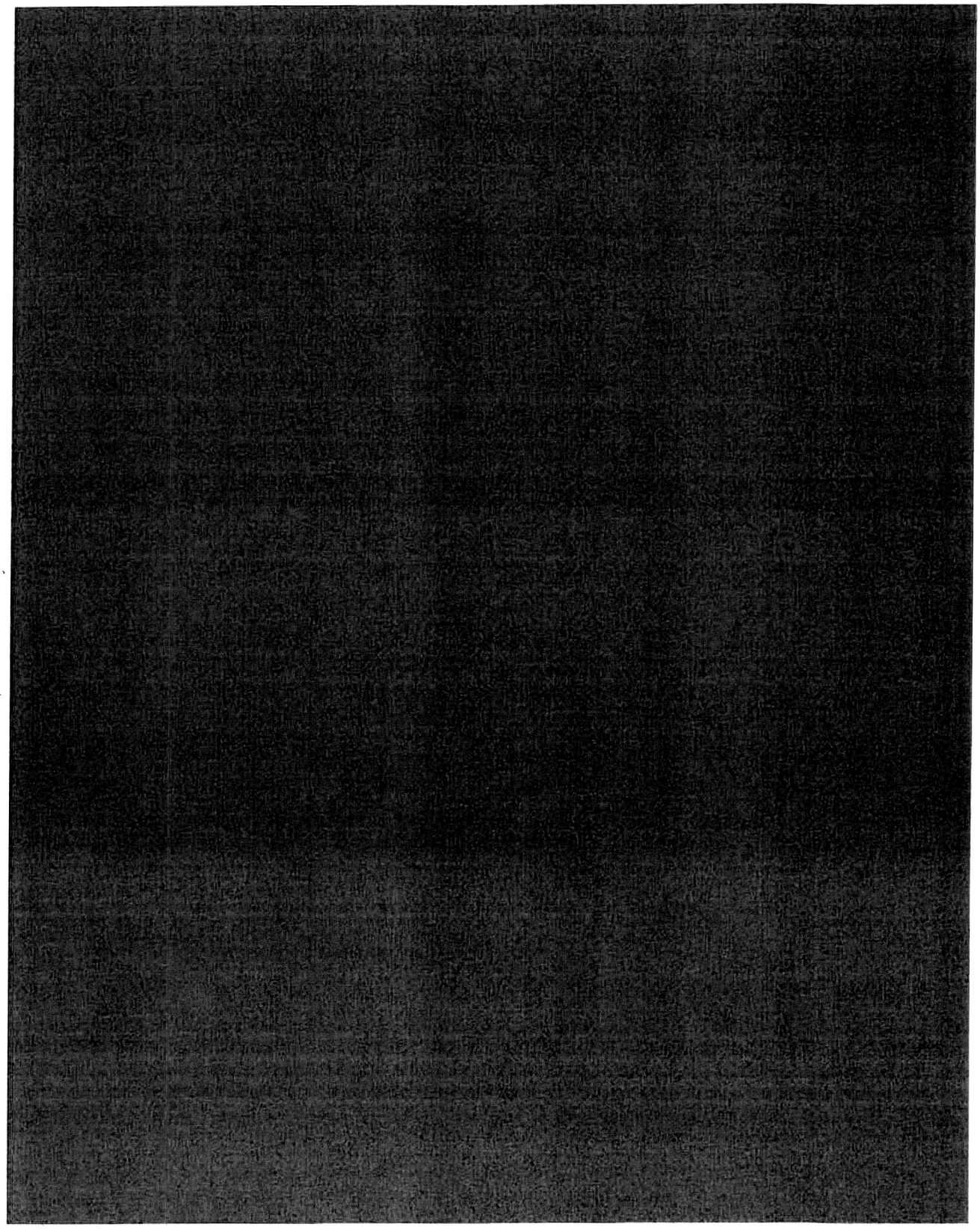

【別記第２６号様式】

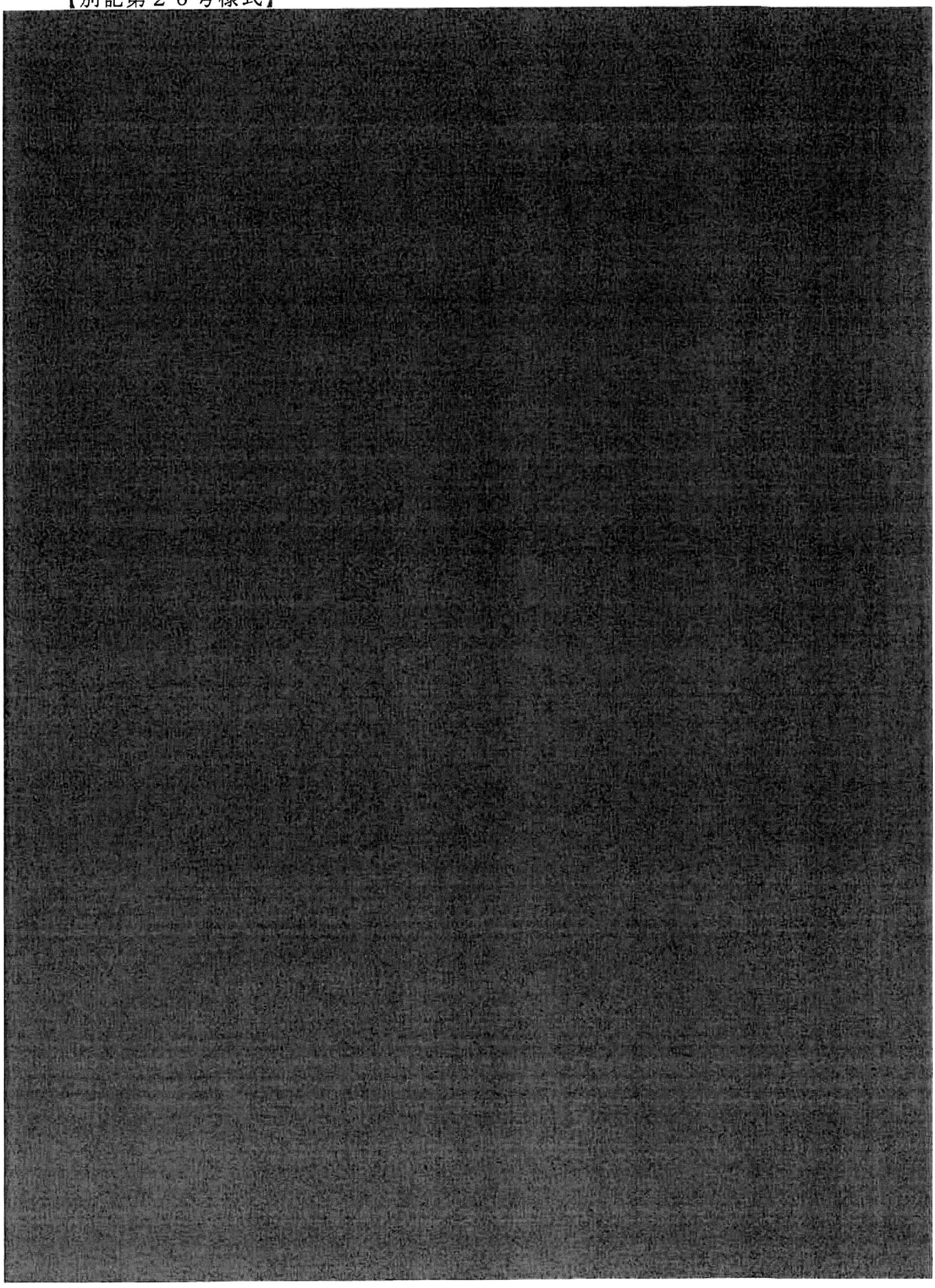

【別記第26号様式】

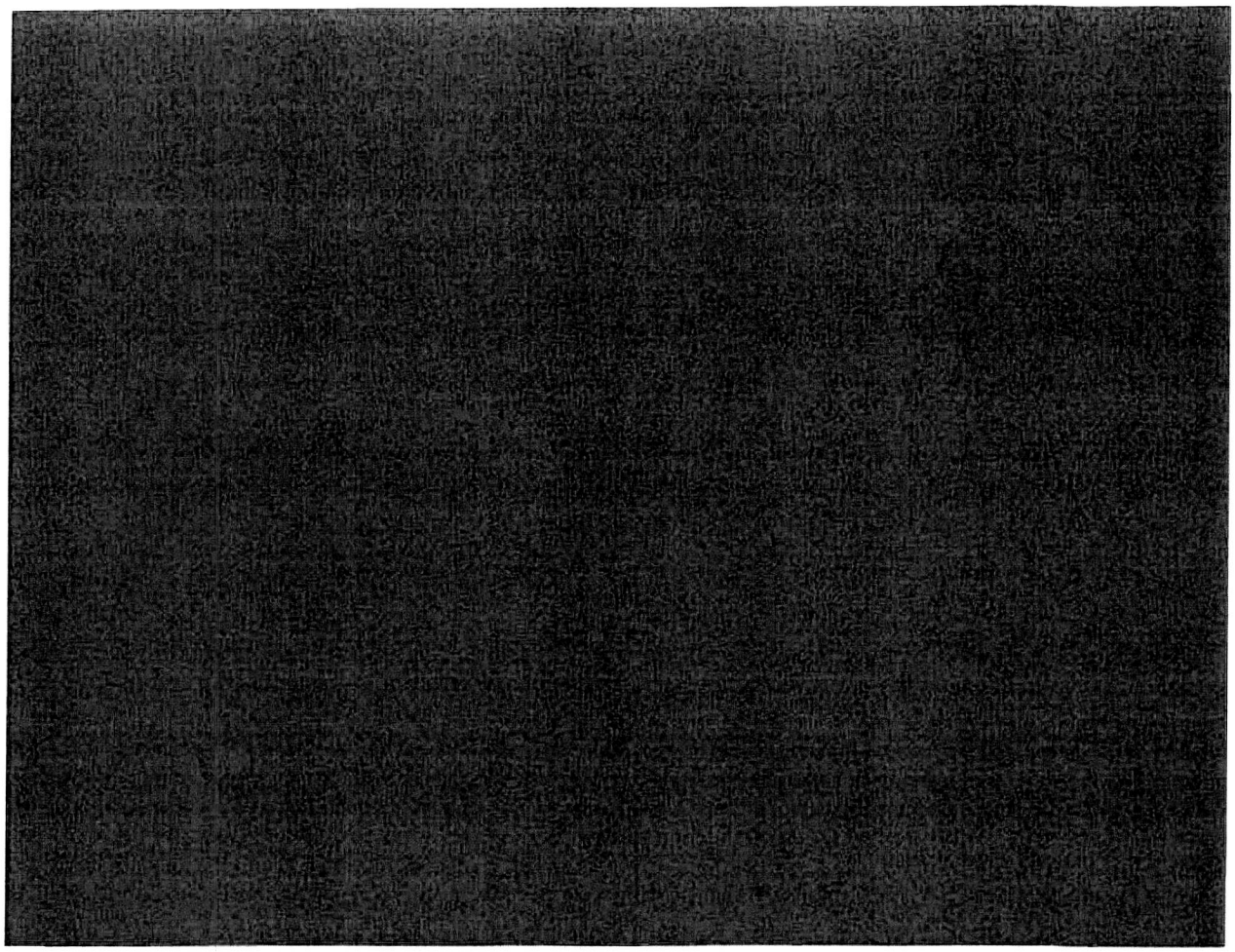

【別記第27号様式】

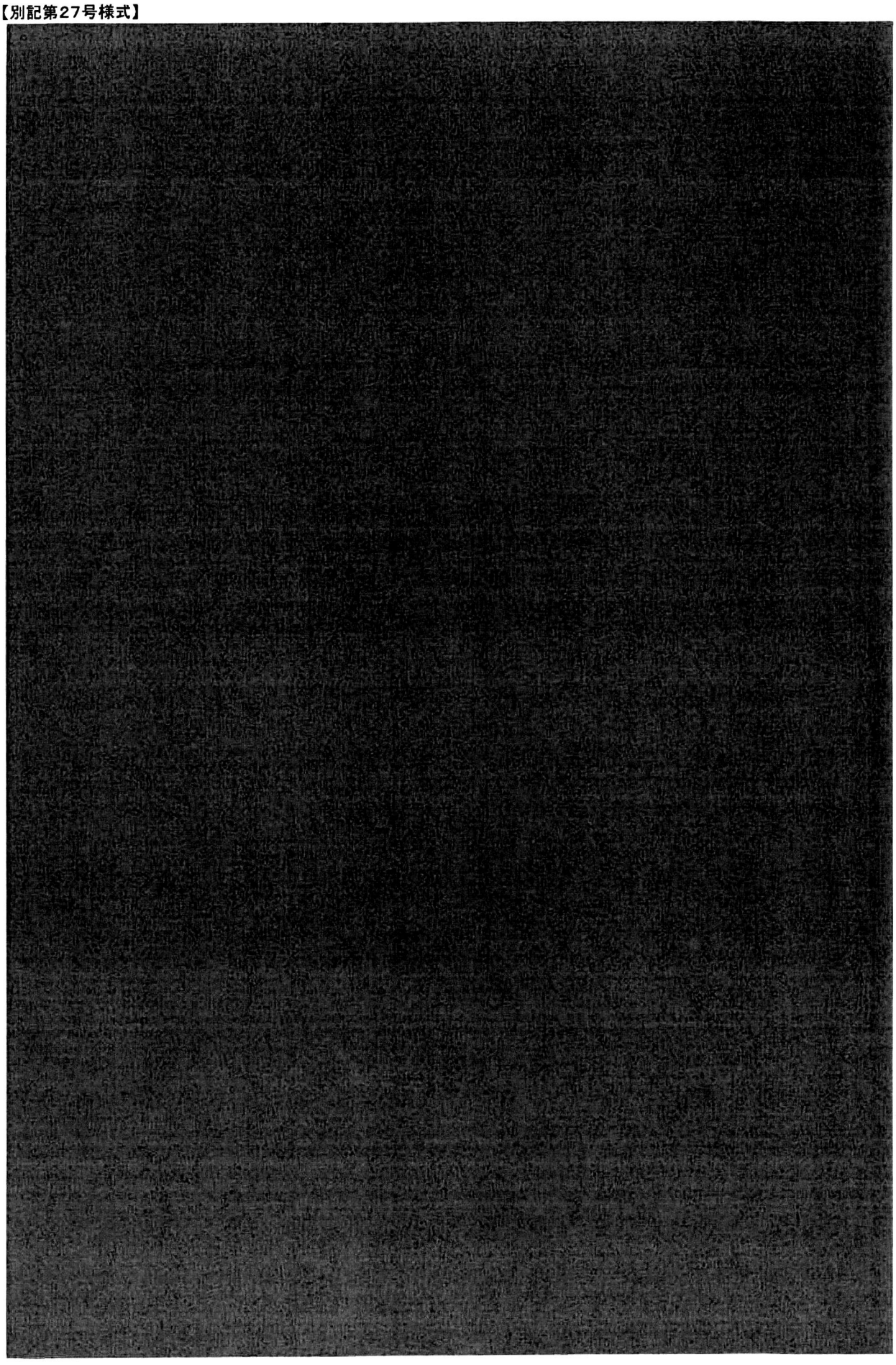

【別記第２８号様式】

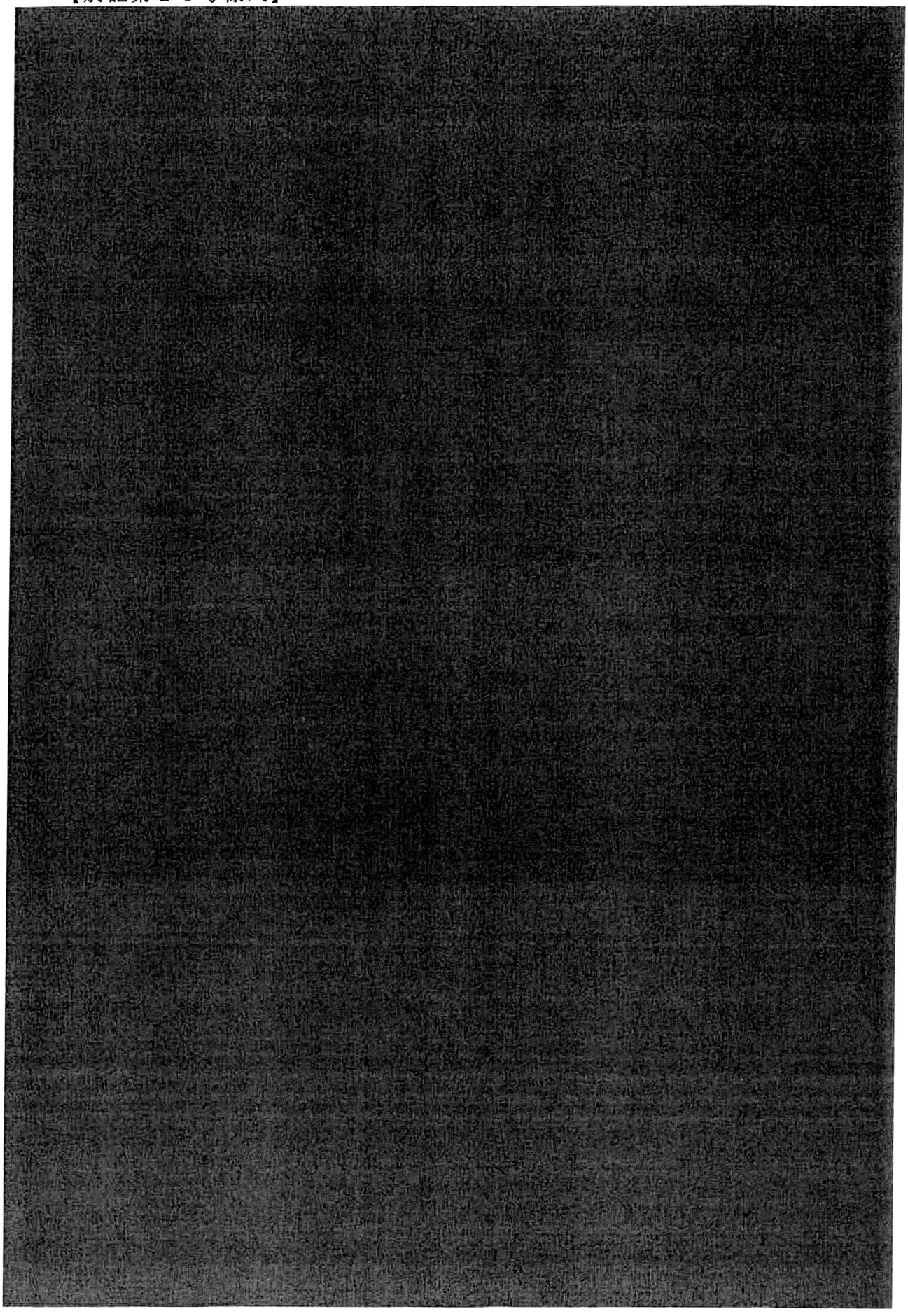

【別記第28号様式】

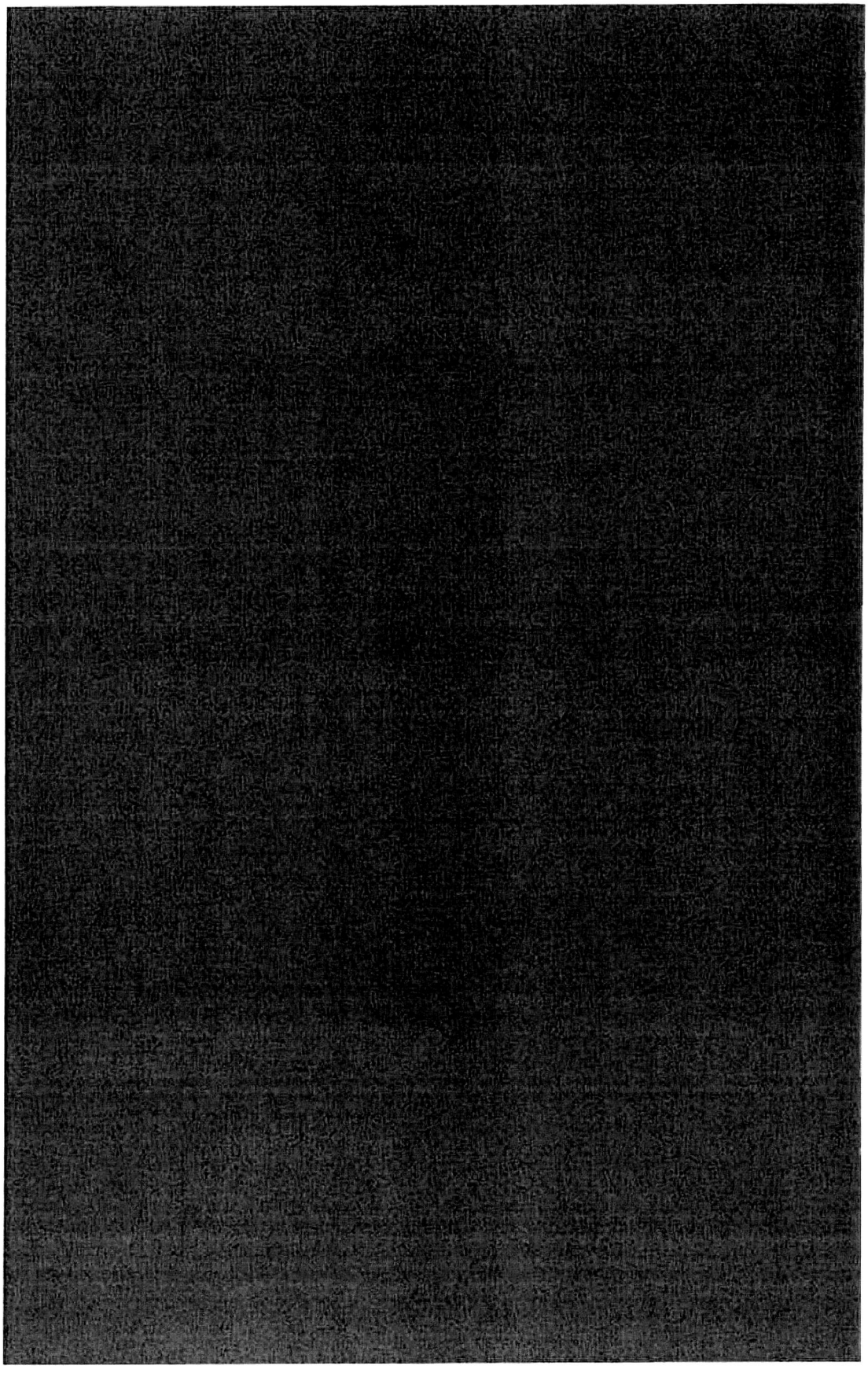

【別記第２９号様式】

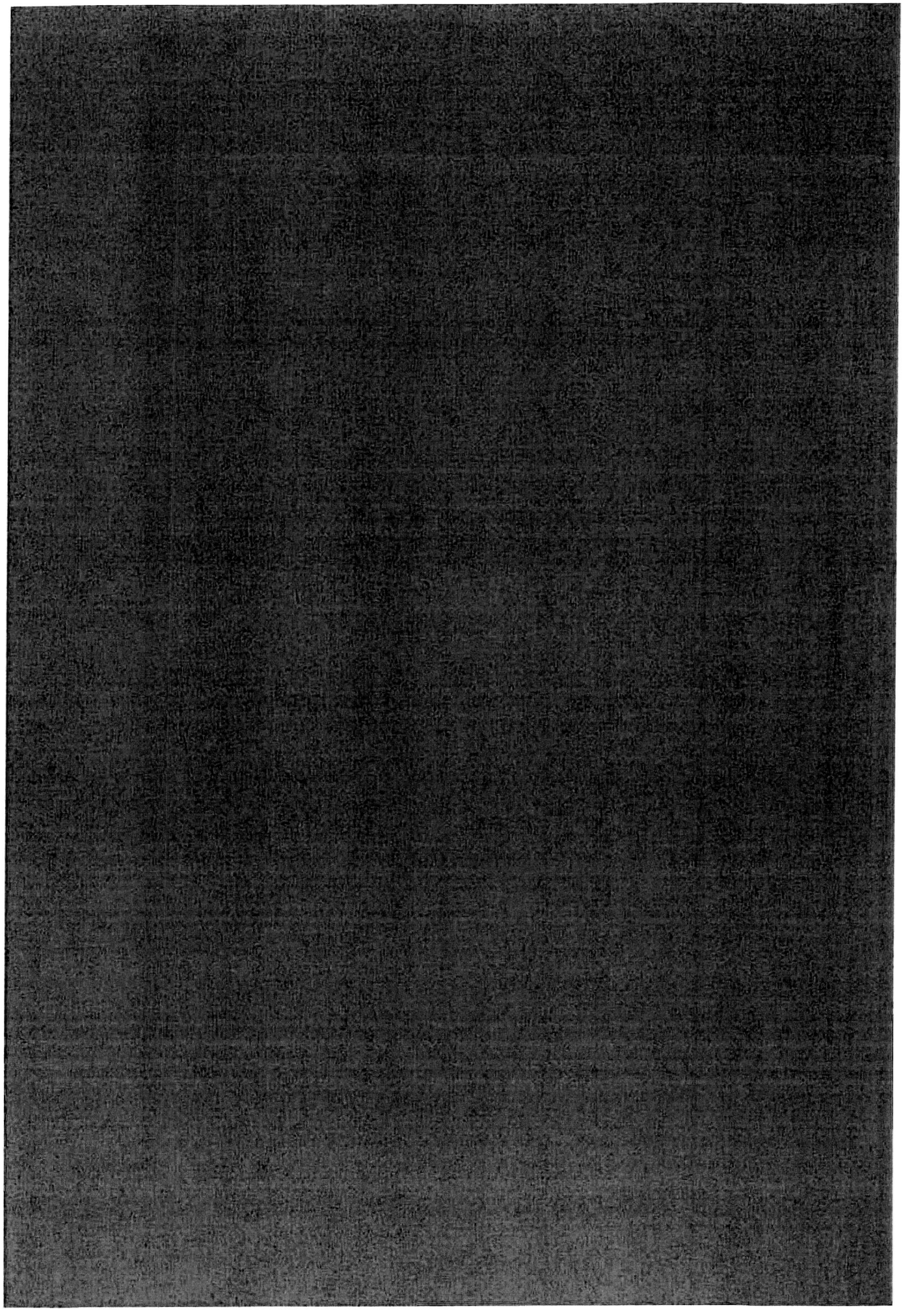

参考様式１

委　任　状

（委任者）　国籍・地域

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

私は、下記の者を代理人として、再入国許可期限証明の手続に係る一切の権限を委任します。

記

（代理人）

国籍・地域

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

委任者との関係

年　　月　　日

委任者署名　　【委　任　者　署　名】

参考様式２

〇〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（地方公共団体の長）殿

〇〇出入国在留管理局（〇〇支局）長　〇〇〇〇〇

「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に係る地方公共団体からの報告について（通知）

構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第３条第１項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成１７年１２月２日閣議決定）において定められた「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に関し、下記１の特区において必要となる報告については下記２により実施願いたく通知します。

記

１　本通知の対象となる構造改革特別区域について

構造改革特別区域の名称

（　特　区　の　名　称　）

対象となる施設の名称・所在地

（　施　設　の　名　称　）

（　施　設　の　所　在　地　）

２　報告の実施要領について

（１）報告を受理する官署

（地方局（支局）の名称）

（　担　当　部　門　）

（　所　在　地　）

（　連　絡　先　）

（２）報告の時期及び方法

①　地方公共団体等が賃借している施設につき、さらに外国企業に転貸する場合

地方公共団体等が賃借している施設の賃貸借契約書（地方公共団体等が転貸することが可能な契約に限る。）の写しを、本通知受領後速やかに提出又は送付すること。

② 対象となる外国企業が、本邦に入国後に賃貸借契約を行う場合

外国企業が賃貸借契約を行った後、速やかに当該契約書の写しの提出を受け、上記担当部門へ提出又は送付すること。

③ 指定された施設を使用しない場合又は使用することができなくなった場合

当該施設を使用しない又は使用することができなくなった理由を速やかに書面で報告するとともに、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講じ、当該講じた措置の内容を措置後１週間以内に書面で報告すること。

④ 対象となる外国企業が、３か月以内に事業所を設けて事業を開始した場合又は当該期間内に事業を開始しない場合

外国企業が、３か月以内に事業所を設けて事業を開始した場合には、外国企業から速やかに連絡を受け、事業を開始した日から当該事業の開始後１週間以内に書面で報告すること。

３か月以内に外国企業から事業を開始した旨の連絡がない場合には、当該外国企業に在籍する外国人の所在等の状況を確認の上、速やかに書面で報告すること。また、あわせて、当該外国企業に在籍する外国人に対して帰国を求めること。

（３）その他

上記（２）の報告等について、契約書の提出、送付又は書面での報告が遅れることが見込まれる場合には、その旨上記（１）の担当部門まで連絡すること。

また、上記（２）①から④までを除き、本特例措置又は同措置の対象となる外国企業若しくは当該外国企業に在籍する外国人について入国管理局へ報告しておくべき事項が生じた場合には、上記担当部門へ報告すること。

参考様式３

年　月　日

お 知 ら せ

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

あなたから申請のあった ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　年　月　日付け、申請番号　　第　　号）
については、下記理由により、返送します。

記

あなたに対しては、　年　月　日、退去強制令書が発付されているところ
あなたは、これにより在留資格を喪失しており、出入国管理及び難民認定法
第　条に規定する申請要件を欠いていることから、　許可を
行うことができません。

連絡先　出入国在留管理局
審査部門
（電話番号　－　－　）

参考様式５

理　　由　　書

１　申請者

国籍・地域

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日　　性別　男・女

２　効力を生ずる日の変更する理由

３　効力を生ずる日の指定日

年　　月　　日から

４　その他

現在所持している再入国許可については、新たな再入国許可が付与された場合失効することは、問題はありません。

年　　月　　日

○○出入国在留管理局長　殿

署　　名

参考様式６（表）

家族関係等に関する陳述書

年　　月　　日

氏　名
住　所
連絡先

私は、下記の理由のとおり、平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫であることに間違いありません。

記

1　平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫である理由

（記載例）

私は、平和条約国籍離脱者である祖母○○○○○の子○○○○○（父）の子として、○○年○○月○○日、○○県○○市において出生したものであり、法定特別永住者に該当します。

家族関係

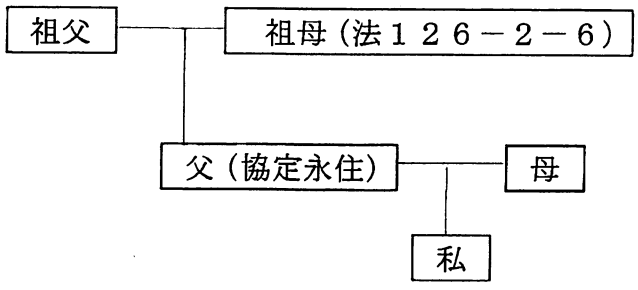

参考様式６（裏）

２　平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫である者の直系尊属（父母、祖父母等）の身分事項及び在日歴。

続柄		氏　名	
特別永住者証明書番号			
生年月日	年　月　日	来日年月日（日本で出生した者は不要）	
現住所			

在日歴	住　所	居住期間

続柄		氏　名	
特別永住者証明書番号			
生年月日	年　月　日	来日年月日（日本で出生した者は不要）	
現住所			

在日歴	住　所	居住期間

（注）特別永住者証明書番号は、みなし特別永住者証明書の番号を含む。

参考様式７

号
年　　月　　日

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室　御中

〇〇出入国在留管理局（支局・出張所）〇〇部門

法定特別永住者該当の有無に係る照会書

今般、別紙記載の外国人から申出がありましたので、参考資料を添えて法定特別永住者に該当するか否か照会します。

（別紙）

法定特別永住者該当の有無に係る照会・回答について

○○出入国在留管理局（支局・出張所）

	照会欄					回答欄
	在留カード番号	氏　名	性別	生年月日	法定特別永住者と思料される理由	法定特別永住者該当の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

（注）在留カード番号は、みなし在留カードの番号を含む。

参考様式８

年　　月　　日

○○○○　殿

○○出入国在留管理局（支局）

法定特別永住者に該当する旨の通知書

今般、申出がありました標記について、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第３条に定める法定特別永住者に該当すると認められますので、通知します。

（参考）
法定特別永住者該当者の身分事項

１　氏名

２　生年月日

３　性別

４　国籍・地域

５　住居地

（参考書式９）

誓　約　書

年　　月　　日

出入国在留管理局長　殿

下記の者については、　　年　　月　　日から○○○（注：下記の地方公共団体等の名を記載する。）において雇用する予定のところ、当該者の資格外活動に関して以下の事項について確認したことを誓います。

１．下記の者と現に有する在留資格の契約の相手方である○○○（注：下記の地方公共団体等の名を記載する。）との間で、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に応じた活動に係る雇用契約を締結していること（下記の者の現に有する在留資格が「技能」である場合、その活動がスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限ること。）。
２．下記の者による資格外活動が、地方公共団体等との雇用契約（契約の内容について、○○○（注：下記の地方公共団体等の名を記載する。）が認めるものに限る。）に基づく「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に応じたもの（現に有する在留資格をもって行うものを除く。）であること（資格外活動が「技能」の在留資格に応じたものである場合、その活動がスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限ること。）。
３．下記の者による資格外活動が、１週について２８時間以内であること。

記

氏　　名
国籍・地域
住　居　地
生年月日　　年　　月　　日生

（地方公共団体等の名）

（　人　事　担　当　者　連　絡　先　）

参考様式１０

お　知　ら　せ

・　在留カードの裏面の「申請中」の表示を抹消する必要があるため、同封された不許可通知書と在留カードを持って、以下の出入国在留管理官署へ出頭してください。なお、申請等取次者が申請人の代わりに出頭しても差し支えありません。（出国を予定する場合は、出頭は不要です。）
・　在留期限を超えて本邦への在留を希望する場合は、在留期限までに改めて申請を行う必要がありますので注意してください。
・　申請等取次者など申請人以外の方が本通知を受領した場合は、確実に本人へ不許可通知書をお渡しください。

（連絡先）
〇〇出入国在留管理局〇〇審査部門
〇〇出張所
〒　　－　　（住所　　）
電話〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

参考様式１０（英訳版）

INFORMATION

・ You are requested to appear at this office with enclosed "Notice" and "Residence Card" to delete the indication of "under application" made at the back of the the Residence Card. Application agency is also allowed to appear on behalf of the applicant.(If you are supposed to depart from Japan, you don't need to appear at this office)
・ In cases of residing Japan beyond the period of stay,please note that you must submit the application for your status of residence by the time of the expiration date of the period of stay.
・ If the authorized person other than applicants including the application agency receive this information, please make sure to give the applicant enclosed "Notice".

For further information or inquiry, please contact:
〇〇Regional Immigration Services Bureau
〒　-　(Address:　　)
Phone：　-　-

参考様式１１

年　　月　　日

（Year　　Month　　Day）

申請取下書

（Withdrawal of Application）

＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　あて

（To the director General of ＿＿＿＿ Regional Immigration Sevices Bureau）

国籍・地域（Nationality/Region）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名（Name）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

性　　別（Sex）：男 Male　／　女 Female

生年月日（Date of Birth）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申　請　日（Date of Application）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請番号（Application Number）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理　由（Reason for Withdrawal of Application）

署名（Signature）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式１２

確　認　書

私は、資格外活動許可申請に当たり、所属する教育機関において資格外活動（アルバイト）を行うことが認められていることを確認しています。

年　　月　　日　　（記名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特別永住許可事務の流れ